

尼崎市環境基本計画

～『E C O未来都市 あまがさき』を目指して～

平成 26 年 3 月（策定）

平成 31 年 3 月（加筆修正）

尼 崎 市

- ひと咲き まち咲き あまがさき -

はじめに

本市は、阪神工業地帯の中核として、我が国の高度経済成長の一翼を担い、工業都市として発展してきましたが、その一方で大気汚染・地盤沈下・水質汚濁といった深刻な公害問題に直面しました。しかしながら、市民・事業者・行政の連携と粘り強い取組により市内の環境は大きく改善されてきています。そして、現在では、これらの歴史や経験が、市民・事業者の高い環境意識に引き継がれるとともに、本市の環境政策にも大きな影響を与えています。



本市では、平成 24 年から市内環境の向上と地域経済の活性化などを目的とした「尼崎版グリーンニューディール」を推進するとともに、平成 25 年には温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、国から「環境モデル都市」に選定を受けており、様々な取組を展開しています。

尼崎市環境基本計画は、環境面における、本市が目指す姿とその実現のために必要な取組の方向性を示す最上位の計画です。本計画が、市民・事業者の皆様の行動の指針となるとともに、本市の歴史や特色を十分に活かしながら、「ECO未来都市」に向けたまちづくりが進められることを願っています。

環境問題は日々の暮らしは事業活動と密接に結びついており、私たち一人ひとりが、環境に配慮していくことが何よりも大切です。市民・事業者の皆様の一層のご理解とご協力、そして積極的なご参画をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民・事業者の皆様とご尽力いただきました尼崎市環境審議会委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

尼崎市長 稲村 和美

<目 次>

第1章 環境基本計画の基本的事項 1

1. 計画の位置づけ・役割・・・1
2. 計画改定の背景・・・3
3. 計画の期間・・・10
4. 対象とする環境・・・10
5. 対象地域・・・11
6. 市民・事業者・市の役割と責務・・・11

第2章 尼崎市の環境に関するあゆみと課題 14

1. 市の概況・・・14
2. これまでの環境への取組のあゆみ・・・33
3. 前計画のもとでの取組と課題・・・37

第3章 目指す環境像の実現に向けて 43

1. 目指す環境像・・・43
2. 目指す環境像を実現するための目標の体系・・・44
3. 目標を実現するための取組の方向性と施策・・・47
 - 目標1 低炭素社会の形成・・・48
 - 目標2 循環型社会の形成・・・55
 - 目標3 安全で快適な生活環境の保全・・・60
 - 目標4 多様な生き物の生息環境の保全・・・65
 - 目標5 環境と経済の共生・・・73
 - 目標6 環境意識の向上・行動の輪の拡大・・・77

第4章 計画の推進 82

1. 推進体制・・・82
2. 指標・取組状況の把握・・・82
3. 計画の進行管理と見直し・・・83

参考資料 85

- 資料1 計画改定の経緯・・・86
- 資料2 尼崎市環境審議会 委員名簿・・・88
- 資料3 尼崎市環境基本計画改定ワーキンググループ 委員名簿・・・89
- 資料4 尼崎市環境基本計画策定庁内検討会議 委員名簿・・・90
- 資料5 語句説明・・・91

計画の見直し 103

1. 見直しの内容・・・104
2. 計画の中間総括及び見直しの経緯・・・106
3. 尼崎市環境審議会 委員名簿・・・106

第 1 章 環境基本計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ・役割

「尼崎市環境基本計画」は、「尼崎市の環境をまもる条例」第 6 条に基づく「良好な環境（第 1 条で規定される「市民が健康かつ快適な生活を営みうる環境」）の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」であり、次の 2 つの事項を定めるものとしています。

- ①良好な環境の確保に関する目標及び総合的かつ長期的な施策の大綱
- ②良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

同条例第 5 条では、良好な環境の確保に関する施策を策定する場合には以下の①～④に掲げる基本方針に基づかなければならないとされています。

- ①大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- ②緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全することにより、人と自然との豊かな触れ合いができる環境を確保すること。
- ③水や緑に親しむことのできる都市空間の形成、地域の特性を活かした美しい景観の形成等により、潤いと安らぎのある環境を確保すること。
- ④資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、環境の保全に関する技術の活用等により、地球環境保全に資すること。

「尼崎市環境基本計画」は、環境政策における総合的な計画であり、本市における最上位計画である「尼崎市総合計画」の理念や目標を環境面から実現するための計画です。また、国や県の計画などや市の各種関連計画などと連携・調整を図りながら策定するものです。

2. 計画改定の背景

平成 12 年（2000 年）に「尼崎市の環境をまもる条例」を公布し、この条例に基づいて平成 15 年（2003 年）に「尼崎市環境基本計画」（以下、「前計画」といいます。）を策定しました。

前計画では、環境問題への関心の高まりを背景に、公害対策に加え、地球温暖化や廃棄物の増大などへの対応を明確にしました。

前計画では平成 37 年（2025 年）を目標年次としていましたが、策定から 10 年が経過し、その間、国においても環境基本計画の改定が行われるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、改定を行うこととしました。

（1）環境に関する取組の進展

- 公害問題については、継続的な取組により市内の環境は改善傾向にあり、市民もこれを実感してきています。
- 環境に関する分野別計画（「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」や「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」など）が策定・改定されています。
- 市民の環境意識が向上し、自然環境（尼崎の森中央緑地・猪名川自然林・佐璞丘など）の保全・創出に向けた取組や協働による環境学習・啓発活動などが活発に行われています。
- 平成 22 年（2010 年）には、尼崎市の産業界 5 団体が持続的な成長・発展が可能な環境の活きづくまの実現を図ることに合意し、「E C O 未来都市・尼崎」宣言を行いました。
- 平成 24 年（2012 年）には環境と産業の共生、地域経済の好循環を目指す「尼崎版グリーンニューディール（A G N D）」の取組が本格的に始まるとともに、平成 25 年（2013 年）には、国から「環境モデル都市」に選定されるなど、環境を軸とした取組が進められています。

(2) 新しい尼崎市総合計画の策定

- 平成 25 年（2013 年）から新しく始まった本市の最上位計画である「尼崎市総合計画」では、環境保全・創造に関する施策として「環境と共生する持続可能なまち」を目指すとしています。

尼崎市総合計画（2013-2022）（平成 24 年 6 月策定）抜粋

- 施策 18 環境保全・創造 環境と共生する持続可能なまち
市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生活環境の保全、生物多様性の保全等に取り組み、良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「環境と共生する持続可能なまち」をめざします。
- 施策の展開方向
 - 1 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。
 - 2 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。
 - 3 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。

コラム：尼崎版グリーンニューディール（AGND）（平成 24 年 3 月公表）

環境と産業の共生、そして地域経済の好循環を目指して、平成 24 年度（2012 年度）から本格的に「尼崎版グリーンニューディール」に取り組んでいます。

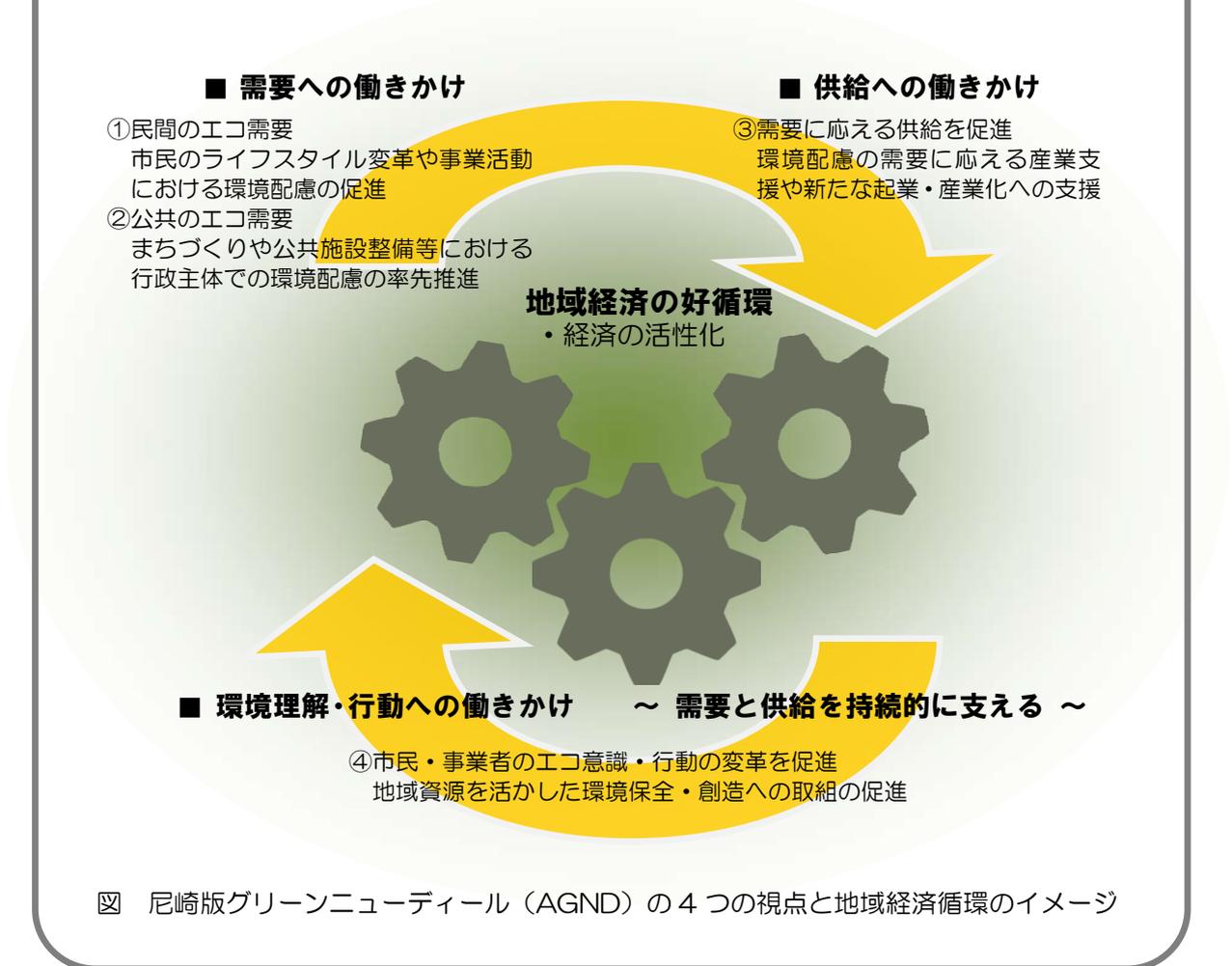


図 尼崎版グリーンニューディール（AGND）の 4 つの視点と地域経済循環のイメージ

コラム：環境モデル都市

「環境モデル都市」とは、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として国が選定しているもので、本市は平成 25 年（2013 年）3 月 15 日に選定されました。

本市の提案は、市民と地元産業界が丸となって環境と産業の両立を目指すというもので、モデル性・実現可能性が高いと評価されました。

本市では、この提案に対するアクションプランを策定し、低炭素社会の実現に向けた取組を推進していきます。



コンパクトな市域・
機能集積を活かした
**環境に優しい
快適な都市生活
の実現**

高い技術力・生産力を
活かした
**経済成長と
CO₂削減の両立**

市民や企業の高い協働意識
を活かした
**協働による
「ECO 未来都市」
の実現**



図 「ECO 未来都市あまがさき」のイメージ

出典：環境モデル都市提案書

(3) 環境をめぐる国内外での動き

① 地球温暖化

- 温室効果ガスの排出量の増加に伴い、世界各地で、水不足や農作物収量の減少、海面上昇による海岸の浸食などの深刻な影響が懸念されています。また、日本においても、平均気温の上昇、日降水量 100 ミリ以上の大雨や猛暑日の日数が増加しており、今後、農林水産業や生態系、人の健康、生活などに影響を与えることが懸念されています。
- 大気中の温室効果ガス濃度を安定させ地球温暖化の防止を図るため気候変動枠組条約が締結され、第 3 回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）において京都議定書が採択されました。京都議定書では先進国全体で平成 20 年（2008 年）から平成 25 年（2013 年）までに平成 2 年（1990 年）比で 5 %以上（日本は 6 %）の温室効果ガスの削減目標が定められました。
- 京都議定書の採択を受け、平成 10 年（1998 年）に地球温暖化対策推進法が公布されました。平成 17 年（2005 年）には「京都議定書目標達成計画」が策定され削減目標達成に向けた方針や対策が示されました。平成 20 年（2008 年）には地球温暖化対策推進法が改正され、一定規模以上の地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定することが義務付けられました。
- 国においても、平成 20 年（2008 年）から、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を「環境モデル都市」として選定するなど、地球温暖化防止に向けた取組を進めています。
- 平成 24 年（2012 年）には「都市の低炭素化の促進に関する法律」（略称：エコまち法）が公布され、低炭素なまちづくりに向けた取組が進められています。

② 物質循環・廃棄物

- 世界においては、経済成長と人口増加に伴って廃棄物の発生量が増大しており、平成 62 年（2050 年）の世界全体の廃棄物発生量は、平成 12 年（2000 年）の 2 倍以上となる見通しとなっています。日本における物質循環をみると、新たに投入する天然資源量は減少し、循環利用される物質の量は増加しており、省資源型の社会への移行が進みつつあります。
- 平成 25 年（2013 年）には「循環型社会形成推進基本法」に基づいて「第 3 次循環型社会形成促進基本計画」が策定され、廃棄物の削減に加え、循環の質にも着目しながら取組が進められています。
- 容器包装・家電・食品・建設・自動車などのリサイクルの推進に向けて法令が整備され、平成 24 年（2012 年）には小型家電リサイクル法が公布されました。

③ 大気・水・土壌・騒音・振動・化学物質

- 大気環境については、二酸化窒素や浮遊粒子状物質など多くの項目で環境基準の達成状況に改善が見られていますが、光化学オキシダントなどについては達成状況が低い状態が続いているとともに、微小粒子状物質（PM2.5）などについては国外からの影響も懸念されています。
- 水環境については、健康項目ではほとんどの地点で環境基準を達成していますが、生活環境項目については、依然として閉鎖性海域や湖沼などでは達成率が低い状況です。地下水については、事業所などでトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物の汚染が発見されています。
- 土壌については、土壌汚染対策法に基づく調査や対策が進められています。また、工場跡地などの再開発・売却の際や環境管理などの一環として行われる自主的な汚染調査により判明する土壌汚染も増加しています。
- 過去に著しい地盤沈下を示していた東京区部や大阪市、名古屋市などでは地下水取水規制などの対策の結果、長期的には地盤沈下は沈静化の傾向にあります。
- 騒音については、自動車・航空機・新幹線に関する環境基準の達成状況は長期的には改善傾向にあります。騒音に関する苦情は、平成 11 年（1999 年）までは減少傾向にありましたが、平成 18 年（2006 年）以降は増加傾向にあり、工場・事業所や建設作業が主な発生源となっています。また、これらの環境基準や規制を適用ができない市民生活に起因する近隣騒音の問題なども発生しています。
- 振動については、昭和 50 年（1975 年）ごろは、まだ振動の影響を受けやすい旧来の日本式住居が多く、未舗装道路などの凸凹や中小企業の設備による振動が問題となっていました。最近では建設重機による解体工事や建設作業に関する苦情が発生するなど状況が変化しています。
- PCBなどの有害化学物質については、環境中への排出量や残留量は概ね横ばい減少傾向にありますが、新たな化学物質の製造や、より低濃度の状況における化学物質の健康や生態系への影響に関する情報については明らかになっていないものもあるため、環境リスクを低減する一層の取組が必要です。

④ 自然環境・生物多様性

- 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進するために、平成 20 年（2008 年）に「生物多様性基本法」が公布されました。平成 22 年（2010 年）には愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において「愛知目標」が採択され、これらを踏まえ、生物多様性国家戦略 2012-2020 が策定されました。
- 世界の状況については、平成 22 年（2010 年）に公表された「地球規模生物多

様性概況第3版」において、「生物多様性のための取組は増加しているが、損失は継続している」と評価されています。

- 日本の状況については、過去50年の損失の大きさと現在の傾向の評価が行われており、平成22年（2010年）に生物多様性総合評価（JBO）として公表されています。この中で、「生物多様性の損失はすべての生態系に及んでおり、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系、島嶼（とうしょ）生態系における損失は大きい」とされており、その傾向は現在も続いています。

⑤ グリーン経済

- 市場において省エネ・省資源型の機器をはじめとする環境配慮型商品・サービスの普及や浸透が進んでおり、環境省の調査によると、環境産業は市場規模や雇用規模が増大しているとともに、環境関連の特許件数も伸びています。今後こうした動きは拡大するものと予想されます。
- 平成24年（2012年）に策定された日本再生戦略においては、「グリーン成長戦略」として、環境やエネルギー分野が最重要戦略として位置づけられています。

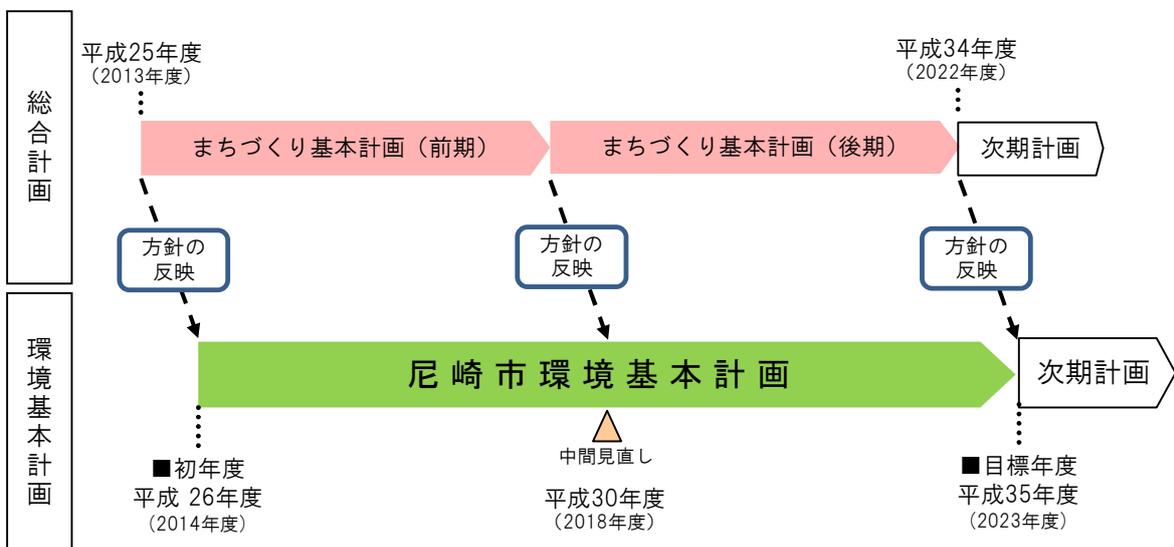
⑥ 環境教育・学習

- 平成14年（2002年）の国連総会において、平成17年（2005年）から平成26年（2014年）までの10年間で「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年間」とすることが決議されました。これを受け、日本においては、平成18年（2006年）に実施計画が策定され、平成23年（2011年）にはESDの普及をさらに加速させるため改訂が行われています。
- 持続可能な社会の構築を担う人づくりを進める機運の高まりにより、平成15年（2003年）に「環境保全活動・環境教育推進法」が公布されました。その後、環境を軸とした成長を目指す上で協働による取組がますます重要になっていることなどから、平成23年（2011年）には「環境教育等促進法」へと改正が行われています。さらに、平成20年（2008年）には小学校と中学校の学習指導要領が、平成21年（2009年）には高校の学習指導要領が公示され、これらに持続可能な社会の構築の観点が盛り込まれました。

3. 計画の期間

本計画は、中長期的な視点に立ちながら本市の目指す環境像や環境政策の方向性を示すものであり、「尼崎市総合計画」の計画期間に合わせて、平成35年度（2023年度）を目標年次とする10年間を計画期間とします。

施策の取組状況を毎年把握し、中間年次（平成30年度）には取組の点検・評価を実施するとともに、総合計画の改定状況を考慮しながら、必要に応じて見直しを行うこととします。



【図 計画の期間】

4. 対象とする環境

環境という言葉は、多様な意味をもっています。本計画が対象とする環境の範囲をおおむね以下のとおり定義します。

【表 対象とする環境の範囲】

| | |
|--------|------------------------------|
| 地球環境 | 地球の温暖化、資源の有効活用 など |
| 生活環境 | 大気、水質、騒音・振動、土壌、廃棄物 など |
| 自然環境 | 緑・水辺の保全・創出、生物多様性の保全、農地の活用 など |
| 環境関連産業 | 環境ビジネスの活性化、環境経営や産業立地の支援 など |

5. 対象地域

本計画の対象地域は、尼崎市の全域とします。

ただし、地域により環境の特性や取組が異なるため、地域性についても配慮するものとします。

6. 市民・事業者・市の役割と責務

かつて環境問題といえば事業活動による公害や開発による生態系の破壊などでしたが、現在は、社会経済活動や生活様式そのものが大きな原因となっていることや、地球温暖化などへの対応だけでなく、生物多様性の保全といった新たな課題への対応が求められるなど、環境問題は多様化・複雑化しています。

これらのことから、多様化する環境問題・課題は、市の取組だけでは解決が困難となっています。市民・事業者・市の3者が目指す環境像や取組の方向性を共有し、互いの得意・不得意を理解し、協力する必要があります。

(1) 市民の役割と責務

- ・ 自らの日常生活が尼崎の環境だけでなく、地球環境に影響を与えていることを認識し、環境負荷の低減に努めます。
- ・ 地域の環境保護活動に参加するなど、身近なところから環境問題の解決に主体的に取り組めます。

尼崎市の環境をまもる条例 市民の責務

第4条 市民は、その日常生活に伴う環境への負担の低減その他良好な環境の確保に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(2) 事業者の役割と責務

- ・ 自らの事業活動が尼崎の環境だけでなく、地球環境に影響を与えていることを認識し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。
- ・ 地域の一員として市内環境の向上に協力します。
- ・ 商品の製造や販売、またはそれらを廃棄する際など各段階において環境負荷を最小限にとどめるよう努めます。

- 時代のニーズを踏まえながら、環境を意識した事業活動により、環境と産業の共生を目指します。
- 公害を防止し、自然環境を保全するために必要な措置を講じます。また、事業活動によって市民の健康や生活環境について紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たります。

尼崎市の環境をまもる条例 事業者の責務

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を自らの責任と負担において講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の確保に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

4 事業者は、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障（以下「公害等」という。）に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

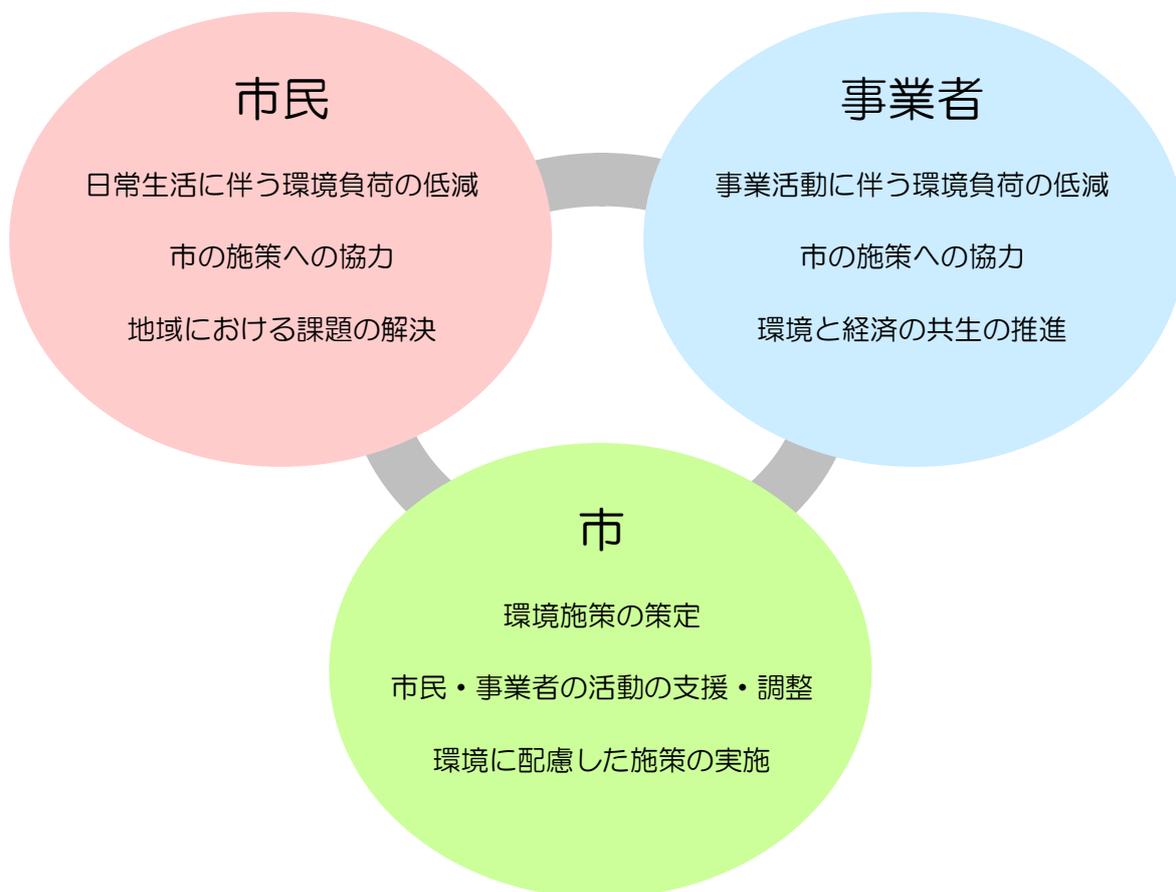
(3) 市の役割と責務

- 市民や事業者と協力しながら環境に関する施策を策定し、実施します。
- 取組の成果や課題について情報提供を行い、市民や事業者がその役割と責務を果たすことができるよう啓発や支援・調整を行います。
- 施策の策定や事業の実施にあたっては、関係部署と連携を取りながら進めるとともに、環境負荷の低減や自然環境の保全など環境の視点をできる限り組み込みます。また、必要に応じて国や県との連携を取ります。

尼崎市の環境をまもる条例 市の責務

第2条 市長は、良好な環境の確保に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、良好な環境の確保について特に配慮しなければならない。



【図 市民・事業者・市の役割と責務】

第2章 尼崎市の環境に関するあゆみと課題

1. 市の概況

(1) 位置・地勢

- 本市は兵庫県の南東部に位置し、市域は東西 8.3 km、南北 11.5 km、面積は 5,027 ha（平成 25 年 7 月現在）となっています。
- 東には猪名川から中島川、南には大阪湾、西には武庫川があり三方を水際線に囲まれています。
- 大阪湾に広がる三角州上に立地し、南に向かって緩い傾斜となっているものの、標高差は小さく、全体的に地勢は平坦となっています。
- 市域の約 30% にあたる地域がゼロメートル地帯となっています。



【図 尼崎市の位置】



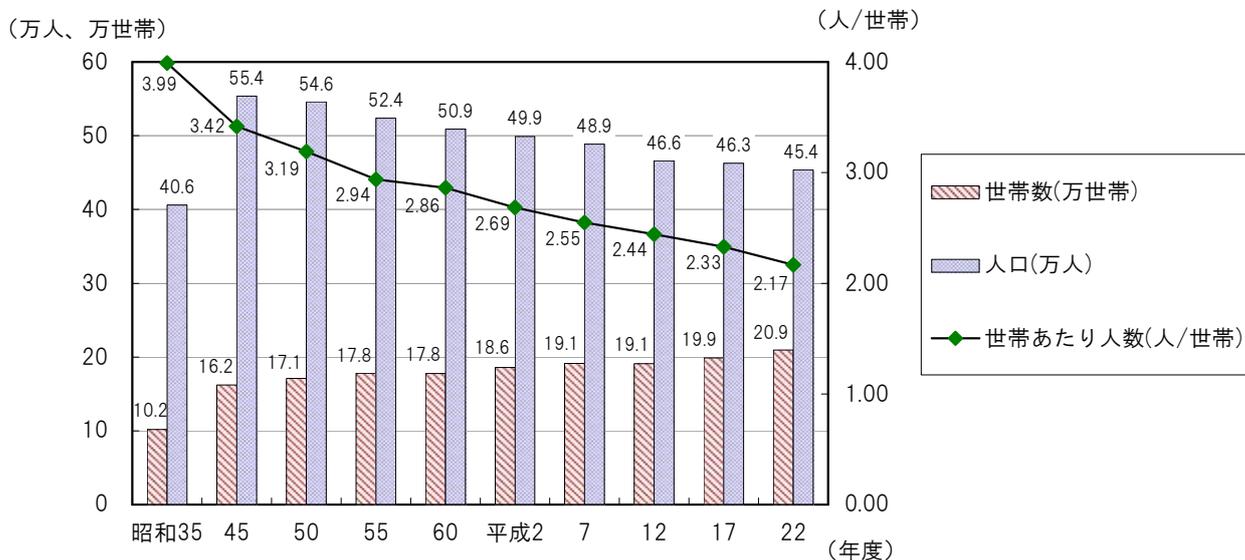
※T.P(TOKYO Peil) 日本の標高の基準面（東京湾平均海面）

【図 尼崎市の南北断面図】

(2) 人口

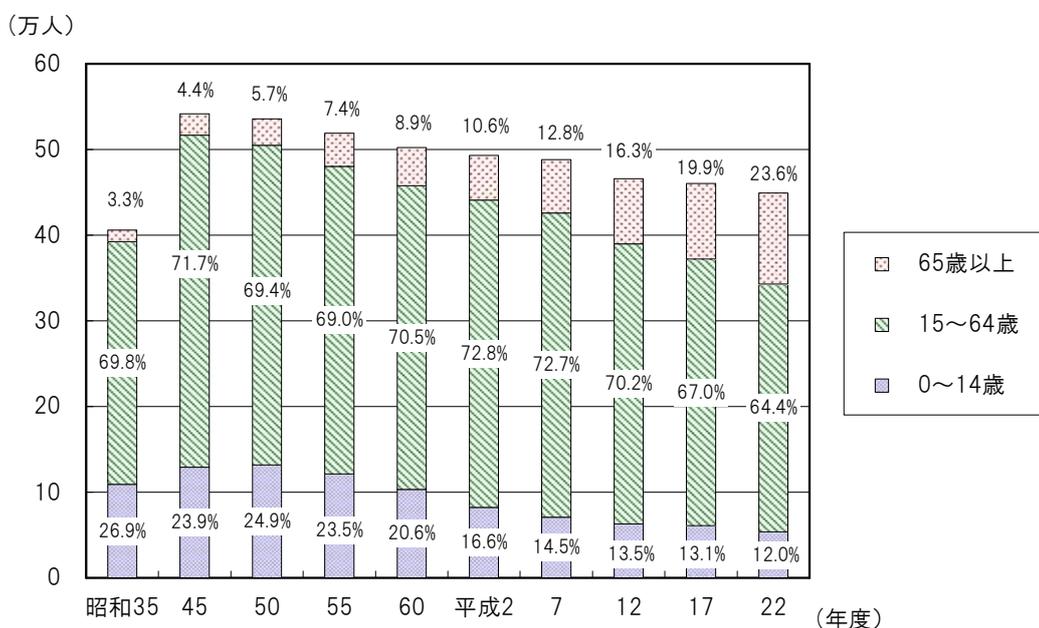
- 本市の人口は、市制の施行以来、ほぼ順調に増加してきましたが、昭和 46 年（1971 年）の約 55 万 4 千人をピークに減少に転じ、平成 2 年（1990 年）には 50 万人を割り、平成 22 年（2010 年）の国勢調査では約 45 万 4 千人となっています。

- 世帯数は増加を続け、平成22年（2010年）は約20万9千世帯ですが、世帯あたり人数は約2.17人に減少しており、単独世帯が増加傾向にあります。



【図 人口・世帯数・世帯あたり人数の推移】

出典：国勢調査



【図 年齢別人口比率の推移】

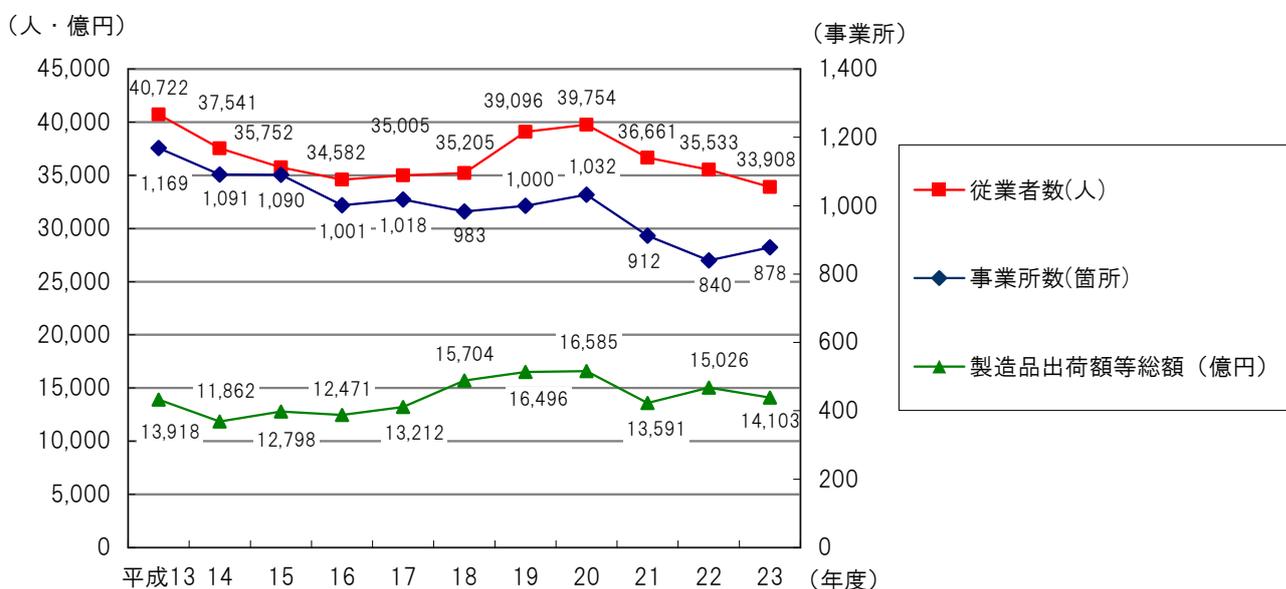
出典：国勢調査

(3) 産業

- 平成 24 年 (2012 年) 現在の本市の事業所数 (公務を除く) は約 1 万 8 千事業所、従業者数は約 18 万 9 千人です。産業別の従業者数割合を見ると、最も多いのが「製造業」であり、次いで「卸売業・小売業」、「医療・福祉」と続きます。
- 尼崎市を含む兵庫県は、製造品出荷額等が全国第 5 位と製造業が盛んです。その中で、尼崎市は神戸市、姫路市に次ぎ、県内第 3 位の製造品出荷額等 (約 1.4 兆円) となっており、製造業が盛んな都市であるという特徴があります。

① 工業

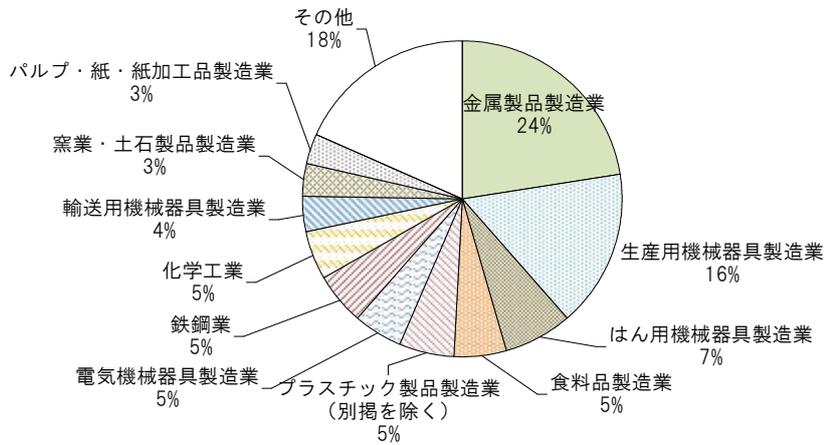
- 本市の近代化は明治 22 年 (1899 年) の紡績工場から始まり、以後多くの大規模工場が臨海部や JR 沿線に立地し、鉄鋼・機械などの重化学工業へと産業構造の変化を遂げました。
- 1940 年代には、火力発電所が建設されるなど、阪神工業地帯の中核都市として発展を続けました。
- 1970 年代に入ると、石油ショックを契機として製造業に伸び悩みが見られるようになり、平成 3 年 (1991 年) をピークに製造品出荷額は減少しています。
- 工業の主要指標における過去 10 年間の推移をみると、事業所数や従業者数は減少傾向にあります。製造品出荷額等の総額は増加傾向にあります。



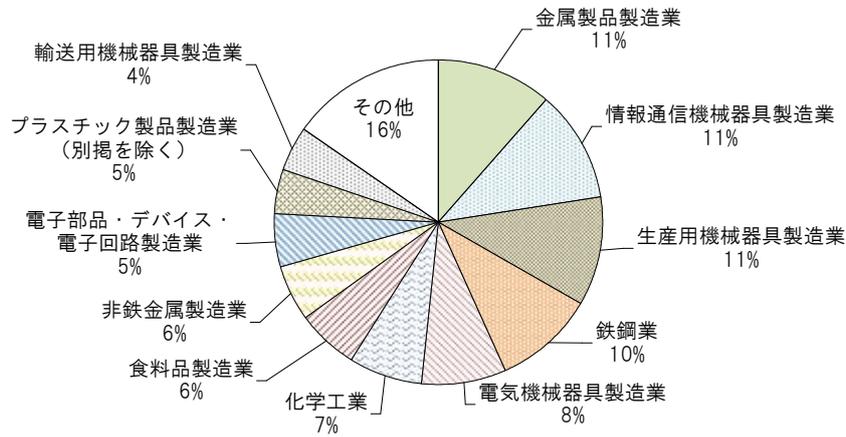
【図】 尼崎市の製造業の従業者数、事業所数、製造品出荷額等総額の推移 (4人以上の事業所)

出典：工業統計

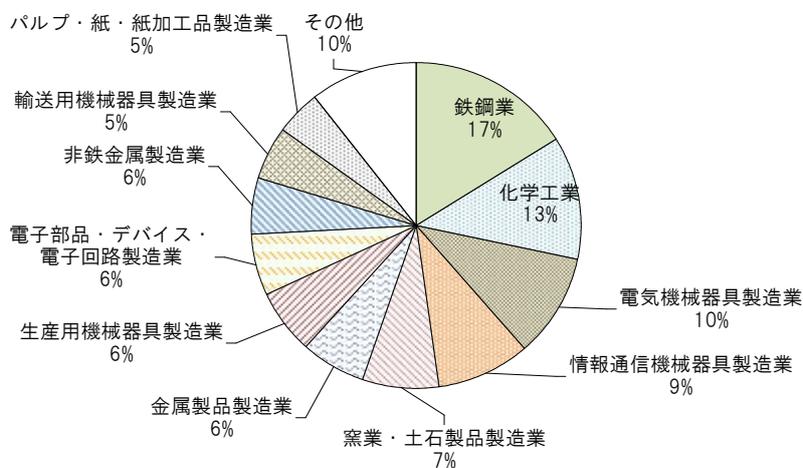
事業所数（計878事業所）



従業者数（計33,908人）



製造品出荷額等（計14,103億円）

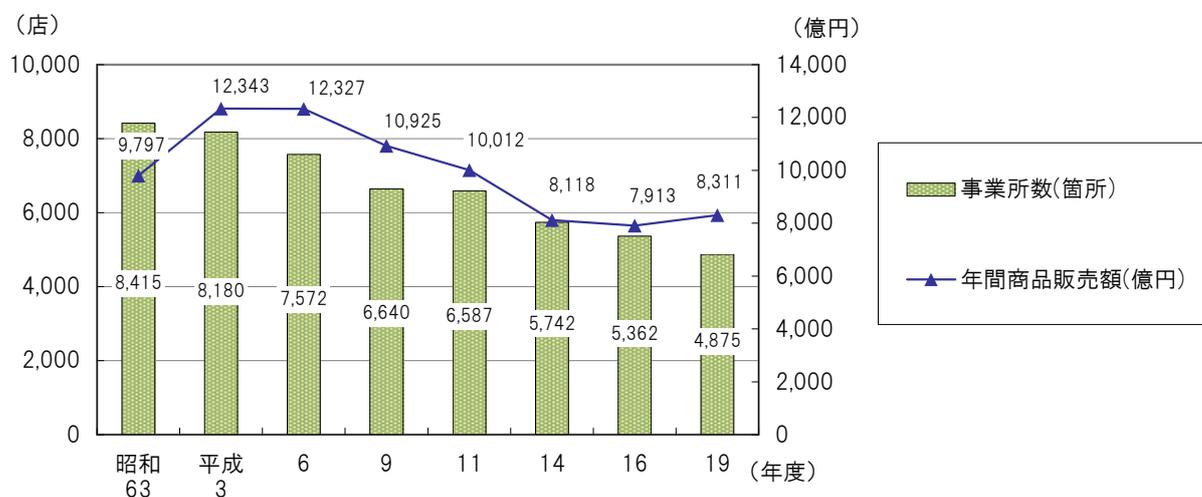


【図 工業の構成比（4人以上事業所）（平成23年度）】

出典：工業統計

② 商業

- 本市は瀬戸内航路の発着点という水運の利を活かし、古くから商業の中継地としてにぎわっていました。
- 近代においては、交通網の整備や工業化、住宅地開発など都市化の進展に伴い人口が増加し、市内各所に商店街や小売市場が形成されるとともに、特に阪神出屋敷駅から尼崎駅までと阪神杭瀬駅周辺に阪神間一円から人々が訪れる商業集積地が形成されました。
- その後、人口減少などに伴う需要の減少や生活スタイルの変化のほか、幹線道路沿道などへの大規模店舗の立地、コンビニエンスストアの台頭やインターネット販売の普及などにより事業所数や商品販売額は減少しています。

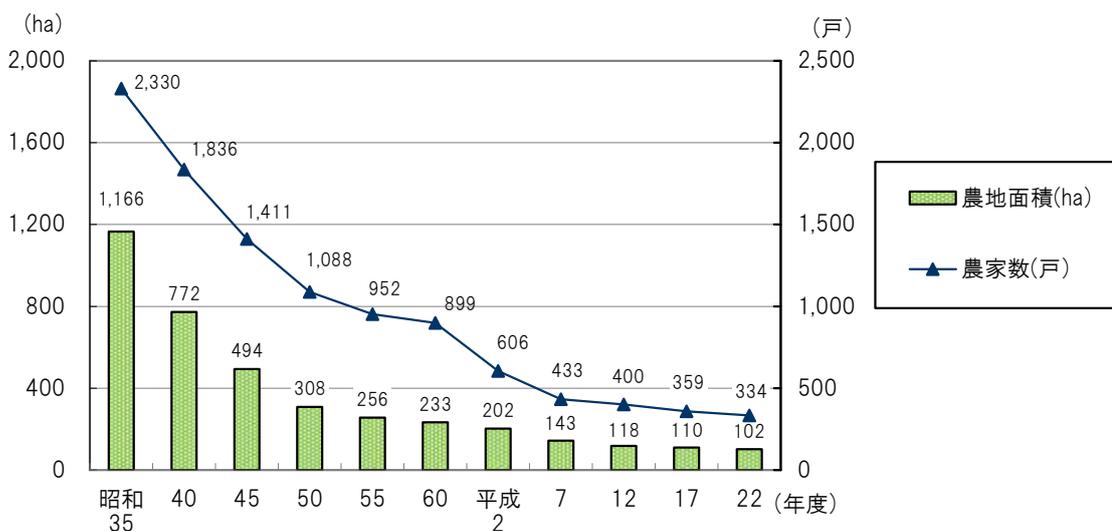


【図 商業の事業所数・年間商品販売額の推移】

出典：商業統計

③ 農業

- 本市は、大阪に近接した農村地帯として、菜種や綿花などの商品作物が栽培されていましたが、明治以降の工業化と市街化の進展に伴う農地の宅地化により、農地面積は減少するとともに、農家数や農業従事者も減少しています。
- 現在は、温暖な気候や消費地に近いという立地を生かし、ホウレンソウなどの軟弱野菜のほか、近年は武庫一寸ソラマメや尼蓆（サツマイモ）といった伝統野菜の栽培が行われ、都市農業の振興が図られています。



【図 農家数・農地面積の推移】

(農家数：経営耕地面積が0.1 ha以上、もしくは1年間に生産する農産物の総販売額が15万円以上の農業を行う世帯数。)

出典：農業センサス・尼崎市統計書

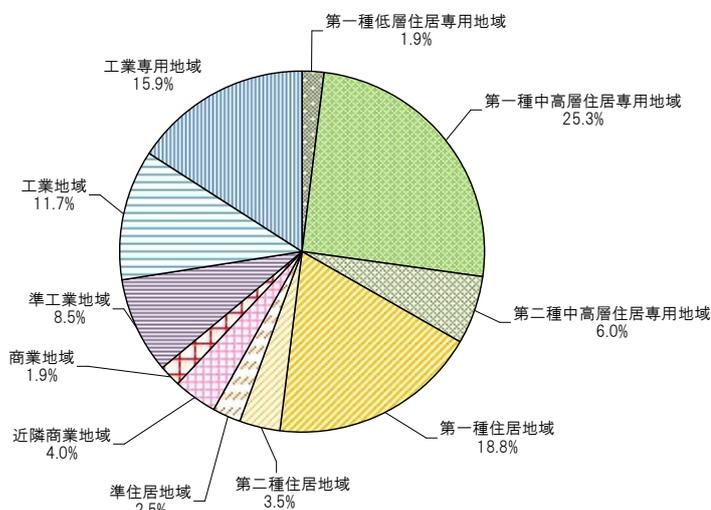
(4) 都市構造

① 土地利用

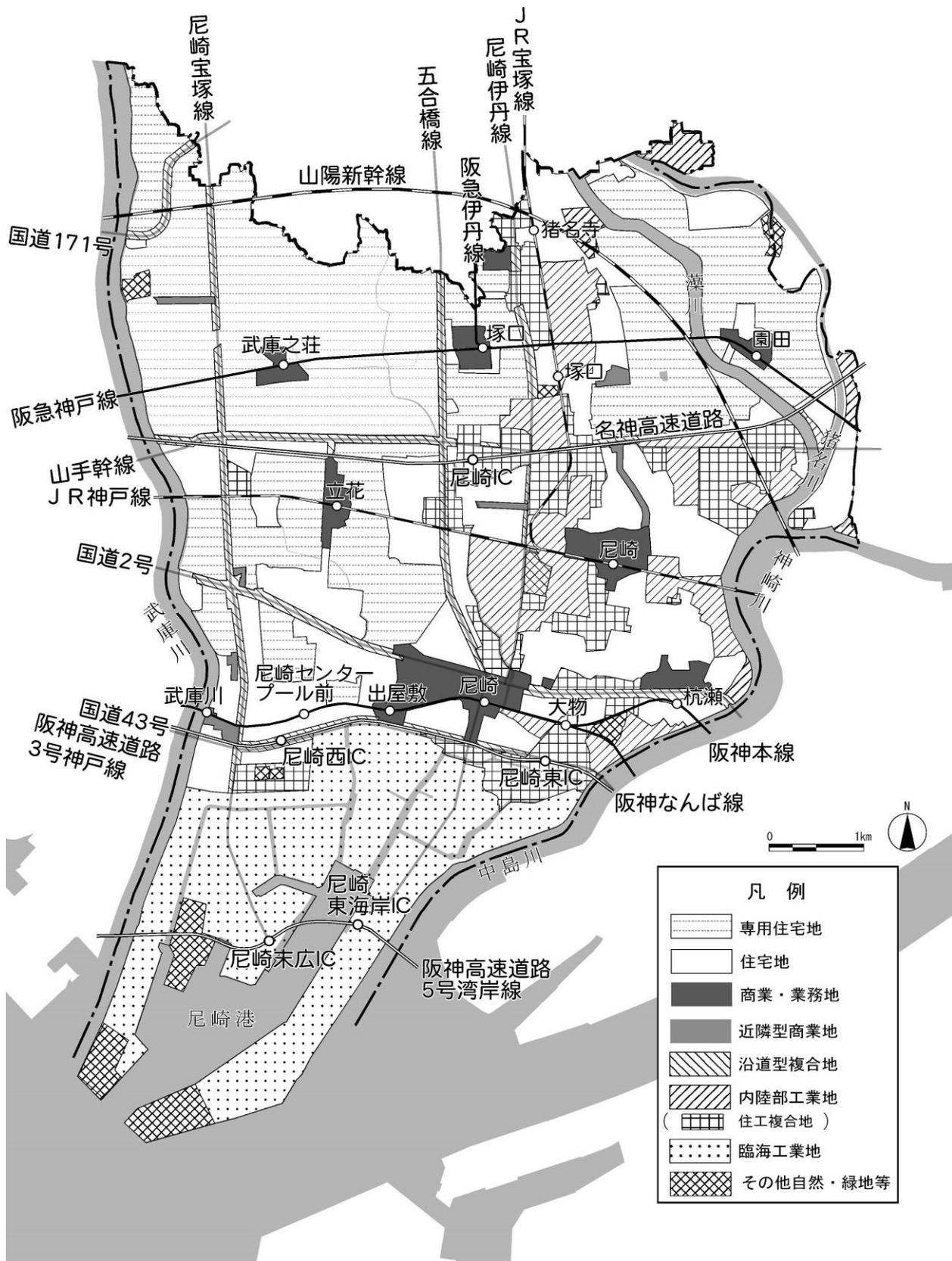
- 本市は、臨海部の工業地、北部の昭和 30 年代以降に都市の基盤整備を行いながら供給された住宅地、それらに挟まれた古くからの住宅地、JR宝塚線や神崎川沿いにある内陸部工業地とその周辺の複合地からなります。また、商業地は主に鉄道駅周辺や主要幹線道路沿道などに形成されています。
- 本市は土地区画整理事業などの面的整備や道路、公園・緑地、下水道などの都市施設整備に積極的に取り組んできたことにより、公有水面を除くとほぼ市域全域が市街化されています。

【表 用途地域指定状況】(平成 25 年 3 月 29 日現在)

| 用途地域名 | 面積(ha) | 構成比(%) | 特性 |
|--------------|--------|--------|---|
| 都市計画区域 | | | 阪神間都市計画区域に属する(海面を含む) |
| 市街化区域 | 4,670 | 100.0 | |
| 第一種低層住居専用地域 | 88 | 1.9 | 低層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 1,183 | 25.3 | 中高層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 284 | 6.0 | 一定の便利施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域 |
| 第一種住居地域 | 877 | 18.8 | 大規模な店舗、事務所の立地は制限される、住宅の環境を保護するための地域 |
| 第二種住居地域 | 163 | 3.5 | 大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境を保護するための地域 |
| 準住居地域 | 116 | 2.5 | 道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域 |
| 近隣商業地域 | 187 | 4.0 | 近隣の住宅地の住民のための、店舗及び事務所等の利便の増進を図るための地域 |
| 商業地域 | 87 | 1.9 | 店舗、事務所等の利便の増進を図るための地域 |
| 準工業地域 | 398 | 8.5 | 主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図るための地域 |
| 工業地域 | 545 | 11.7 | 工業の利便の増進を図るための地域 |
| 工業専用地域 | 742 | 15.9 | 専ら工業の利便の増進を図るための地域 |



【図 用途地域の内訳】



【図 土地利用の方針図】

参考：尼崎市都市計画マスタープラン

② 建築物

- 本市は、木造家屋が約 10 万棟、非木造家屋が約 8 万棟となっており、うち専用住宅・アパートなどが市内の建築物の大半を占めています。
- 工業系の土地利用が集積していることから、工場・倉庫（非木造家屋）の占める割合が大きくなっており、次いで商業集積地を中心に立地する事務所・店舗・百貨店（非木造家屋）が続いています。

【表 市内の種類別課税家屋】（平成 24 年 1 月 1 日時点）

| 種類 | 棟数 | 床面積 (㎡) |
|----------------|--------|------------|
| 木造 | 98,692 | 7,703,377 |
| 専用住宅 | 84,387 | 6,564,123 |
| 共同住宅・寄宿舍 | 990 | 209,639 |
| 併用住宅 | 7,843 | 575,567 |
| 農家住宅 | 298 | 28,807 |
| 普通旅館・料亭・待合 | 12 | 1,632 |
| ホテル・簡易旅館・団体旅館 | 14 | 1,986 |
| 事務所・銀行 | 502 | 44,469 |
| 店舗 | 500 | 27,672 |
| 公衆浴場 | 71 | 8,828 |
| 病院 | 58 | 7,239 |
| 工場 | 529 | 91,733 |
| 倉庫 | 1,143 | 82,505 |
| 土蔵 | 371 | 9,938 |
| 酪農舎・付属用 | 1,974 | 49,239 |
| 非木造 | 79,240 | 17,008,562 |
| 事務所・店舗・百貨店 | 4,581 | 2,554,346 |
| 住宅・アパート（一般住宅用） | 64,120 | 8,690,875 |
| ホテル・病院 | 290 | 268,555 |
| 劇場・娯楽場用等ホール型建物 | 95 | 62,916 |
| 銀行 | 75 | 62,575 |
| 工場・倉庫 | 8,329 | 5,278,933 |
| 市場 | 12 | 1,607 |
| その他 | 1,738 | 88,755 |

出典：尼崎市統計書

③ 交通

- 本市は、大阪と神戸という二大都市間に位置することから、主として東西方向に鉄道や幹線道路が整備されています。また、それを補完する南北のバス路線があります。
- 地域内の移動を支える重要な役割を担ってきたバス路線については、人口の減少や利用者ニーズの多様化などの影響により、利用者数が減少傾向にあり、将来にわたって市民にとって必要なバス交通サービスの維持・確保を図っていくことが課題となっています。
- 平坦な地形を活かし自転車の利用も活発ですが、放置自転車をはじめ、交通ルールやマナーを遵守するなど自転車利用者のモラル向上が課題となっています。

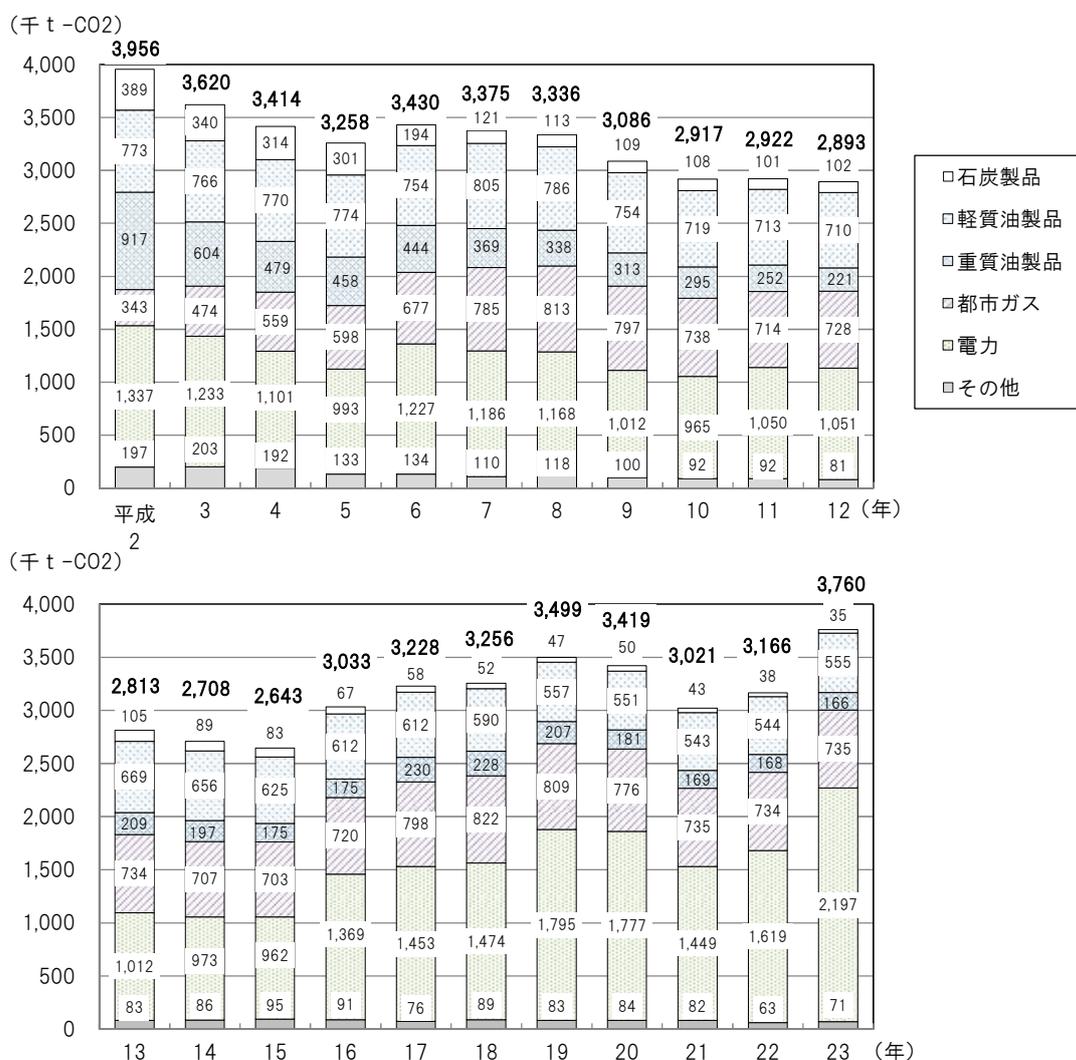


【図 市内の主な道路・鉄道】

(5) 環境

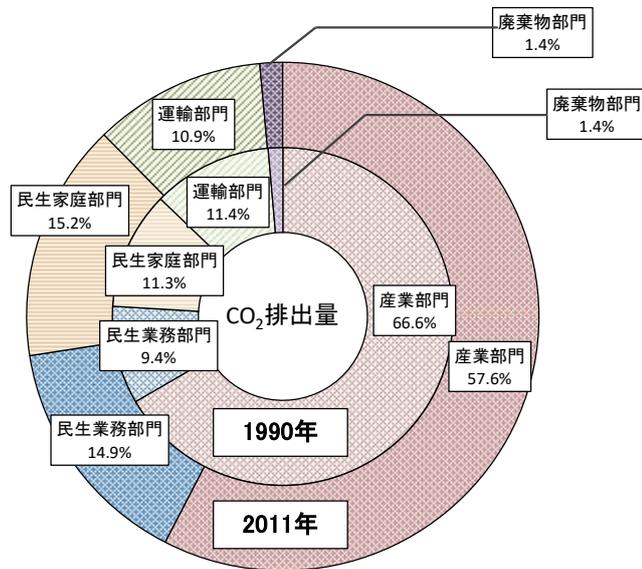
① 二酸化炭素排出量

- 地球温暖化を引き起こす温室効果ガスのうち本市から排出されるもののほとんどが二酸化炭素となっています。
- 二酸化炭素排出量をエネルギー種別にみると、電力や都市ガスに由来するものが増加傾向ですが、重油や軽油などに由来するものは減少傾向にあります。
- 電力については電力排出係数の影響を大きく受けており、二酸化炭素排出量の変動が生じています。
- 近年の二酸化炭素排出量は、平成 19 年（2007 年）までは増加傾向にありましたが、リーマンショック後の景気後退により一旦減少しました。しかし、東日本大震災以降の原子力発電所の稼働停止による火力発電の拡大により再び増加傾向にあります。



【図 市域内の二酸化炭素排出量の推移】

出典：市内温室効果ガス排出量推計結果報告書

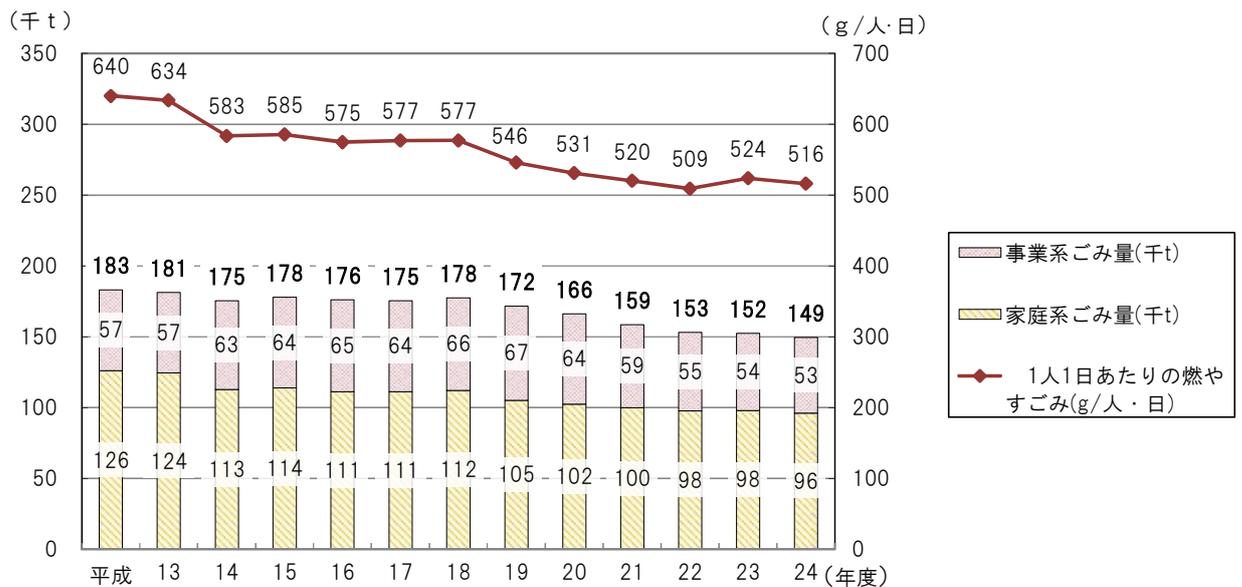


【図 市域内の部門別二酸化炭素排出割合】

出典：市内温室効果ガス排出量推計結果報告書

② 一般廃棄物

- 平成 24 年（2012 年）のクリーンセンターに搬入されたごみ量は 14 万 9 千トンで、前年度より約 3 千トン減少しています。近年のごみ量は、人口の減少や経済状況の影響などにより減少傾向にあります。

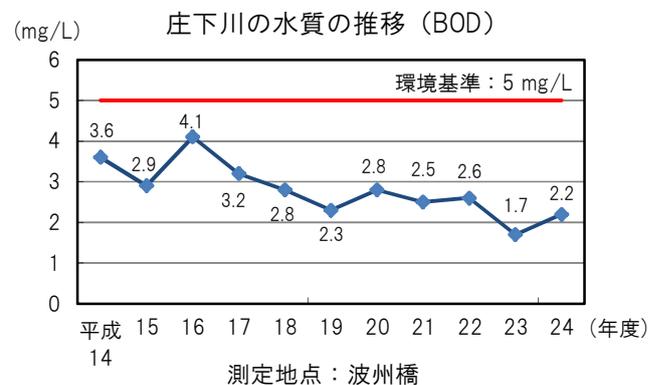
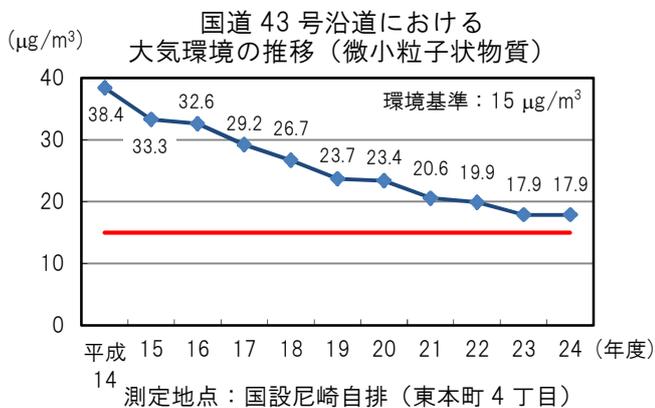
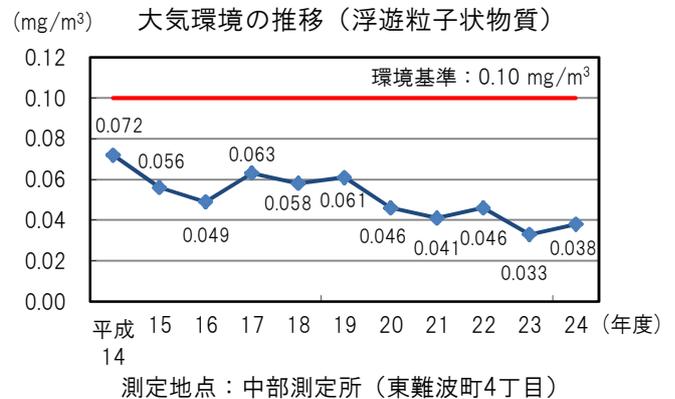
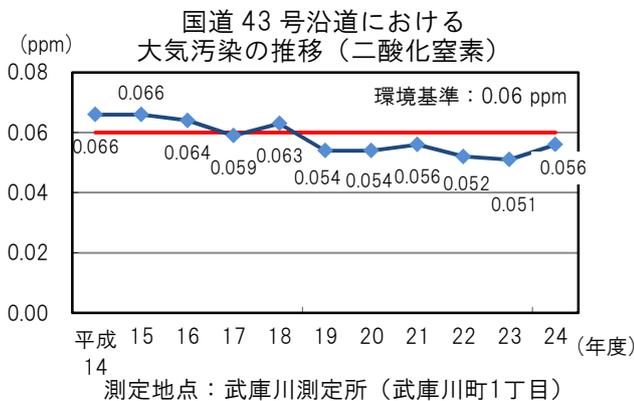
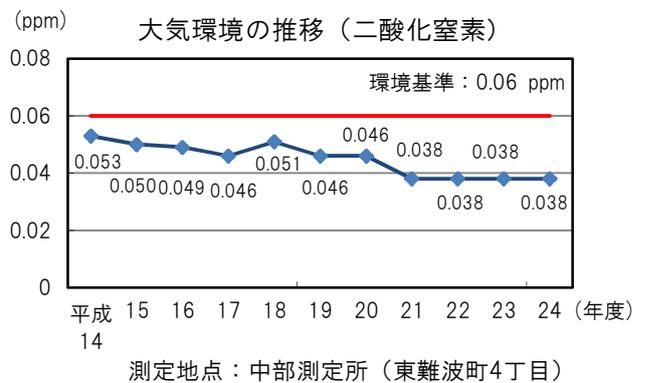
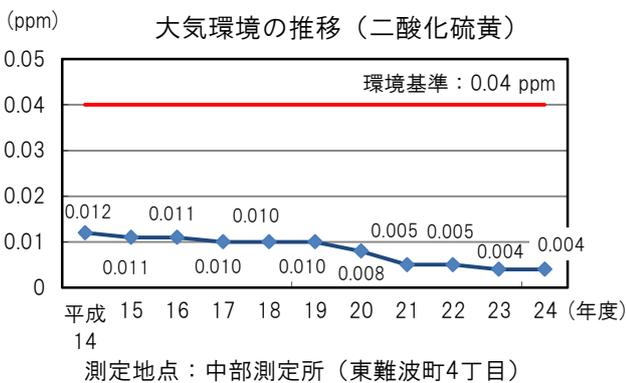


【図 ごみ搬入量の推移】

出典：清掃統計

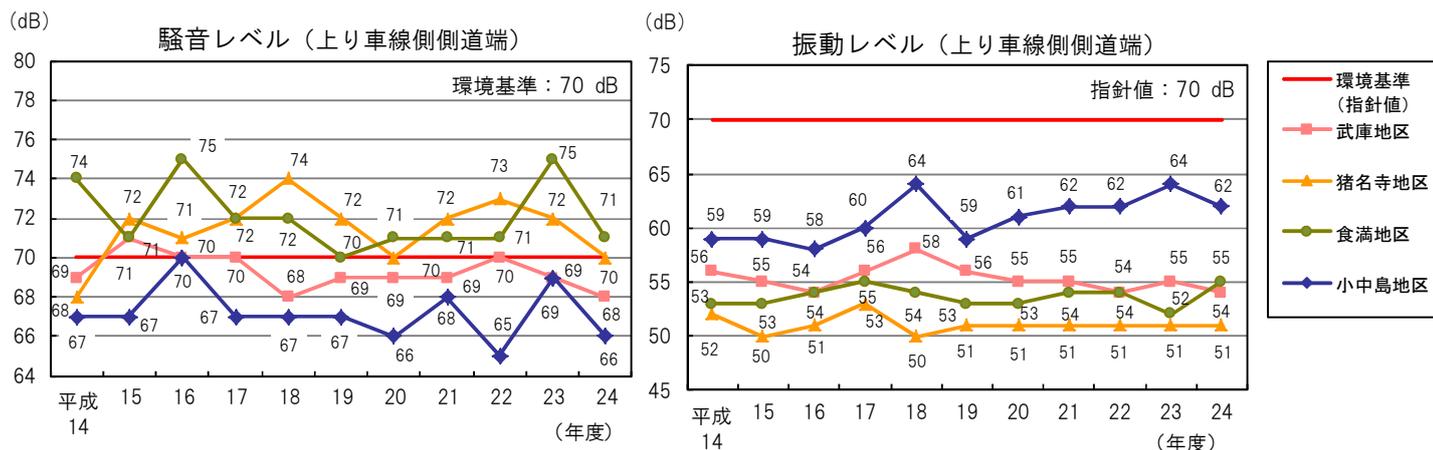
③ 大気・水質など

- ・ 環境関連法令の整備や環境保全協定の推進などにより、大気汚染・水質汚濁などは大きく改善しました。
- ・ 幹線道路沿道における自動車公害については、自動車排出ガス規制の強化や遮音壁の設置などにより、沿道環境に改善が見られますが、交差点などの交通の集中する地点では一層の改善が求められています。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）など一部の項目を除き、ほとんどの項目で環境基準を達成しており、その値も低下傾向にあります。



【図 大気・水質の推移】

出典：尼崎市における環境汚染等の推移

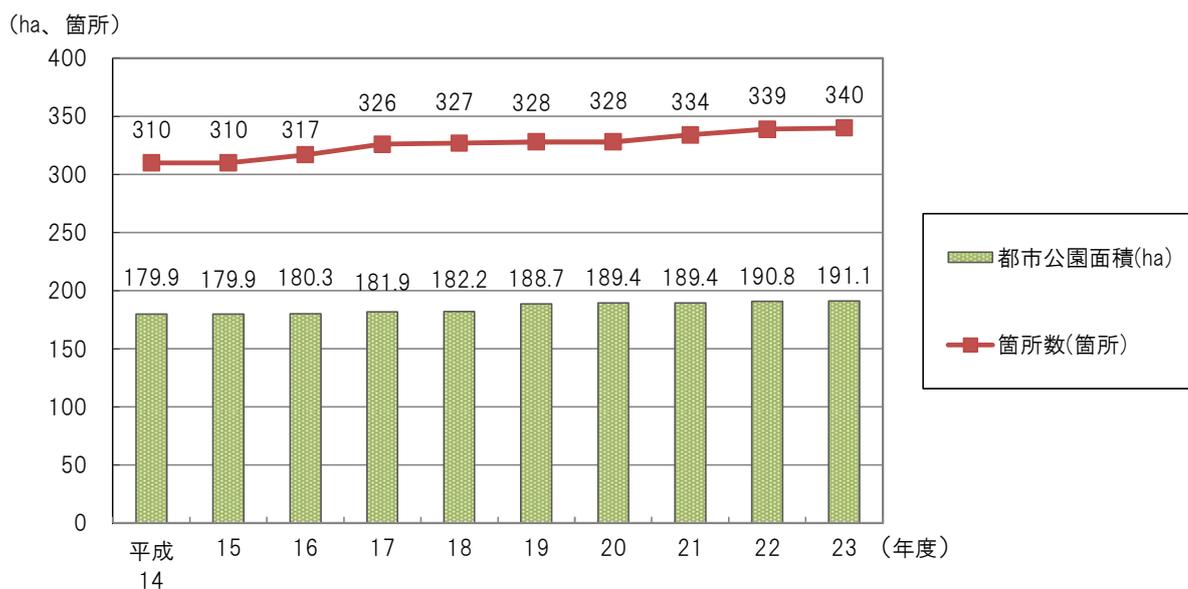


【図 新幹線騒音・振動の推移】

出典：尼崎市における環境汚染等の推移

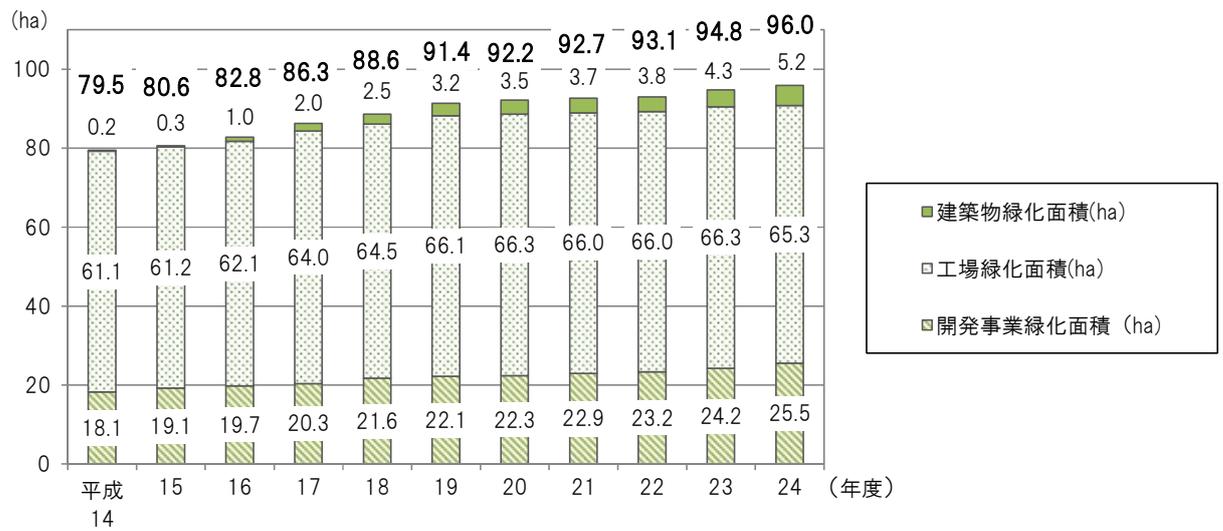
④ 緑・水辺・生き物

- 本市は山などのまとまった緑はほとんどなく、ほぼ市域全域が市街化されているため、公園の整備や開発事業に伴う緑地の整備などにより、新たな緑の創出に取り組んでいます。
- 猪名川自然林や佐璞丘など本市に残存する貴重な樹林地の保全活動が行われています。また、尼崎 21 世紀の森構想では生物多様性を考慮しながら尼崎の森中央緑地が整備されています。
- 市民・事業者と協力して行った自然調査では、市内の生き物の発見度は下げ止まり、現在は微増の状況にあります。



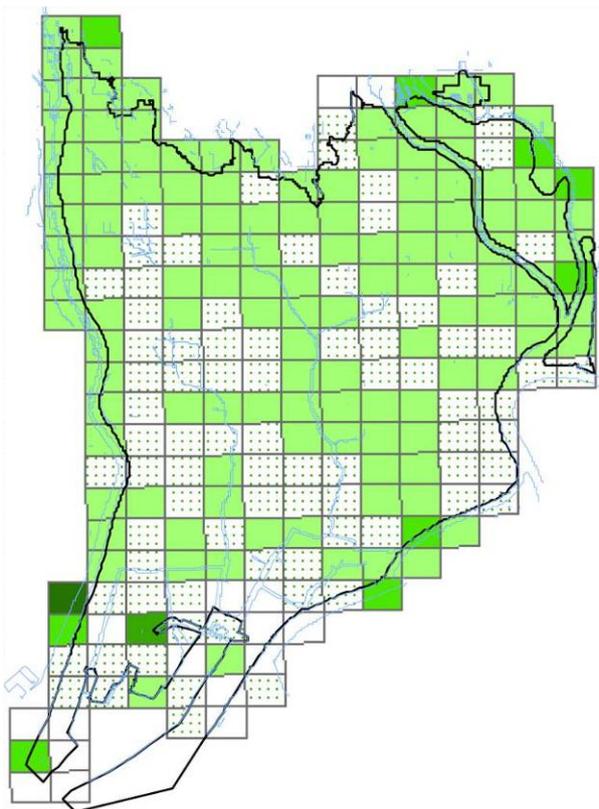
【図 都市公園面積及び箇所数の推移】

出典：市資料



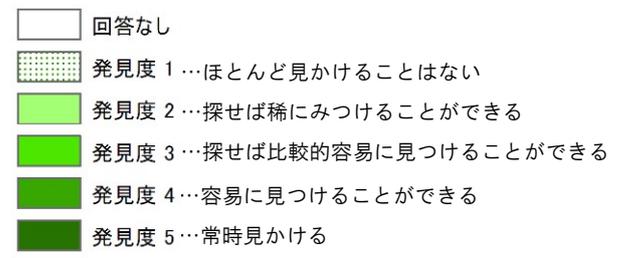
【図 開発事業緑化・工場緑化・建築物緑化の累計面積の推移】

出典：市資料



【身近な生き物から見た尼崎の自然調査の概要】

- ・夏休み期間を利用し、市内の中学生を中心として市民や事業者と協力しながら昭和 50 年から数年ごとに実施されています。
- ・発見度は昭和 50 年が最も高く、平成 9 年にかけて減少傾向にあり、その後横ばいの状況が続いていましたが、平成 24 年の調査では昭和 63 年と同様レベルまで回復していました。
- ・図は昭和 50 年から指標生物としているススキ・カタツムリ・アシナガバチの 3 種の発見度の平均値を示しています。



【図 市内の生き物の発見度（ススキ・カタツムリ・アシナガバチによる総合評価）】

出典：第 6 回（平成 24 年度）身近な生き物から見た尼崎の自然調査報告書

(6) 市内での取組

- ・ 市内では、環境団体・事業者・学校・個人などが様々な活動や事業を行っています。また、それらの団体・個人の活動を支援したり、ネットワーク化を進める取組が行われています。

●レジ袋削減等に関する環境協定

低炭素社会と循環型社会の形成を図ることを目的に、市と事業者で協定を締結しています。締結事業者は、レジ袋削減に向けた取組や地球温暖化防止などに向けた取組を推進し、市や市民団体はその取組を支援しています。



【図 協定締結式の様子】

●「エコあま君」紙資源リサイクルシステム

NPO 法人あまがさきエコクラブによる市内の事業所などから回収された古紙をリサイクルして古紙 100% のトイレットペーパーとして再利用する循環型のリサイクルシステムです。



【図 エコあま君ロール】

出典：同NPO法人ホームページ

●自然と文化の森構想

市の北東部の猪名川と藻川に囲まれた地域とその周辺には、豊かな自然や歴史・文化資源がのこされており、これらの価値を再発見し、守り、活かしながら学ぶことのできる地域とすることを目的としています。

現在は、自然と文化の森協会が設立され、園田地区を中心に生き物観察や農業体験、歴史探索など子どもから大人まで楽しめる取組が行われています。



【図 猪名川風致公園】

出典：自然と文化の森協会ホームページ

●尼崎 21 世紀の森構想

兵庫県は、「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマに、尼崎臨海地域（約 1,000 ha）に自然環境を創出し、魅力と活力あふれるまちにしていく新しいまちづくりを目指し、平成 14 年（2002 年）に本構想を策定しました。

このプロジェクトは 100 年かけて森づくりを進めるといふ壮大なもので、市民・事業者・各種団体・専門家・行政からなる「尼崎 21 世紀の森づくり協議会」が設立され、協力しながら取り組まれています。

森づくりのリーディングプロジェクトとして生物多様性に配慮しながら地域産の苗木を用いた「尼崎の森中央緑地」が整備されています。このほかに、臨海地域の運河の魅力を発信・再認識するため「うんぱく-尼崎運河博覧会-」を開催したり、工場敷地内の狭小スペースを利用した「すき間緑化」が行われています。



【図 尼崎の森中央緑地での植樹】



【図 総会の様子】

●あまがさき環境オープンカレッジ

“環境と共生するまち・あまがさき”を実現する人づくりのための学びの場として、市民・学校・事業者・市の協働により、平成 22 年（2010 年）4 月に開校しました。身近な自然や地球環境問題、暮らし、まちづくりなど環境に関連した幅広い分野の学習・体験メニューを揃え、現在も活動の場を広げています。

●環境保全協定

本市の実情に応じたきめ細かい公害防止対策を進めるため昭和 44 年（1969 年）に、市内 62 社 3 企業団地・兵庫県・尼崎市は大気汚染防止協定を締結しました。

その後、昭和 50 年（1975 年）には、公害防止協定として、水質汚濁や騒音・振動等の総合的な対策を盛り込み、平成 18 年（2006 年）には省エネルギーや廃棄物対策、地域社会への貢献などについても協定の対象とするよう協定の一部を改定、名称を環境保全協定へと改めました。

さらに、平成 21 年（2009 年）の中核市移行に伴い協定を改定し、市内 37 事業所と尼崎市の 2 者により協定を締結しました。

事業者が環境問題に自主的、率先的に取り組むとともに、積極的に情報公開を行うことにより、健康や生活環境の保全だけでなく、地球環境の保全にも役立っています。

●あまがさきエコプロダクツグランプリ

環境に配慮した技術・製品をエコプロダクツとして発掘・広報しています。環境に貢献するものづくり技術を広報することで、尼崎市の環境関連産業を応援しています。



第1回グランプリ
太陽電池向け高純度金属セレン材料
(新興化学工業株式会社)
・国内最高レベルの高純度金属セレンの生産技術が評価されました。



第2回グランプリ
アルミ箔エコキューオン
(神鋼建材工業株式会社)
・道路・鉄道向け防音壁、工場の外周・機械騒音の吸音材
・従来のグラスウールなどの繊維系吸音素材を使用していない新たな吸音方式を採用している。また、金属部材のみを使用することで全量をリサイクルすることができることなどが評価されました。



第3回グランプリ
アトッチ(現場施工型後付けLow-Eガラス)
(AGC グラスプロダクツ株式会社)
・窓ガラスのペアガラス化により空調エネルギーの削減が可能となった。また、後付けという工法により工期短縮と低コスト化だけでなく、既設材の廃棄抑制を実現したことが評価されました。

【図 あまがさきエコプロダクツグランプリ受賞製品】

2. これまでの環境への取組のあゆみ

本市の環境への取組を概観するため、以下の4つの出来事に分けて整理しました。

(1) 公害の発生と対策（昭和期）

- 本市は南部臨海地域に鉄鋼などに関連する工場や火力発電所が立ち並び、日本屈指の重化学工業都市として阪神工業地帯の一翼を担い発展しましたが、工場からのばい煙による大気汚染や工場排水による水質汚濁、地下水の汲み上げによる地盤沈下などが発生し、昭和30年（1955年）以降の高度経済成長期には、これらの公害問題が深刻化していきました。
- 昭和29年（1954年）に大気汚染の実態調査を開始するとともに、昭和32年（1957年）には「人命の尊重がすべてに優先する」という信念と「公害をなくそう」という市民運動を背景に、市長を本部長として、学識経験者や市民、産業界、行政機関の代表からなる「尼崎市大気汚染対策本部」を設置し、対策に取り組みました。
- 昭和38年（1963年）の国道43号供用開始、昭和39年（1964年）の大阪国際空港へのジェット旅客機の就航、昭和47年（1972年）の山陽新幹線営業開始、昭和56年（1981年）の阪神高速道路大阪西宮線供用開始に伴う排出ガスや騒音・振動により交通公害を引き起こすこととなりました。
- 航空機騒音については、昭和39年（1964年）に大阪国際空港周辺市による「大阪国際空港騒音対策協議会」



【図 地盤沈下の様子（末広町 道路が海に沈み、電信柱だけが水面上に残る）】
昭和29年 尼崎市立地域研究史料館所蔵
村井 邦夫氏撮影写真



【図 大気汚染の様子（発電所から立ち上る黒煙）】
昭和32年 尼崎市立地域研究史料館所蔵
大阪読売新聞社発行 『尼崎市大気汚染調査』



【図 水質汚濁の様子（地盤沈下のため流れが止まり、ゴミためようになった大物川）】
昭和40年 尼崎市立地域研究史料館所蔵
市広報課撮影写真

（現：大阪国際空港周辺都市対策協議会）を設立、自動車からの騒音・振動や排出ガスについては、昭和 45 年（1970 年）に西宮市・芦屋市とともに「国道 43 号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会」を発足、新幹線騒音・振動については、昭和 55 年（1980 年）に西宮市・伊丹市とともに「阪神三市山陽新幹線公害対策連絡協議会」を発足し、対策について国などに要望活動を始めました。

- 昭和 48 年（1973 年）には、「尼崎市民の環境をまもる条例」を公布し、公害の防止だけでなく、緑化や空き地の管理などについても進めました。
- 昭和 63 年（1988 年）には、健康被害の救済と次世代に公害のない住みよいまちを伝えることを願い、市民運動により大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、国や阪神高速道路公団、9 企業を相手に「尼崎大気汚染公害訴訟」が起こされました。

（2）公害問題から環境問題へ（平成以降から前計画の策定まで）

- フロンガスによるオゾン層の破壊や工場などからの排出ガスによる酸性雨、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出による地球温暖化といった地球規模の問題が生じ始めました。これらの新たな問題へ対応するための条例・計画の整備が進み、公害対策に加え環境施策の展開が始まりました。
- 平成 2 年（1990 年）には本市において環境に関する初めての計画となる「あまがさき快適環境プラン」を策定しました。
- 平成 4 年（1992 年）からは、「環境を知る人から行動する人へ」をテーマとして「あまがさき環境塾」が開催されました。
- 地域レベルでの行動計画である「ローカルアジェンダ 21 あまがさき」（平成 8 年（1996 年））の策定により、市民の環境施策への参画も進みました。
- 事業者への規制的な色合いが強かった「尼崎市民の環境をまもる条例」については、多様な環境問題に対応できるよう市民・事業者・市の 3 者が役割分担の下に取組を推進するため「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年（2000 年））へと全面的に改正されました。
- 「自然と文化の森構想」（平成 14 年（2002 年））や「尼崎 21 世紀の森構想」（平成 14 年（2002 年））など、市内において環境共生型のまちづくりも展開され、市民・事業者・市の連携による取組が進められています。
- 尼崎大気汚染公害訴訟については、平成 11 年（1999 年）に和解金の支払いと今後の公害防止対策などを条件に被告企業との間で和解が成立しました。また、平成 12 年（2000 年）には、一定条件のもとに道路公害と健康被害の因果関係と被告（国・阪神高速道路公団）の責任が認められたことを受け、和解が成立しました。和解にあたり、国・阪神高速道路公団による排出ガス削減や大型車交通規制をはじめとする施策の検討・実施を条件に、原告団は道路供用の差し止め請求・損害賠償を放棄しました。

- 市民・事業者・市の3者が協力・連携しながら公害対策や環境保全に取り組むために「尼崎市環境基本計画」（平成15年（2003年））（前計画）が策定され、本市の環境行政の方向性が確立されました。

（3）前計画の計画期間での取組

- 本市では地球温暖化や一般廃棄物の処理に計画的に取り組むため、「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」や「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」などを策定し、取組を進めています。
- 公害防止協定の環境保全協定への変更などにより、事業者の自主的・率先的な活動による環境保全の取組も進みました。一部に課題は残っていますが、市内の環境は大きく改善されました。
- 尼崎21世紀の森構想において、先行的に整備する先導整備地区の内、拠点地区の約29haを「尼崎の森中央緑地」とし、森づくりの全体像として「尼崎の森中央緑地基本計画」（平成16年（2004年））がまとめられました。
- 平成20年（2008年）には「21世紀の尼崎運河再生プロジェクト基本計画」が策定され、運河の魅力発信や水質浄化などの取組が進められています。
- 平成17年（2005年）には前計画に基づき「環境と共生するまちあまがさき」の実現を目指して、市民・学校・事業者・市が協働する組織である「あまがさき市民環境会議」が設置されました。その後、市民環境会議は、取組を一層進めるために発展的解消され、「あまがさき環境オープンカレッジ」（平成22年（2010年））が開校しました。
- 「あまがさき環境オープンカレッジ」では、環境について楽しく学び考える「エコあまフェスタ」を毎年開催しているほか、自然・地球環境問題・まちづくりなど環境に関連した幅広い分野での学習・体験講座などを開催しています。

（4）環境に関する近年の動き

- 平成24年（2012年）に市内環境の向上と地域経済の活性化の両立を目指す「尼崎版グリーンニューディール」の考え方が示されるとともに、平成25年（2013年）には低炭素社会の実現に向けて高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として国から「環境モデル都市」に選定を受けるなど、環境を軸とした発展・成長への機運が高まっています。
- 平成25年（2013年）には、国道43号通行ルールの導入などにより沿道環境の改善に一定の成果が見られ、今後も改善・保持が見込まれるとして、尼崎大気汚染公害訴訟の和解条項に基づく協議が終結しました。なお、国は環境対策を続けることを約束しており、今後も定期的に意見交換の場がもたれることとなっています。

尼崎市の主な出来事など

| | |
|---------|---|
| 昭和 32 年 | 尼崎市大気汚染対策本部設置 |
| 昭和 44 年 | 大気汚染防止協定締結 |
| 昭和 48 年 | 尼崎市民の環境をまもる条例公布 |
| 昭和 50 年 | 公害防止協定締結(大気汚染防止協定を改定) |
| 昭和 54 年 | 尼崎市環境影響評価指導要綱公布 |
| 平成 2 年 | あまがさき快適環境プラン策定 |
| 平成 8 年 | ローカルアジェンダ 21 あまがさき策定 |
| 平成 12 年 | 尼崎市の環境をまもる条例公布 |
| 平成 14 年 | 尼崎 21 世紀の森構想策定 (兵庫県) 自然と文化の森構想策定 |
| 平成 15 年 | 尼崎市環境基本計画 (前計画) 策定 |
| 平成 17 年 | 尼崎市環境影響評価等に関する条例公布 アスベスト対策会議設置 |
| 平成 18 年 | 環境保全協定締結 (公害防止協定を改定) |
| 平成 19 年 | 尼崎市地球温暖化対策地域推進計画策定 |
| 平成 23 年 | 第 2 次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画策定 尼崎市一般廃棄物処理基本計画策定 |
| 平成 24 年 | 尼崎版グリーンニューディール発表 |
| 平成 25 年 | 環境モデル都市への選定 |
| 平成 26 年 | 尼崎市環境基本計画改定 |

市の環境政策の新たな展開へ

1955 年 (昭和 30 年) ごろ～

- ・阪神工業地帯の一翼を担い発展してきたが、火力発電所の稼働による大気汚染、工場排水による水質汚濁及び地下水の汲み上げによる地盤沈下などが問題に。

1965 年 (昭和 40 年) ごろ～

- ・兵庫県公害防止条例 (昭和 40 年) の公布
- ・公害対策基本法 (昭和 42 年) の公布により、公害対策が進められる。
- ・昭和 45 年に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に基づく指定地域となり、公害病患者として認定が行われる。
- ・国道 43 号の自動車公害が問題化し、阪神高速道路大阪西宮線への建設反対運動が高まる。
- ・市内主要工場との公害防止協定締結や「尼崎市民の環境をまもる条例」の公布など環境改善への取組が始まる。

1987 年 (昭和 62 年) ごろ～

- ・フロンによるオゾン層破壊や酸性雨などの地球規模の環境問題が課題となり、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書が採択される (昭和 62 年)。

1992 年 (平成 4 年) ごろ～

- ・大気中の温室効果ガスの濃度を安定させることを目的とする気候変動枠組条約が採択される (平成 4 年)。
- ・環境基本法 (平成 5 年) などの環境保全に向けた法制度の整備が進む。
- ・経済構造の変化に伴い、尼崎市臨海部の製鉄所やコークス炉をもつ大工場が撤退。
- ・地球温暖化が課題となり、先進国全体で温室効果ガスを 5%以上削減することを定めた京都議定書が採択される (平成 9 年)。
- ・循環型社会形成推進基本法 (平成 12 年) や各種リサイクル法が公布され、循環型社会への形成に向けた取組が進む。

2005 年 (平成 17 年) ごろ～

- ・国の京都議定書目標達成計画 (平成 17 年) や低炭素社会づくり行動計画 (平成 20 年) など具体的長期的な温暖化対策が進む。
- ・第 3 次生物多様性国家戦略 (平成 19 年) など、生態系の回復に向けた取組が進む。

2012 年 (平成 24 年) ごろ～

- ・国の環境基本計画が改定される (平成 24 年)。
- ・「環境と産業の共生」・「地域経済の好循環」を図る「尼崎版グリーンニューディール」が打ち出される (平成 24 年)。
- ・国から「環境モデル都市」に選定されるなど、環境を軸とした持続的な発展・成長への機運が高まる (平成 25 年)。

キーワード

公害対策
大気汚染
水質汚濁
土壌汚染
騒音・振動
交通公害
悪臭

ごみの増加
生活環境の改善

地球環境問題

環境配慮・共生

地球温暖化

循環型社会

低炭素社会

生物多様性

環境と経済

【図 尼崎の環境政策のあゆみ】

3. 前計画のもとでの取組と課題

(1) 前計画のもとでの取組と課題の概要

前計画の計画期間には様々な取組が行われ、大気や水質などの環境質が大きく改善されるとともに、ごみの排出量についても減少傾向が続いています。一方で、二酸化炭素の排出量は増加傾向であり、一層の取組が必要となっています。また、猪名川自然林や臨海部では生物多様性に配慮した緑の保全・創出活動が行われています。環境教育や啓発などについては、「あまがさき環境オープンカレッジ」を中心に市民・学校・事業者・市などの協力による取組が進んでいます。

公害やごみなど過去から問題となっていたものについては、一定の成果・進展がみられていますが、二酸化炭素の排出量の増加や生物多様性の保全といった新たな課題については、市民・事業者・市が一層協力をしながら取り組んでいく必要があります。

(2) 前計画のもとでの取組の評価と課題

- ・ 前計画で示されていた4つの方針（循環・健康・共生・参加）について成果や課題を整理するとともに、環境指標が設定されているものについては、その達成状況についても整理しました（表に整理しています）。

① 循環 「循環を基調とする経済社会システムへの転換」

- ・ 低炭素社会や循環型社会の形成のため、「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」や「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」などの分野別計画を策定し、取組を進めていますが、これらの課題については今後も一層の取組が必要です。
- ・ 積極的に取り組まれている施策がある一方で、オゾン層破壊物質の排出抑制や熱帯木材の使用削減など施策によっては、取組状況を把握することができないという課題があります。

ア 地球環境保全に資する取組の推進

- 二酸化炭素やごみの排出量の削減を進めるため「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」や「尼崎市環境率先実行計画」を策定し、取組を進めていますが、いずれの排出量も景気などの影響を受けており、着実な削減が進んでいるとはいえない状況です。
- 社会的には、「オゾン層保護法」に基づく特定フロンなどの製造規制や排出抑制が進んでいます。また、熱帯林の保護の取組も行われています。しかし、本市における取組については現状の把握が困難であり、成果の検証はできていません。

イ 廃棄物の減量・リサイクルの推進

- 「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量・リサイクルを進めています。ごみの排出量は減少傾向にありますが、今後も削減努力を継続する必要があります。
- 市民・事業者・市の協力のもと、子どもごみマイスター制度やさわやか指導員によるごみの分別・減量指導など様々な啓発が実施されています。

| | | |
|------|-----------|-----|
| 環境指標 | ごみの減量率の向上 | 未達成 |
|------|-----------|-----|

ウ 環境に配慮した資源・エネルギー利用の促進

- 家庭への創エネルギー機器の導入や事業者への環境経営や再生可能エネルギー導入への支援などが行われています。また、雨水利用に対する支援も行われています。
- クリーンセンターではごみの焼却時の廃熱を利用して発電を行っています。また、焼却灰の溶融スラグ化による資源化など最終処分量削減のための取組も進めてきました。
- 公共施設や尼崎沖フェニックス事業用地では太陽光パネルの設置が進められています。

コラム：公共施設への太陽発電設備の導入状況

太陽光などの再生可能エネルギーの導入を促していくため、身近な公共施設などにおいて設備の導入を進めています。また、これらの設備を施設利用者や児童生徒に見てもらいなど環境教育・学習の教材として用いることで普及啓発を進めていきます。

| 導入施設 | 出力規模 (kW) | 導入施設 | 出力規模 (kW) |
|--------------|-----------|----------|-----------|
| 尼崎市立尼崎高等学校 | 10 | 尼崎北小学校 | 3 |
| 東部浄化センター | 3 | 尼崎双星高等学校 | 6 |
| 市営久々知住宅 1 号棟 | 9 | 園田東中学校 | 10 |
| 成良中学校 | 10 | 大庄北中学校 | 10 |
| 杭瀬小学校 | 10 | 園田保育所 | 3 |
| 大庄支所 (別棟) | 3 | 上坂部小学校 | 10 |
| 開明庁舎 | 3 | 武庫東小学校 | 10 |
| 大庄中学校 | 10 | クリーンセンター | 64 |
| 女性勤労・婦人センター | 3 | 東消防署 | 11 |
| 難波小学校 | 10 | | |

図 本市施設における太陽発電設備の導入状況 (平成 26 年 3 月現在)

エ 環境と調和した産業活動の促進

- 「あまがさきエコプロダクツグランプリ」により、環境負荷の低減に寄与する優れた製品を発掘・評価しています。また、無料省エネ診断や省エネルギー機器の導入補助を行っています。
- 事業者同士の連携や新たな環境関連産業の創出については、更なる取組が必要です。

オ 環境にやさしいライフスタイルの確立

- ごみの減量や節電などの省資源・省エネルギーの重要性については、啓発や情報提供によって市民の理解が進んでいますが、ライフスタイルが浸透するには至っていません。

②健康 「人の健康の保護」

- 環境質（大気・水質・騒音・振動など）については常時監視が行われています。環境の状況については、ほとんどの項目について環境基準を達成しているとともに、基準を達成していない項目についても、長期的には改善傾向にあります。また、事業者に対しては、法令などにに基づき適切な指導が行われています。
- 今後も引き続き現在の取組を継続し、一層の環境改善に向けて取り組むとともに、新たな環境汚染への対応体制を構築する必要があります。

ア 大気環境の保全

- 沿道環境については、国などへの要望活動やエコカー（低公害車）の普及促進の取組、車両性能の向上などにより改善傾向にあります。しかし、交差点など交通が集中する地点については、環境基準を超過する恐れがあります。
- 一般大気環境については、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）を除いて概ね環境基準に適合しています。光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）については、環境基準には適合していませんが、基準を超過している時間数は減少傾向にあります。

| | | |
|------|-------------------|------|
| 環境指標 | 環境上の基準への適合率の向上・維持 | 改善傾向 |
|------|-------------------|------|

イ 水環境・土壌環境の保全

- 事業者などへの指導により、工場排水対策や土壌や地下水汚染の未然防止を図っています。また、下水道整備が進んでおり、概ね良好な水環境が維持されています。

| | | |
|------|-------------------|------|
| 環境指標 | 環境上の基準への適合率の向上・維持 | 改善傾向 |
|------|-------------------|------|

ウ 音環境の保全

- 自動車からの騒音・振動については改善傾向にあります。
- 新幹線からの騒音・振動については、一定の改善がみられたものの、近年は横ばいとなっています。

- 航空機からの騒音については継続的に環境基準を達成しています。

| | | |
|------|-------------------|------|
| 環境指標 | 環境上の基準への適合率の向上・維持 | 改善傾向 |
|------|-------------------|------|

エ 有害化学物質への対応

- ダイオキシン類対策特別措置法やPCB特措法に基づいて適正に処理・管理が行われています。

| | | |
|------|-------------------|---------|
| 環境指標 | 環境上の基準への適合率の向上・維持 | 100%を維持 |
|------|-------------------|---------|

③共生 「自然との共生の確保」

- ・ 尼崎の森中央緑地や猪名川自然林、佐璞丘などでは生物多様性に配慮した緑の整備や維持管理が実施されています。
- ・ 本市はほぼ全域が市街化しており、新たな緑地を整備することが困難な状態であるため、限られた空間での緑地の整備を推進する必要があります。
- ・ 開発事業に伴う敷地緑化や立体緑化など民有地での緑化が進みました。
- ・ 今後も引き続き緑の保全の取組を進め、量を増やすとともに質を高めていく必要があります。

ア 多様な自然環境の保全

- 河川・水路の維持管理による水環境の保全や市民農園や援農ボランティア制度などにより農地の保全を行っています。
- 市内に現存する古木や大木を保護樹林・樹木として指定し、保全しています。

イ 多様な生態系や身近な生き物の保全

- 生き物の分布を把握するため、5年ごとに市民や事業者と協力しながら調査を行っています。

ウ 身近な生き物の生息地の保全・復元・創造

- 武庫地区では、地域資源である農業用水路に着目し、子どもたちが水辺の自然とふれあえるよう、市民・学校・市の協力によって「むこっ子ロード」として整備・維持管理しています。
- 園田地区では、猪名川自然林や猪名川・藻川などの河川、水



【図 むこっ子ロード】

路、田園風景を活かした自然と文化の森構想が推進されるとともに、佐璞丘においても地域の植生に配慮しながら維持管理が行われています。

- 尼崎 21 世紀の森構想では、生物多様性に配慮しながら尼崎の森中央緑地の整備が行われています。
- 全国学校・園庭ビオトープコンクール 2011 において七松小学校が文部科学大臣賞を受賞するなど、市内の小学校でビオトープづくりが行われています。また、東部浄化センター屋上広場には下水の処理水を利用したビオトープがあります。しかし、ビオトープのネットワーク化については取組が不十分です。また、事業者の取組状況は把握できていません。

| | | |
|------|---------|--------|
| 環境指標 | ビオトープの数 | 目標が未設定 |
|------|---------|--------|

エ 水と緑の保全・復元・創造と活用

- 尼崎 21 世紀の森構想では、生物多様性に配慮しながら尼崎の森中央緑地の整備が行われています。
- 街なみ街かど花づくり運動をはじめとする市民の緑化への取組や立体緑化の普及が進むとともに、法令などに基づく開発事業の敷地緑化や立体緑化が進みました。
- 都市公園は区画整備事業などにより増加しましたが、計画的な整備ができていません。

| | | |
|------|----------------|-------------|
| 環境指標 | 都市公園面積・緑地面積の増加 | 増加傾向であるが未達成 |
|------|----------------|-------------|

④参加 「すべての主体の参加の実現」

- ・ 「あまがさき環境オープンカレッジ」により市民・学校・事業者・市の協力のもと様々な環境イベントや講座が行われています。
- ・ 環境教育・学習については様々な形で実践してきたものの、それを担う人材の層の拡大や学校教育における環境学習の充実、主体のネットワーク化、環境に関する情報の集約・共有が課題となっています。
- ・ 市民と市の協働は大きく進展したものの、事業者との連携が希薄であることが課題となっており、事業者の環境保全活動・地域貢献活動を積極的に支援・推進していく必要があります。
- ・ 前計画では、環境に関する意識啓発が中心となっていましたが、今後は環境と経済の共生という視点から、暮らしや事業活動に有益な情報の提供や環境への取組の支援を行っていく必要があります。



【図 あまがさき環境オープンカレッジが主催するエコあまフェスタ】

ア 環境教育・学習の推進

- 「あまがさき環境オープンカレッジ」により市民・事業者・市の協力のもと様々な環境イベントや講座が行われていますが、学校や事業者との更なる連携が課題となっています。
- 市民や環境団体が実施するイベントや講座への支援が行われています。

| | | |
|------|------------------------|------------------|
| 環境指標 | こどもエコクラブ数及び会員数 | 未達成 |
| | 環境塾修了者数の増加 | 達成 |
| | ルーム・エコクラブ来庁者数の増加 | 把握が困難であつたため把握できず |
| | 環境学習会講師派遣の回数の増加 | 他の事業との統合により把握せず |
| | 環境図書・ビデオ・学習支援用品貸出件数の増加 | 未達成 |

イ 市民・事業者の積極的な施策への協力と取組

- 「あまがさき環境オープンカレッジ」においては、市民が積極的に協力し、企画・運営するイベントにも多数の市民の参加がありますが、参加者層の拡大や事業者の更なる参画を促す必要があります。
- 平成 13 年（2001 年）に（社）尼崎青年会議所メンバーを中心に「NPO 法人あまがさきエコクラブ」が設立され、事業所などから回収されたオフィス古紙をリサイクルし、トイレトペーパー「エコあま君ロール」として再生する事業が運営されています。
- 市内企業 35 社（36 事業所）（平成 25 年 4 月 1 日現在）と尼崎市で環境保全協定が締結されており、環境保全活動が行われています。

| | | |
|------|--------------------|----|
| 環境指標 | ISO14001 取得事業所数の増加 | 達成 |
|------|--------------------|----|

ウ 自然環境の保全・創出のための活動の推進

- 「あまがさき環境オープンカレッジ」により各種イベント・講座が実施されています。また、武庫・園田地区においては自然環境を生かしたまちづくりが行われています。
- 大学と市内中学校などの協力により、運河や海域の水質浄化実験が行われています。

| | | |
|------|-----------------|----|
| 環境指標 | 環境関連イベント参加者数の増加 | 達成 |
|------|-----------------|----|

エ 市における環境配慮率先実行の着実な推進

- ISO14001 認証に替わり、平成 19 年（2007 年）から本市独自の環境マネジメントシステムを運用し、市の事務事業が環境に与える負荷を低減する取組が行われていますが、平成 32 年度の目標達成に向けては一層の推進が必要です。

第3章 目指す環境像の実現に向けて

1. 目指す環境像

大量のエネルギーや資源の消費を前提とした過去の社会経済活動やライフスタイルは、緻密なバランスの上に成り立っている環境に負荷をかけ、その結果として、公害や地球温暖化、廃棄物の増大、生態系の破壊など様々な問題を引き起こしてきました。

また、今日の環境問題はかつての問題とは異なり、これまでは工場などの特定の大規模な環境負荷源への対応のように1つの問題に対し1つの対応だけで解決することは難しくなっています。しかし、過度の環境保全規制を設けることは、産業都市としての本市の活力を失わせてしまうことにもつながりかねません。また、このような対応は、事業活動だけでなく日常生活にも影響を与えることとなり、現実的な対応ではありません。

これからは、環境を「守るべきもの」から生活を豊かにするために「活かすもの」とし、新たな取組方法を常に模索しながら、適切な取組を組み合わせ対応していくことが必要となっています。市民・事業者・市の各主体の想いや本市の歴史、特色・特徴を活かしながら環境への取組を進め、環境を意識したまちづくりを進めていかなければなりません。

そこで、市民一人ひとりのライフスタイルの変革や、環境関連産業の活性化などを進め、市内のあらゆる場面で環境が生きづく持続可能なまちを目指すため、本計画の目指す環境像を次のとおり定めます。

目指す環境像

ＥＣＯ未来都市 あまがさき

2. 目指す環境像を実現するための目標の体系

尼崎市総合計画に示す
「ありたいまち」

次の世代によりよい明日をつないで
いくまち

人が育ち、互いに
支えあうまち

健康、安全・安心
を実感できるまち

地域の資源を活かし、
活力が生まれるまち

市民・事業者・市の環境への想い

省エネで環境にもお
財布にもやさしい暮
らしがしたいな。

生き物がすみやす
いまちになるとい
いな。

エコバッグがあるから
レジ袋はいらないや。

物は大切に使わないと
ね。使わなくなったも
のは必要としている人
に譲ろう。

通勤には環境だけで
なく健康のことも考え
て、自動車の使用を控
えよう。

みんなで環境について話
し合える場はないかな。

環境を他人事から自
分事にしよう。

色々な取組に参加してみ
たい！

水辺や緑がたくさんある場所
で散歩がしたいな。

子どもや孫たちにもよ
りよい環境を残したい。

静けさを大切に
したいな。

「環境」を活かして
産業が活性化する
といいな。

環境という時代のテー
マを追いかける人材を
輩出したい。

※「ありたいまち」とは尼崎市総合計画において市民・事業者・市がまちづくりを進めていく上で共有する将来のありたいまちの姿のことです。

環境への想いを実現するための3つの視点

<生活・生存の基盤を確保します>

環境問題に長く取り組んできた経験を踏まえ、限りある資源や暮らしの基本となる安全で快適な環境を守り、次の世代に引き継いでいくために4つの目標を定めます。

- 目標1：低炭素社会の形成
- 目標2：循環型社会の形成
- 目標3：安全で快適な生活環境の保全
- 目標4：多様な生き物の生息環境の保全

<尼崎らしさを活かしながら取り組みます>

高度なものづくり技術の蓄積や産業の集積を活かし、複雑化する環境問題に対して様々な分野の取組を組み合わせながら取り組んでいくための目標を定めます。また、目標1から目標4までを市民生活や事業活動の中で効率的・効果的に進めていくために経済的な観点からの取組を進めていきます。

- 目標5：環境と経済の共生

<市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たします>

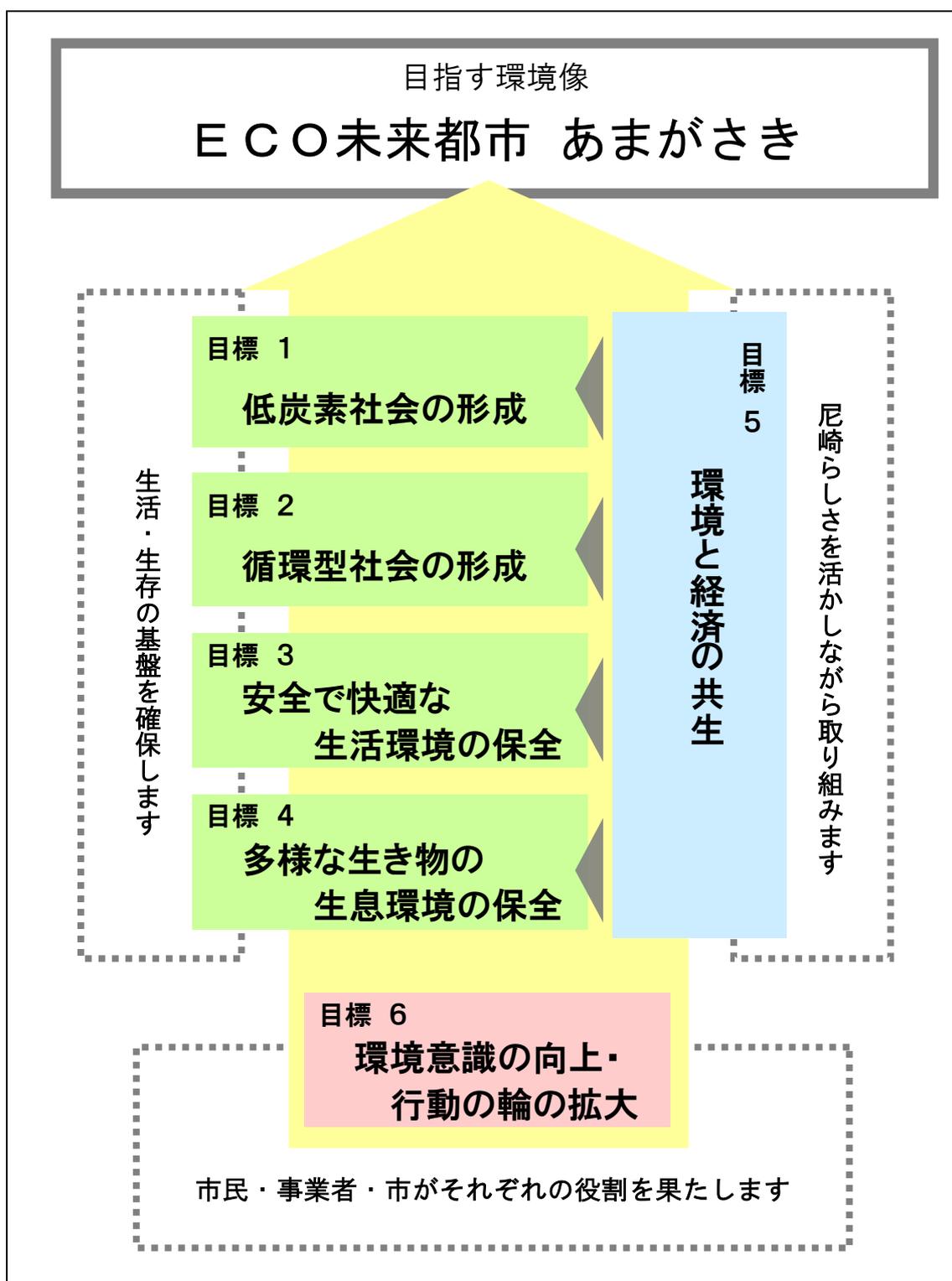
市民・事業者・市の各主体が目標1から目標5までを達成するためにそれぞれ、または連携して取り組むための目標を定めます。

- 目標6：環境意識の向上・行動の輪の拡大

目指す環境像

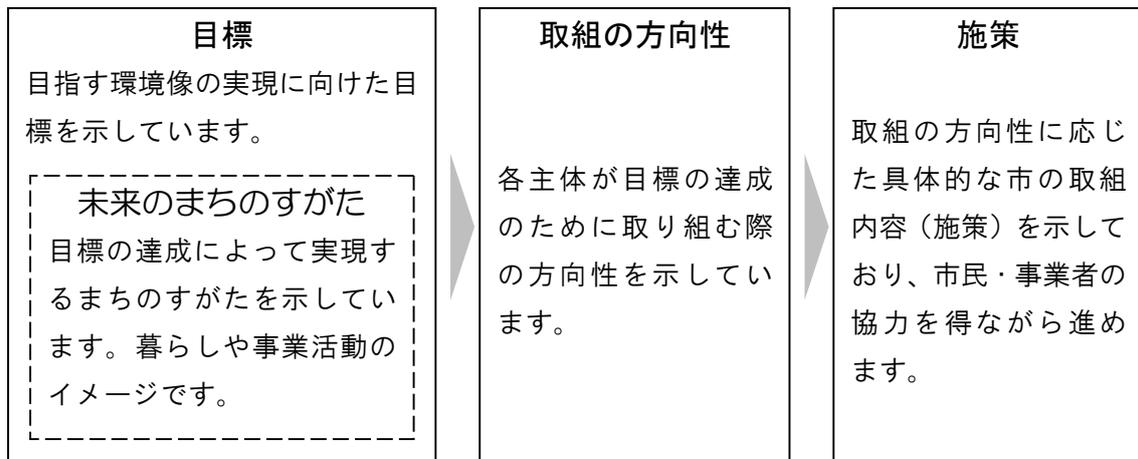
ECO未来都市
あまがさき

3つの視点から目標を整理すると次のような体系となります。



3. 目標を実現するための取組の方向性と施策

それぞれの目標が達成されることにより実現するまちのすがたとして「未来のまちのすがた」を示し、その実現のために、市民・事業者・市の各主体が協力しながら目標を達成していくための方向性や考え方を「取組の方向性」として示しています。また、それぞれの「取組の方向性」に応じて市が取り組んでいくことを施策として示しています。



目標 1 低炭素社会の形成

*** 未来のまちのすがた ***

家庭や職場で省エネに進んで取り組んでいます

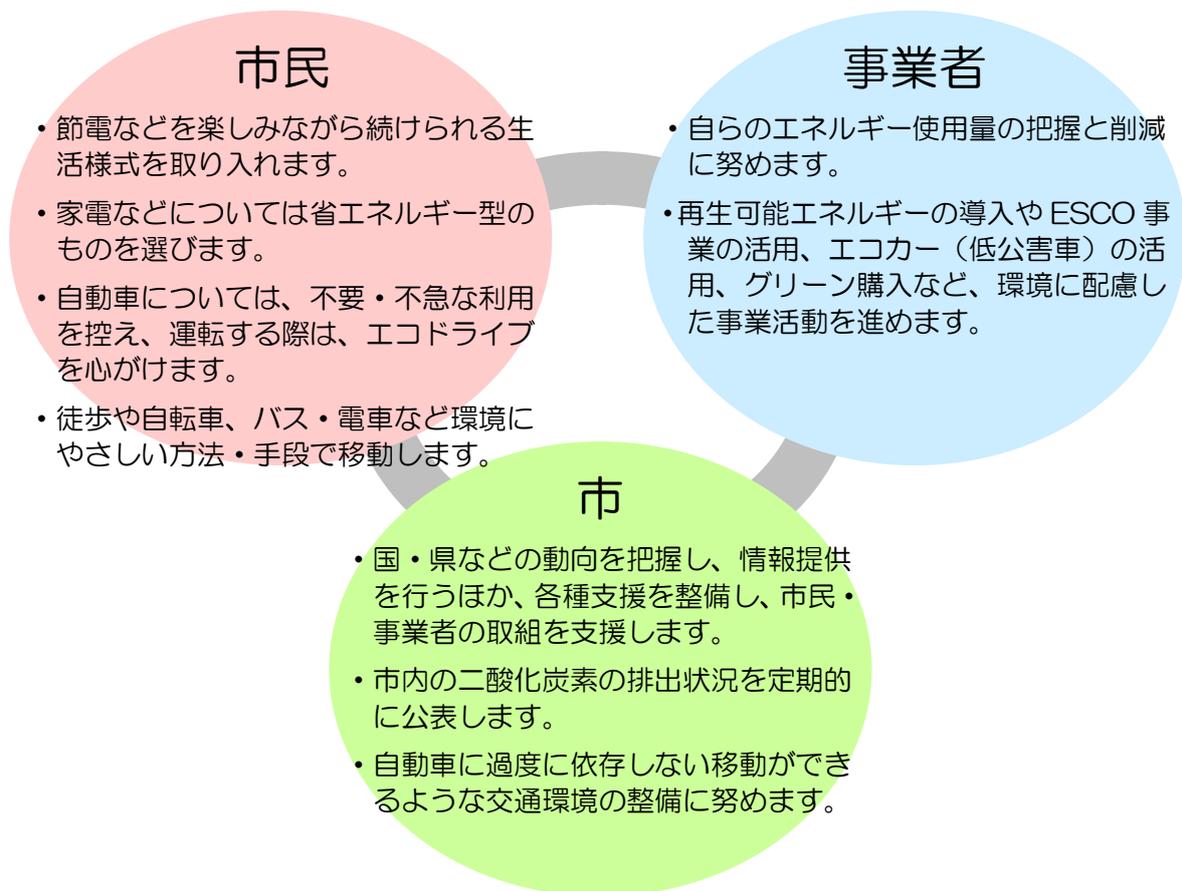
- ・ 市民のみなさんが楽しみながら節電にチャレンジしています。節電は家計の助けになるだけでなく、二酸化炭素排出量の削減にもつながります。
- ・ コンパクトな市域を活かして、自動車に依存せず、自転車や公共交通機関を積極的に利用しています。
- ・ 太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入する人、エコカー（低公害車）に買い替える人、また断熱性の高い家を選ぶ人も増えてきました。
- ・ 職場でも、働く時間帯の調整や照明・空調機器の使い方・選び方、生産ラインの見直しなどを行い使用エネルギーの削減だけでなく経費の削減にもつなげています。

〔主な関連計画・法令など〕

- 第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画（平成23年）
- 尼崎市環境モデル都市アクションプラン（平成26年）
- 地球温暖化対策推進法
- 省エネ法
- 環境配慮契約法
- グリーン購入法
- エコまち法

取組の方向性① エネルギーの使用量を減らします

できる限りエネルギーの使用量を減らし、二酸化炭素排出量の削減を進めます。



施策 ア 環境に配慮した生活様式や事業活動についての意識啓発

二酸化炭素排出量の削減につながる市民や事業者の自発的な行動を促すため、情報提供などを通して意識啓発を行います。

- 市民への啓発によって地球温暖化問題への関心を喚起するとともに、環境に配慮したライフスタイルを実践する助けとなる情報を提供します。事業者に対しては、省エネ対策に関する情報提供や省エネルギー機器の導入、省エネ改修などにより運転費用が削減されるよう支援します。
- 環境に配慮した優れた取組を発掘、表彰し、広くPRすることで、市民や事業者の取組意欲の喚起を図ります。

- 産業界などと連携し、環境に配慮した事業活動について、事業者間の情報交換を促します。

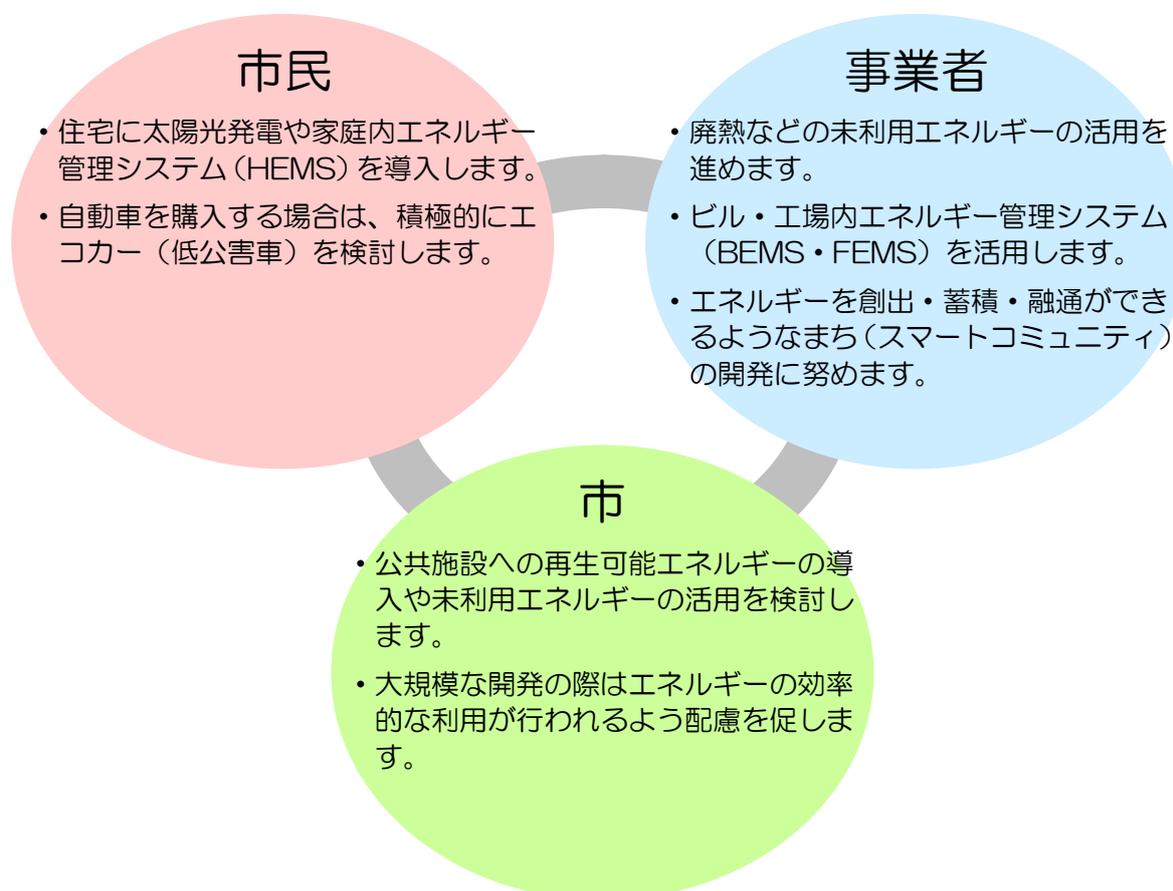
施策 イ 環境にやさしい住まい・省エネ製品などの普及促進

二酸化炭素排出量の削減に向け、環境にやさしい住宅の供給や既存建築物に対する省エネ製品（空調や照明、給湯器など）の導入、省エネ改修を進めるとともに、補助制度などについての情報提供を行います。

- 国の低炭素建築物新築等計画や長期優良住宅建築等計画の認定などの制度を積極的に活用しながら、環境にやさしい住宅・建築物の普及を促します。
- 省エネ改修を促進するため、国の税制上の優遇措置と地域金融機関などの低金利融資など色々な手段を組み合わせることにより効果的な制度づくりに取り組みます。

取組の方向性② エネルギーを効率よく使います

再生可能エネルギーなどの活用を進めながら、安定的にエネルギーが供給され、エネルギーを無駄にしないまちづくりを進めます。



施策 ア 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進

太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、工場などから発生する廃熱などの未利用エネルギーの活用についても検討します。

- 住宅や工場などにおける再生可能エネルギー設備の導入を促すため、国や県の制度の周知や金融機関と連携した支援などを行います。
- 市民自らの再生可能エネルギーの利用に関する取組について支援などを行います。
- 臨海部における尼崎沖フェニックス事業用地でのメガソーラー設備の導入や工場などへの再生可能エネルギー設備の導入を促します。
- 臨海部などに集積している事業所や工場などから発生する廃熱などの未利用エネルギーの利活用の可能性について検討を行います。

施策 イ 自動車による環境負荷を低減させる交通環境の整備

自動車は二酸化炭素の主な発生源の1つです。公共交通機関や自転車の利用、エコカー（低公害車）への買い替えなど、環境にやさしい交通手段への転換を促します。

- 地形が平坦で公共交通網が整備されている本市の特性を活かし、自転車や公共交通機関の利用を促すため、ノーマイカーデーのPRやエコ通勤の推奨といった啓発を行います。また、公共交通機関の乗り継ぎの利便性の向上にも取り組みます。
- 歩行者にやさしい道路環境の整備や自転車走行空間の環境改善を進めます。
- どうしても自動車を利用する必要がある場合には、エコカー（低公害車）が導入・購入されるよう市民や事業者への情報提供を進めます。また、公用車での率先導入を進めます。
- カーシェアリングやコミュニティサイクルといった新たな交通手段の導入について、民間事業者と連携しながら検討します。

施策 ウ エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進

エネルギーの創出・蓄積・融通ができるようなまち（スマートコミュニティ）の形成を進めます。

- 公共施設や公共空間での再生可能エネルギー設備の導入や省エネ改修（空調・照明の更新、断熱など）を積極的に進めるとともに、エネルギーについては各所で蓄積・融通ができるようなまちを目指します。

- エネルギーの効率的な活用だけでなく、災害時などにおいても安定的にエネルギーが供給されるよう自立・分散型のエネルギーシステムの構築を検討していきます。
- 大規模な開発時には、エネルギー管理の観点を考慮した開発となるよう促します。

コラム：スマートコミュニティ

エネルギーの消費が増え続ける現代においては、太陽光や廃熱など再生可能エネルギーを最大限活用するとともに、エネルギーの消費を最小限に抑える社会の実現が求められています。その実現に向け、家庭やビル、交通システムなどをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システム「スマートコミュニティ」の具体化に向けた実証実験が進められています。

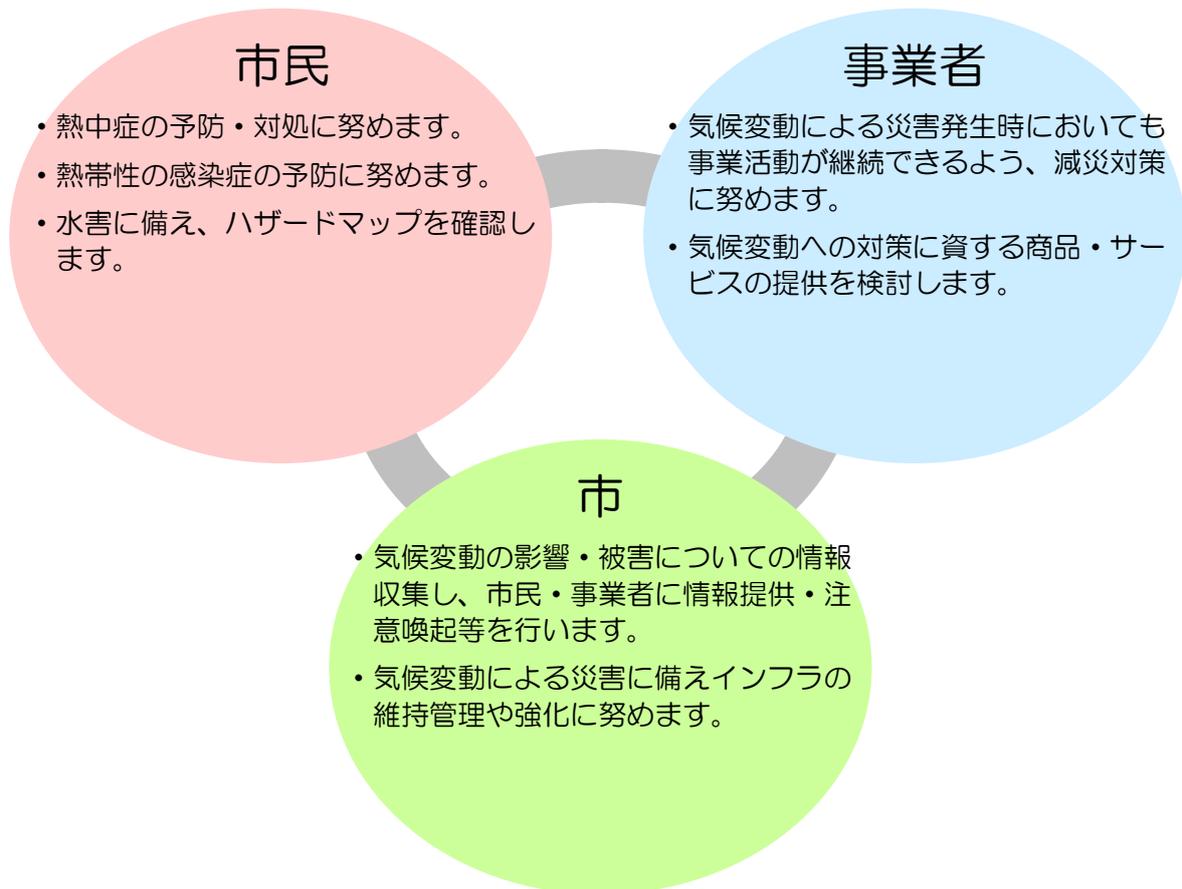


図 スマートコミュニティのイメージ

出典：経済産業省ホームページ

取組の方向性③ 地球温暖化の影響を知り備えます

地球温暖化が原因で引き起こされる気候変動の影響について、情報収集を行い、その被害が拡大・深刻化しないよう、備えます。



施策 ア 気候変動の影響・被害に関する情報収集・発信

気候変動の影響・被害に関する情報が少ないことから、積極的な情報収集を行い、市民・事業者への情報提供を行いながら、適応策（気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減するための対策）の意義・必要性についての意識の共有化に取り組んでいきます。

- 気候変動の影響・被害については不明な点が多いことから、国や関係機関などからの情報収集に努めます。
- 気候変動の影響・被害に関する情報提供や環境教育などを通じて、市民・事業者の適応策の理解を深めます。

- 様々な分野において適応策を講じていくために、庁内における適応策の意義・必要性について意識の共有化や取組状況とその課題について情報共有を図ることに加え、気候変動の影響・被害を予測し、必要となる取組を整理していきます。

施策 イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応の推進

機構変動により生じるおそれのある影響・被害の主な原因となる①気温の上昇、②降水パターンの変化への対応を施策の対象とし、現状の影響・被害の軽減・回避に資する取組の充実を図るとともに、対応ができていない分野については、対策を講じていきます。

- 平均気温が上昇傾向にあることや真夏日・熱帯夜が増加傾向にあるだけでなく、近年は熱中症搬送者数も増加しているため、予防・対処方法に関する情報提供や注意喚起を行います。
- 熱帯性の感染症が拡大するおそれがあるため、注意喚起を行います。
- 都市部である本市においてはヒートアイランド現象と相まって、気温の上昇が進むおそれがあることから、緑化や人工排熱の低減を進めていきます。
- 市域の約 30 %が海拔ゼロメートル地帯にあり、水害を受けやすい条件にあるため下水道設備の維持管理や河川の治水対策に努めます。また、災害時の被害を軽減するため、防災について学ぶ機会の提供やハザードマップの周知にも取り組みます。
- 水道インフラについては、強雨による水源の異常濁度や濁水などへの対策に、引き続き備えます。
- 水害などの発生時においても事業活動が継続できるよう中小企業の減災対策に係る取組の啓発に努めます。

目標 2 循環型社会の形成

*** 未来のまちのすがた ***

市内のごみが減り資源として循環しています

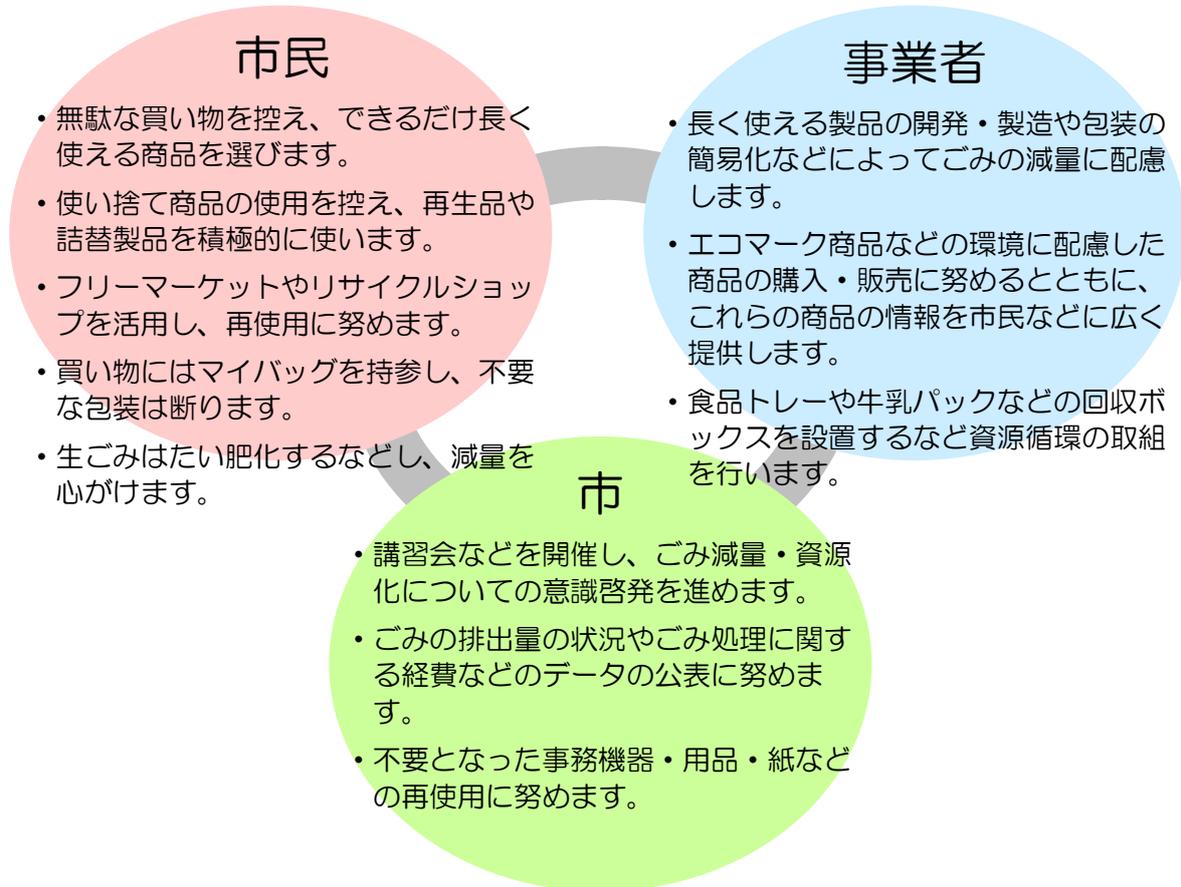
- 「もったいない」という意識が広がり、みんなが無駄な買い物を控えて物を大切に使うようになり、ごみの量が減っています。
- 分別やりサイクルの意識が高まり、資源の再生も進んでいます。事業者も不要となった物を積極的に回収し、有効利用しています。
- ごみの収集や処理の効率化により環境負荷が減っています。

〔主な関連計画・法令など〕

- 尼崎市一般廃棄物処理基本計画（平成 23 年）
- 廃棄物処理法
- 循環型社会形成促進基本法

取組の方向性① ごみができるだけ出ないようにします

発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）を進めることでごみの排出を抑えます。



施策 ア 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に向けた意識啓発

3R（発生抑制・再使用・再生利用）のうち、発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に優先的に取り組む意識を市民・事業者に着実に定着させ、ごみの排出量を減らします。

- 学校での環境教育や地域での環境学習を教育委員会や環境団体などと連携することで充実させ、ごみを出さない生活意識の浸透を図ります。
- 消費者に使い捨て商品の使用を控えるよう呼びかけるとともに、事業者には簡易包装や量り売りなどの実施や再利用できる容器の利用などを促します。
- ごみの適正処理やごみ減量・資源化は排出事業者の責任であることを周知させ、多量排出事業所への立入や指導を行います。

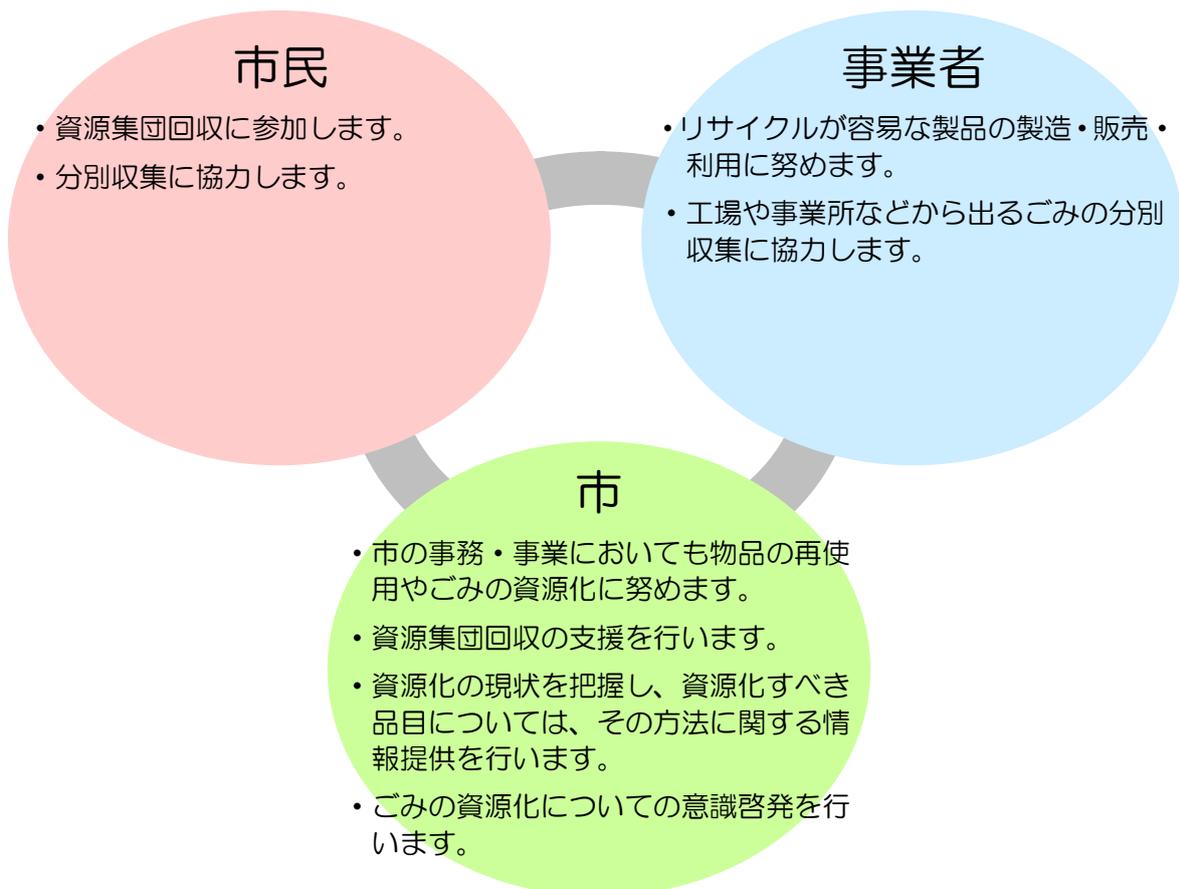
施策 イ 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に関する情報の提供

市民や事業者と連携しながら、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に関する情報提供や仕組みの構築を進めます。

- フリーマーケットの実施、市民工房やリサイクルショップの紹介など、市民が再使用に協力できるように情報の提供と利用促進を図ります。
- 小売店などと締結している「レジ袋等に関する環境協定」の参加店舗の拡大を図ります。

取組の方向性② 出たごみはできるだけ資源化（リサイクル）します

発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）をした後にごみとなったものは、分別収集によりできる限り資源化（リサイクル）します。



施策 ア 資源化（リサイクル）に向けた意識啓発

ごみの減量を図るため、市民や事業者に対して、資源化（リサイクル）の必要性や実施方法などについての情報提供を進めます。また、再生原料から製造した製品の積極的な使用を促します。

- 資源化（リサイクル）や分別排出に関する情報提供を強化します。
- 多量排出事業者を中心に、事業所から排出される廃棄物の資源化に関する指導啓発を進めます。
- 再生紙製品などの積極的な利用を推進するため、市民・事業者への意識啓発を行います。
- 資源集団回収の取組をさらに進めるため、回収量に応じた奨励金を交付するほか、実施状況に関する情報提供などの支援を行います。特に、未実施地域での新規実施や未参加世帯の参加拡大に取り組みます。

施策 イ 分別収集体制の強化

近年、市が処理する一般廃棄物の量が減少傾向にあるため、資源化量も減少傾向にあります。資源化を一層進めます。

- 意識啓発や情報提供により、分別排出の徹底を図ります。
- 紙パックなどの拠点回収についての情報提供を強化します。
- 携帯電話などの小型家電については、県・製造事業者・販売店などと協力しながら市民が参加しやすい形での回収を推進します。

施策 ウ 事業所から排出されるごみの資源化（リサイクル）の促進

事業所から排出される事業系一般廃棄物の量は、減少傾向にあるものの、市内の一般廃棄物排出総量の約3割を占めており、さらなる減量や資源化（リサイクル）が必要です。また、産業廃棄物の排出量については、横ばい傾向であり、減量や資源化（リサイクル）を促すとともに、引き続き適正処理を推進します。

- 排出事業者への指導や情報提供を充実させ、廃棄物の発生抑制や資源化を促します。
- 産業廃棄物排出事業者・処理業者それぞれに対する指導を強化し、適正処理を推進します。
- 産業廃棄物の排出や処理の実体把握に努めます。

- 工場が集積しているという特性を活かし、レアメタルの回収など、貴重な資源の資源化（リサイクル）や再使用（リユース）を促し、循環への取組を支援していきます。

施策 エ ごみ処理の効率化

廃棄物処理の各段階の効率化を進めるとともに、ごみ処理による二酸化炭素排出量の削減に取り組めます。

- ごみ焼却時に生じる熱エネルギーを発電に利用します。
- ごみ焼却場の効率的な運用を進めます。
- 限られた最終処分場を大切に、長期間にわたって使うため、埋立処分量の削減に努め、焼却灰などの資源化について検討します。

目標 3 安全で快適な生活環境の保全

*** 未来のまちのすがた ***

きれいな空気や水に囲まれて快適に暮らしています

- 工場や事業所では排出ガスや排水の処理が適切に行われています。
- エコカー（低公害車）が普及し、みんながアイドリングストップなどエコドライブに心がけており、自動車からの排出ガスに悩まされることがありません。
- 近隣の生活環境に配慮しながら生活や事業が営まれています。
- 空気や水などの状況が継続的に監視され、その情報が公開されています。

〔主な関連計画・法令など〕

- 大気汚染防止法
- 悪臭防止法
- 水質汚濁防止法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 土壌汚染対策法
- NOx・PM法
- 沿道整備法
- 環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）
- 尼崎市の環境をまもる条例

取組の方向性 空気・水・土・静けさを大切にします

大気や水質などの状況を把握するため監視体制を継続していきます。また、新たな公害の発生を未然に防ぐため、情報収集に努めます。

市民

- 台所では、油や調理くずを流さないようにし、食器の汚れをあらかじめふき取るなど水を汚さないようにします。
- 日ごろから近隣関係づくりに努め、お互いに生活騒音や野焼きなどで迷惑をかけないようにします。

事業者

- 環境汚染防止に関する法令を遵守し、継続的な環境改善に取り組みます。
- 工場や事業所の操業状況や化学物質の使用状況、公害防止の取組などについて積極的に情報公開し、市民や地域、行政との信頼関係を築きます。
- 新たな公害が発生しないよう情報の収集に努めます。
- 化学物質の使用に際しては使用量の削減や環境負荷の少ないものへの転換を検討します。
- 光害を防止するため、屋外照明を使用する場合は、時間帯・場所・照明方法に注意します。

市

- 汚染物質などの測定・監視体制を継続します。
- 公害を未然に防げるよう、立入などにより適切な指導を行います。
- 自動車排出ガス対策の推進として、エコカー（低公害車）の導入を促進します。
- 自動車に過度に依存しない移動ができるような交通環境の整備や公共交通機関の利用の推進に努めます。
- 市民・事業者と協力しながら、環境の改善に関する情報を積極的に発信します。

施策 ア 大気環境の保全

環境基準を達成している項目については、現在の監視体制を維持するとともに、汚染物質濃度のさらなる低減に向けて取組を進めます。一方、微粒子状物質（PM2.5）などの環境基準を達成していない項目については、継続的な監視体制を維持するとともに、県や近隣自治体との連携により、効果的な削減策などについて検討します。

- 工場や事業所での対策を進め、大気環境のさらなる改善を図ります。
- 大気環境の監視体制を維持するとともに、県や近隣自治体と連携しながら、微小粒子状物質（PM2.5）などの課題への対応を進めます。
- エコカー（低公害車）の普及に努めるとともに、自動車から公共交通への転換の取組を進めることで、過度な自動車利用の抑制に努めます。
- 沿道環境保全のために、近隣自治体などと連携して道路管理者への働きかけを行います。
- アスベストについては、今後も引き続き対策を実施するとともに、アスベスト対策会議において情報を共有し、総合的な対策を推進していきます。
- 建物解体時には、アスベストの使用状況を確認し、飛散防止対策について事業者などに指導します。

施策 イ 水環境の保全

下水道の普及や工場排水対策の強化などにより、水質は大きく改善し、BODやCODなどについては環境基準を達成しています。今後も継続して水質向上に向けて取組を進めます。

河川・運河を中心に水質浄化に向けた美化活動や実験が、地域の住民や事業者・学校・研究機関などと連携して取り組まれており、こうした活動を通じて水辺と人の暮らしとの関わりを見つめ直す契機としながら、水環境の改善に取り組めます。

- 生活排水の削減や水辺での美化活動、河川・運河での水質浄化に向けた実験などへの参加・協力が得られるよう、意識啓発に取り組めます。
- 下水道の適正な維持・管理や工場排水の処理状況の監視・指導により、水質の維持を図ります。
- 地下水の水質を継続して監視します。

施策 ウ 静けさの確保

自動車や新幹線からの騒音については一部で環境基準を達成していません。今後も、環境基準の達成に向けた取組を進めます。

- 自動車からの騒音・振動については、沿道環境の保全について、近隣自治体などと連携しながら国や道路管理者へ引き続き働きかけを行います。また、ルートの誘導や共同配送、公共交通機関の利用促進などにより交通量の適正化のための取組を検討します。
- 新幹線からの騒音・振動については、防音・防振対策の推進を近隣自治体などと連携しながら国や鉄道管理者へ引き続き働きかけを行います。
- 航空機からの騒音については、環境・安全対策の推進を近隣自治体と連携しながら国や空港管理者へ引き続き働きかけを行います。
- 工事現場や工場・事業所からの騒音・振動については、関係法令などに基づき規制・指導を行います。
- 生活騒音など近隣の関係に起因するトラブルについては、啓発などを進めるとともに適切な助言を行います。
- 工業地に新たに住居が立地する際には、苦情の発生を避けられるよう後住者への啓発や事業者への助言などを行います。

施策 エ 土壌環境の保全

工場跡地などでの大規模な土地の開発に伴って土壌汚染が判明することが多くなっています。

- 土壌汚染の原因となる有害物質の使用や保管について、事業者への指導を継続します。
- 調査による汚染が判明したときは、適切な対策を指導します。
- 地盤沈下の状況について、監視を継続して実施します。

施策 オ 公害の歴史の後世への継承

尼崎市は過去に大気汚染や水質汚濁などの深刻な公害に直面しました。その後、様々な対策に取り組むことで、環境が大きく改善しました。しかし、現在もなお、多くの方が公害病に苦しんでいます。

こうしたことが、二度と起こらないようにするため、これまでの経験や取組を次世

代に引き継いでいきます。

- 環境改善に向けたこれまでの市民・事業者・市の取組などを発信することで、本市における公害の歴史を次世代へ引き継ぐとともに、快適な生活環境の実現を目指す意識の醸成を図ります。

コラム：公害に対する実感

計画の改定にあたって実施した意識調査で、「尼崎市の公害の現状についてどのように考えているか」と問うたところ、市民の約半数、事業所の約6割が「以前に比べて改善しており、公害の問題はそれほど大きくない」あるいは「公害問題は過去のことであり、現在は問題となっていない」と回答しました。公害問題は、これからも市民・事業者・市の課題として引き続き取り組んでいくべきものですが、公害に悩まされてきた状況から徐々に改善が見られつつあることがうかがえます。

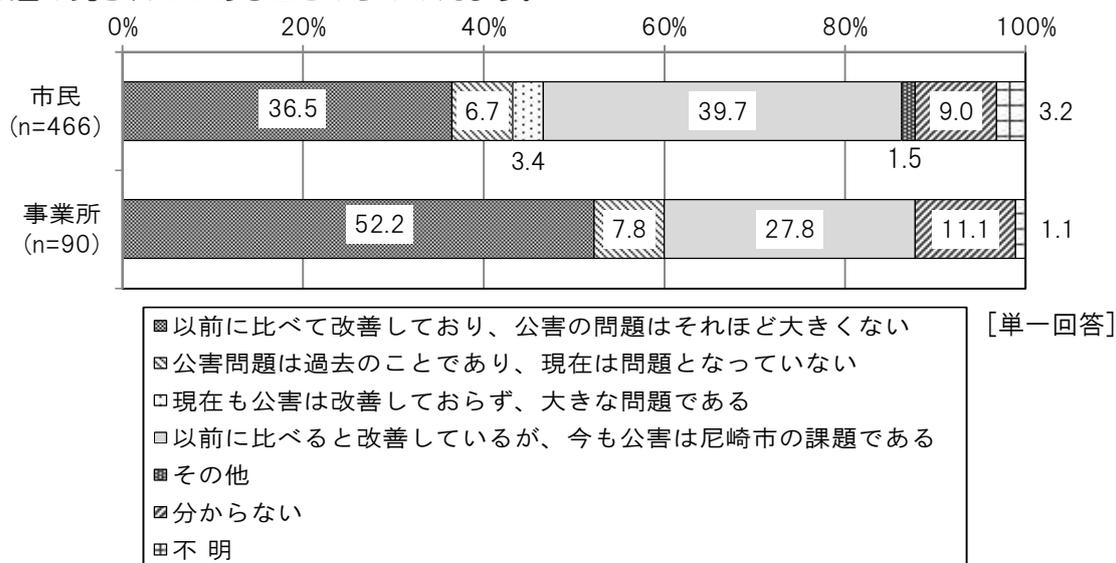


図 尼崎市の公害の現状への評価

施策 カ その他有害化学物質や快適環境の形成への対応

人や動植物に有害な作用を及ぼす有害化学物質に適切に対応し、指導などを行うとともに、快適な生活環境を守るための対応を行っていきます。

- 有害化学物質の適正使用や管理、適正処分を指導するとともに、新たな課題にも対応できる監視体制を維持します。
- 近年、問題となっている建築物の看板などの人工灯による生活への影響を防止するため、設置にあたっては適切な指導を行っていきます。

目標 4 多様な生き物の生息環境の保全

*** 未来のまちのすがた ***

身近な緑や水辺でいろいろな生き物が見られます

- 古くから残っている自然やまち中を流れる河川・水路などが適切に保全されています。また、みんなで協力しながら、公園の管理をしたり、身近な緑をつくり、育てることによりまちにうるおいがもたらされています。
- 緑や水辺は互いにつながっており、色々な生き物がすみかとしています。
- 市内の色々なところで自然観察や環境保全活動が行われています。
- 農業体験や地産地消を通じて自然の恵みについて考えることができます。

〔主な関連計画・法令など〕

- 緑の基本計画（平成 11 年）
- 尼崎市都市計画マスタープラン（平成 26 年）
- 自然と文化の森構想（平成 14 年）
- 尼崎 21 世紀の森構想（兵庫県）（平成 14 年）
- 尼崎の森中央緑地基本計画（兵庫県）（平成 16 年）
- 21 世紀の尼崎運河再生プロジェクト基本計画
(21 世紀の尼崎運河再生協議会)（平成 20 年）
- 生物多様性尼崎の森中央緑地戦略（兵庫県）（平成 22 年）
- 生物多様性基本法

取組の方向性 生き物に関心を持ち、そのすみかを守り、創ります

地域の生き物に関心をもつとともに、生き物の生育・生息環境を保全・創出していきます。また、自然の恩恵を大切にし、考えていきます。

市民

- 身近な緑化など、生き物の生育・生息環境づくりに努めます。
- 生物調査や自然環境調査に参加し、生き物に関心を持ちます。
- 地域の農業に関心を持ち、地域の農作物を選んで購入しましょう。また、土とのふれあいを大切に、農業生産者との交流を深めます。
- 緑の保全・創出に積極的に取り組みます。
- 生物多様性について理解を深めます。

事業者

- 生き物の生息空間としての機能に配慮しながら、敷地や建物の緑化に努めます。
- 住民や学校などと協力しながら、地域の緑づくりや保全活動に参加します。

市

- 市民や事業者など多様な主体と連携しながら、生き物の生育・生息環境の保全・再生に努めます。
- 生物多様性の観点から市の現状について情報の収集に努め、積極的に公開します。
- 市民参加型の生物調査を継続的に行います。
- 多様な主体と連携・協力しながら特定外来生物対策に取り組みます。

施策 ア 生物多様性のモデルとなる取組の重点実施

尼崎らしい生物多様性のあり方を考えていくために、猪名川自然林や佐璞丘の保全、尼崎 21 世紀の森構想の推進など本市モデルとなる先導的な取組を重点的に進めていき、市民や事業者の参加・関わりの輪を広げていきます。

- 猪名川自然林や尼崎の森中央緑地などでの取組における生物多様性の考え方や成果を学ぶ機会を積極的に設けていきます。それらを踏まえて、環境団体や国・県などと協力しながら、生物多様性を重視した緑づくりを進めるとともに、生物多様性を脅かすおそれのある外来種の防除・駆除を進めます。
- 市民や事業者による生物多様性の保全に関する取組を発掘し、内外に発信するとともに団体同士の連携を進めます。
- 本市における取組や生き物に関する情報の蓄積を図りながら、生物多様性地域戦略の策定の検討を進めていきます。

コラム：「生物多様性」

●生物多様性とは

色々な生き物が本来の場所でたくさん生息・生育していることを「生物多様性が豊か」であるといいます。地球上にはわかっているだけでも175万種類の生き物が生息しているといわれ、個々の生き物には「個性」があり、互いに関わり合っています。

生き物は長い年月をかけて進化し、様々な「個性」を獲得してきました。この「個性」を持った生き物同士の「関わり合い」が地域特有の自然環境をつくり出し、私たちに自然の恵みをもたらしてきました。

私たちの暮らしを支えてきた豊かな自然の恵みは、『生態系（生息・生育環境）の多様性』、『種（種類）の多様性』、『遺伝子（個性）の多様性』という3つの多様性によってもたらされています。

●生物多様性の恵み（生態系サービス）

私たちは、生き物の「個性」と「関わり合い」により様々な恩恵（これを「生態系サービス」と呼びます）を受けています。そのため、生物多様性が失われると、生態系サービスも低下し、私たちの暮らしにも悪影響が生じることとなります。

①基盤サービス（すべての生命の生存基盤）

森林の光合成による大気中への酸素の供給や海洋・森林などによる気温・湿度の調節、水の浄化・循環、豊かな土壌の形成 など

②供給サービス（暮らしの基盤）

海や山・田畑からの食べ物の供給や山林などからの木材の供給、医薬品、品種改良 など

③調整サービス（自然に守られる暮らし）

森林などによる山地災害、土壌流出の軽減、安全な飲み水の確保 など

④文化的サービス（豊かな文化の根源）

地域の自然の特徴に応じた地域性豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統 など

コラム：尼崎市における生物多様性

本市の北東部には猪名川自然林と佐璞丘の 2 つの河畔林（河川の周辺に繁茂する樹林）が残存しているなど貴重な自然環境があります。

●猪名川自然林

猪名川自然林は猪名川の旧堤防に存在していたエノキ-ムクノキ群落であり、昭和 38 年（1963 年）の河川改修とともに宅地化される予定でしたが、自然林の保存について市民の声が高まり保存されることとなりました。現在は、「自然と文化の森協会」が「タマムシのとぶ森づくり」を合言葉にエノキやムクノキを中心とした都市林の保全に取り組んでいます。兵庫県版レッドデータブックにおいては自然景観 B ランク、植物群落 C ランクに位置づけられています。



図 猪名川自然林（平成 2 年撮影）

●佐璞丘

佐璞丘は藻川の西岸にあり、エノキ-ムクノキ群落として残存しています。猪名寺の自治会を中心に「万葉の時代から歴史ある森として再発見し、エノキ-ムクノキの河畔林として再生・活用する」ことを目的に「万葉の森・佐璞丘再生プロジェクト」が進められています。兵庫県版レッドデータブックにおいては「都市部に残された樹林環境」として植物群落 C ランクに位置づけられています。

また、佐璞丘の東側を流れる藻川のうち、猪名川からの分岐点から合流点までの間は、兵庫県版レッドデータブックにおいて生態系 C ランクに位置づけられています。藻川

は河口から 10 km のあたりまで潮止堰がなく、神崎川河口から海水が進入するため、汽水性のハゼなども生息しています。

● 尼崎 21 世紀の森構想

尼崎の森中央緑地

「尼崎 21 世紀の森構想」では国道 43 号以南の約 1,000 ha が構想の対象となっています。広大であるため、まずその一部を「尼崎の森中央緑地」(約 29 ha) として整備を進めています。整備にあたっては、①地域の森を手本にします、②タネから育てます、③みんなの力で育てます、の



図 尼崎の森中央緑地 (将来イメージ)

3つの約束を基に森づくりが行われています。県民・事業者・行政の参画・協働により、昔から尼崎や阪神間に生えていた木々を種から育てるといった壮大な取組が行われています。

施策 イ 生物多様性に対する理解の促進と意識啓発

生物多様性への理解を深めるため、地域での取組に注目しながら進めます。また、市民参加型の生物調査を継続的に実施し、専門家の支援を得ながらデータの蓄積に取り組みます。

- 学校において生徒や教員が尼崎市の生物多様性の現状について知る・学ぶ機会を増やします。
- 生物多様性について学びたい市民に対し、専門家の派遣や講座の開催、情報の提供などの支援を行います。

施策 ウ 地域の特性に応じた緑づくりの推進

地域性を考慮しながら、生き物の生息環境の保全・創出を進めていきます。また、地域住民と協力しながら緑の量の確保と質の向上を進めていきます。

- まちなみの形成だけでなく生き物の生息環境の創出を目的として、大規模住宅や商業施設の開発時における緑地の確保を促します。
- 地域の特性に応じて生物多様性に配慮できるような緑づくりの指針についても検討します。
- 既存の公園・緑地については、生物多様性の観点を取り入れながら、地域の緑の拠点として地域住民と連携しながら適正な維持・管理を行います。
- 猪名川自然林や尼崎の森中央緑地、西武庫公園など自然林や大きな公園を緑の拠点とし、その近傍を流れる河川などと有機的に繋げていきます。

施策 エ 緑の適正な配置と維持・管理

公園・緑地については、全域が市街化された本市における緑の拠点とするとともに、貴重な憩いの空間として、「尼崎市緑の基本計画」に基づき適正な配置と維持・管理に取り組みます。また、市民や事業者が自らの工夫で取り組む緑化を支援し、これを地域の魅力として発信します。

- 平面的な緑化のみならず、屋上緑化や壁面緑化など、緑の視覚的な効果も活用した立体的な緑化に取り組みます。
- 家庭・学校・工場・商業施設などにおいて緑を増やし、その点在する緑を街路樹などにより繋げていきます。
- 緑陰の形成などにより、ヒートアイランド現象の緩和や快適空間の形成を進めます。
- 道路沿線では緑の連続性を確保するとともに、地域と協力しながら維持・管理方法について検討していきます。
- 北部の住宅地や臨海部の工場地、それらにはさまれた商業・住宅・工場が混在する地域といった尼崎市の特性に応じて、地域の住民や事業者と協力しながら緑づくりを進めます。
- 地域住民や市民による緑づくりを支援するために緑の相談所などの拠点を活用しながら、情報発信に取り組みます。また、市内で活動する環境団体や公益財団法人尼崎緑化公園協会などとも連携し、各種イベント・講習会を通じたPRに取り組みます。
- 工場立地法の特例措置を活用し、本市独自の景観と環境に配慮した工場緑化を推進します。
- 臨海部で行われている「すき間緑化」の考え方を推進していきます。

施策 オ 水辺の保全・創出

身近に自然を感じられる水辺も貴重な資源です。水質の維持や改善、地域住民との協働による美化活動など、水辺環境の保全・創出に取り組みます。

- 市外からの生き物の流入が見込まれる河川・水路については、生物多様性に配慮しながら維持・管理を行い、水質保全に努めます。
- 市民団体や事業者と連携した河川や運河の清掃活動により市民が親しめる水辺空間の確保に努めます。
- 河川改修の際には、近自然工法の検討など、生き物の生息環境に配慮していきます。
- 水路については、農業を支える重要な水系であるとともに、身近に生き物を観察できる場であるため適切に保全し、必要に応じて環境学習の行える場として活用していきます。
- 生活排水をできるだけ汚さないための意識啓発や、河川や運河での水質浄化に向けた実験などへの参加・協力の呼びかけに取り組みます。
- 運河や臨海部においては、尼崎 21 世紀の森構想や 21 世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業の推進などを通じて、水辺の魅力の発信や水質浄化施設の見学などの環境学習を推進していきます。

施策 カ 農地の保全と活用

市街化が進んだ本市では、農地は緑地空間の確保や生物多様性の維持の観点からも重要であり、積極的に保全・活用します。

- 市民農園や学童農園などの開設を促し、その運営を支援することにより、農地を保全・活用します。
- 農家や援農ボランティアの協力を得ながら伝統野菜（武庫一寸ソラマメ・尼譜（あまいも））の栽培を行い、農業協同組合（JA）や尼崎商工会議所、地元の大学や事業者と連携し、その販売を促進することにより農地の保全・活用を図ります。

コラム：尼崎の伝統野菜

本市は大阪に近接した農村地帯として、綿花などの作物が栽培されてきましたが、明治以降の工業化・都市化の進展に伴う農地の宅地化などにより、農地面積は減少するとともに、農家数や農業従事者も減少しています。

近年は、武庫一寸ソラマメや尼諸などの伝統野菜の栽培を通じて、都市農業の振興が図られています。

●武庫一寸ソラマメ

天平8年（736年）に来朝したインドの僧侶を行基上人が摂津国の難波津に迎えました。この際に、僧侶が行基上人に「王墳豆（おたふくまめ）」という豆を与えたのが、日本へのソラマメの伝来となりました。行基上人が、これを摂津の武庫村（現在の尼崎）の農家に試作させたところ、生育がよく大きくおいしく育ったといわれており、これがソラマメの起源とされています。



図 武庫一寸ソラマメ
出典：兵庫県ホームページ

以来、尼崎ではこのソラマメを作り続け、特に、明治・大正・昭和初期は高値で取引されていました。しかし、ソラマメは同じ場所では続けて栽培できないうえ、都市化による農地や農家の減少により生産量が激減し、現在では幻の豆となっています。

「一寸」の名は、豆の粒が大きく約一寸（3.3 cm）ほどにもなることから付けられています。

●尼諸（あまいも）

江戸時代から昭和初期まで尼崎南部の臨海地域の新田地帯で盛んに作られていたサツマイモの一種で、細長く甘味が強く、大阪や京都の料亭に高値で出荷されるなど貴重な商品作物でした。しかし、工場の進出により農地の減少が進むとともに、昭和9年（1934年）の室戸台風や昭和25年（1950年）のジェーン台風による水害の被害などが原因で栽培が途絶えました。



図 尼諸

その後、(独)農業生物資源研究所から苗を取り寄せ、尼諸の復活に向けた取組が開始されました。現在では、尼諸を原料とする焼酎などが商品化されています。

目標 5 環境と経済の共生

*** 未来のまちのすがた ***

環境に関連した製品やサービスが次々と 生まれています

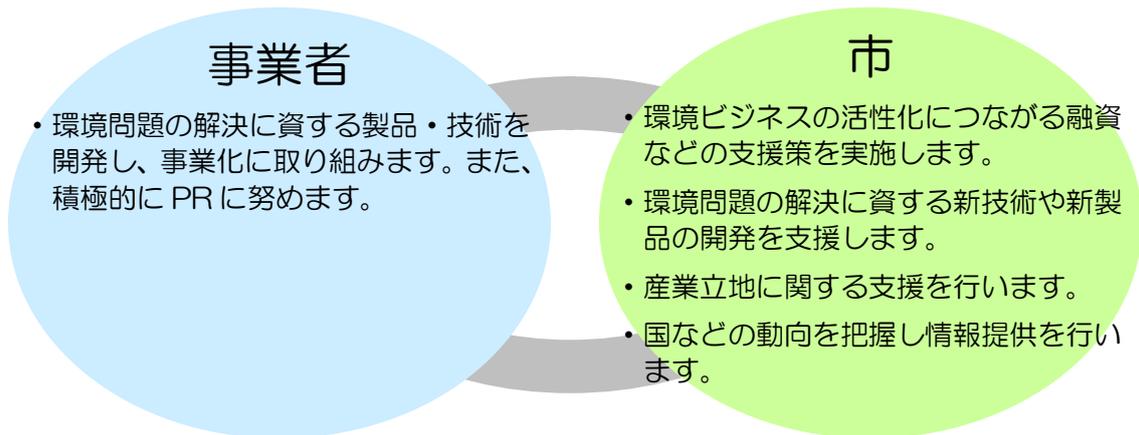
- 様々な得意分野をもつ工場が集まっている尼崎市では、環境にやさしい製品や独自の技術などが生まれ、暮らしや事業活動の色々なところでその製品やサービスが役立っています。
- 環境に関連した製品やサービスを生み出す事業者は、知名度が上がり、業績を伸ばし、さらに事業を広げています。
- 市民・事業者・市は環境にやさしい製品やサービスを利用することで環境の改善に貢献をしています。

〔主な関連計画・法令など〕

- 第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画（平成23年）
- 尼崎市環境モデル都市アクションプラン（平成26年）

取組の方向性① 環境によい製品・サービスを供給します

産業界と本市が連携し、環境負荷の低減を図りながら事業活動を行うとともに、環境の向上に資する製品・技術の開発やサービスの提供を促し、地域経済の活性化を図ります。



施策 ア 環境関連産業の育成

本市の産業界が持つものづくりの優れた技術を活かしながら、時代のニーズに合った環境関連技術の開発や商用化・展開を積極的に支援し、優れたエコプロダクツや技術・サービスの発掘や広報を行い、環境関連産業の育成を図ります。

市内の需要の喚起とあわせて、需要と供給のマッチングを図り、地域経済の好循環を促します。

※本計画では、「環境関連産業」とは、環境負荷を低減する製品の製造・サービスの提供だけでなく、環境負荷の低減に取り組む事業活動も含みます。

- 「E C O未来都市・尼崎」を宣言している産業界と連携・協力し、環境保全と地域産業育成の両立をめざした事業を推進します。
- 環境関連産業の人材の育成や事業者の環境関連技術・製品の開発を支援します。
- 環境関連産業の育成のため、工業系の用途の土地については、操業環境の維持・保全に向けた立地支援に取り組みます。
- 環境関連技術のセミナー開催や環境関連ビジネスの起業支援など、多面的に環境関連産業を育成・支援します。
- エコプロダクツの発掘や広報を進め、環境関連産業の育成・活性化を図ります。

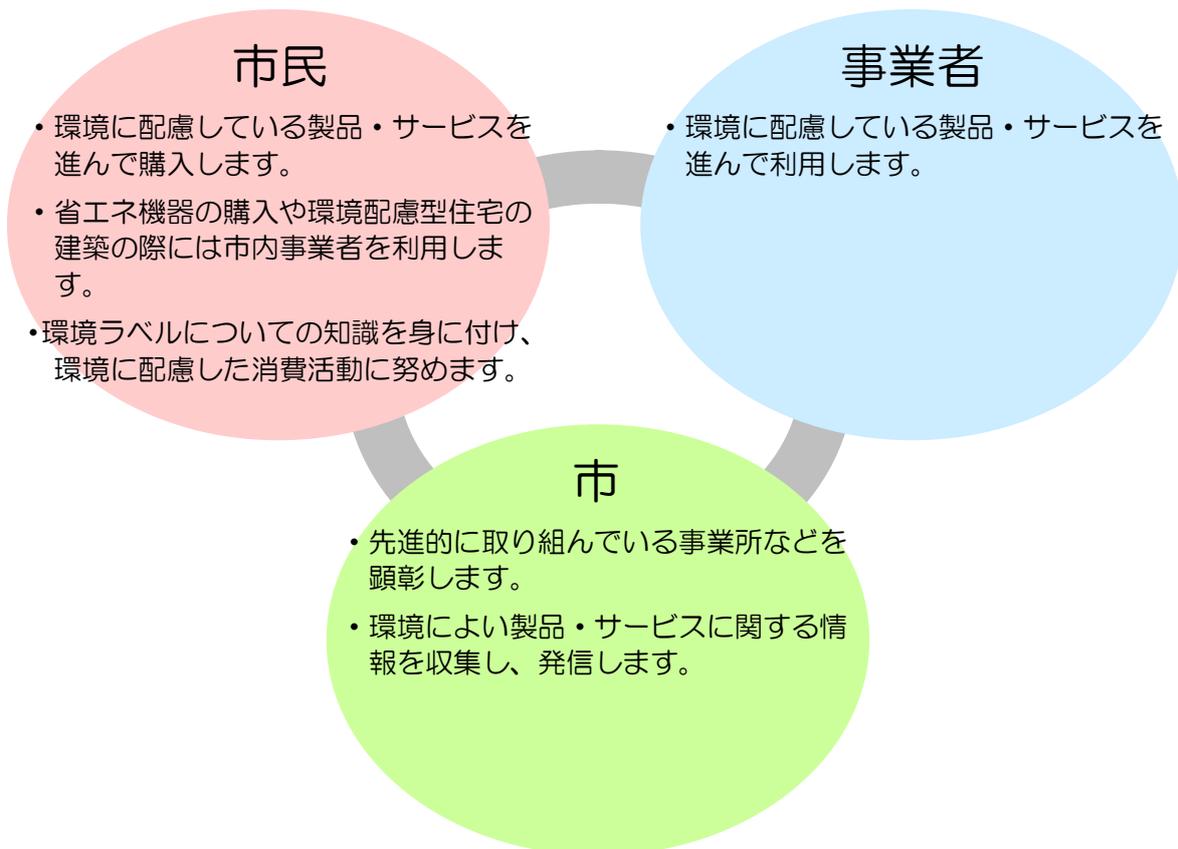
施策 イ 環境経営への支援

環境に配慮した企業経営を推進するため、事業者の取組を支援します。

- 事業者の環境マネジメントシステムの導入支援やエコカー（低公害車）の導入、省エネ診断の実施、事業所・工場の省エネ改修を支援します。
- 金融機関との連携により、中小企業の環境関連事業立ち上げや、設備導入に必要な融資を支援します。
- 事業者の積極的な環境保全・創出の取組やCSRによる地域貢献の取組などを通じた企業イメージの向上に資する表彰や、情報発信に取り組みます。

取組の方向性② 環境によい製品・サービスを選びます

環境に負担をかけない製品・サービスの供給を需要面から支え、地域経済を活性化します。



施策 ア 環境負荷の低い製品・サービスについての意識啓発

環境負荷の低い製品・サービスを優先的に選ぶよう市民・事業者に対する意識啓発を行うとともに、行動を喚起できるよう取り組みます。

- エコライフ（環境に配慮したライフスタイル）に関する情報提供を行い、市民の環境への意識啓発を行います。
- 事業者によるグリーン購入・グリーン契約（環境に配慮した原材料などの購入・調達）が行われるよう情報提供を行うとともに、市の事業においても取組を進めていきます。
- 事業者による環境への取組について市民の理解を深めるため、ものづくりの現場や取組を見学するエコともものづくりのツーリズムなどの実施を検討します。
- 環境と地域経済の活性化に関するセミナーなどの開催を通じて、環境に関連する新たな製品・サービスの開発・販売を促します。

施策 イ 環境負荷の低い製品・サービスや事業所の取組のPR

環境に負荷をかけない製品・サービスを提供する事業者や、環境への配慮に積極的に取り組む事業者をPRするとともに、行動を喚起していきます。

- 本市産業界などと連携して環境負荷の低い製品・サービスのPRに取り組みます。
- エコプロダクツの発掘や広報を進め、環境関連産業の育成・活性化を図ります。
- 金融機関との連携により、中小企業の環境関連事業の立ち上げを支援します。

目標 6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

*** 未来のまちのすがた ***

みんなが環境に関心をもって行動・活動しています

- 子どもから大人まで、環境について色々なことを調べたりしながら、学んでいます。そして、みんなが身近な活動に参加しています。
- 様々な取組を通じて環境への意識が高まり、行動へとつながっています。また、その行動をまわりの人に伝えることで、取組の輪が広がっています。

〔主な関連計画・法律など〕

○環境教育等推進法

取組の方向性① 環境について知り、まわりに伝えます

市内の環境について学ぶ機会を増やすとともに、学んだことを周りに伝えられるよう働きかけます。

市民

- 環境問題に関心を持ち、様々な情報を調べるとともに、学習や研修に参加します。
- 生徒・学生は学校の環境学習の授業やイベントに積極的に参加します。
- 環境問題について学んだことや考えたことについて家族や地域、学校などで積極的に話し合います。
- 環境に関する取組についての理解や協力を心がけます。

事業者

- 環境への取組を積極的に公開します。
- 事業活動のあらゆる場面において環境への配慮を徹底できるよう、従業員の教育に努めます。
- 従業員に対し、地域の環境保全活動への参加を奨励します。
- 環境負荷低減に関する取組について事業者同士で情報共有を進めます。
- 市民を対象とした講習会や施設見学会などを開催し、事業活動への理解を深めます。

市

- 環境にやさしい暮らしに役立つ情報の提供や行動を促す取組の支援を行います。
- 学校に環境学習・教育の取組を働きかけます。
- 環境学習・体験ができる場について情報提供を行います。

施策 ア 環境教育・学習に役立つ情報の整備・提供

本市の環境に関する経験の蓄積を貴重な情報として環境教育・学習に活用していくために、情報の整理・提供に取り組みます。本市の環境白書である「尼崎の環境」などの基礎データについては、分かりやすい情報としてまとめます。

- 「あまがさき環境オープンカレッジ」を中心に、様々な主体の取組の輪の拡大を図ります。
- 環境教育の実施状況を把握・整理した上で、学校間の情報共有を進めるとともに、教員を対象とした講座の実施や環境団体・専門家の派遣など、実施の支援に取り組みます。
- 学校教育以外にも未就学児から成人まで幅広い層に対し、環境について体験や学ぶ機会を提供します。
- 猪名川自然林や尼崎 21 世紀の森構想、21 世紀の尼崎運河再生プロジェクトなどを活用しながら、自然の保全・創出や生物多様性の保全の先導的な取組に触れる機会を増やしていきます。
- 環境問題に取り組んできた本市の歴史を伝え、環境を意識した行動を促すための啓発に市民・事業者と協力しながら取り組みます。
- 本市の事業者の持つ優れたものづくりの技術とあわせて、先進的な取組を地域や学校などで学ぶことができるプログラムの実施や情報提供を検討します。

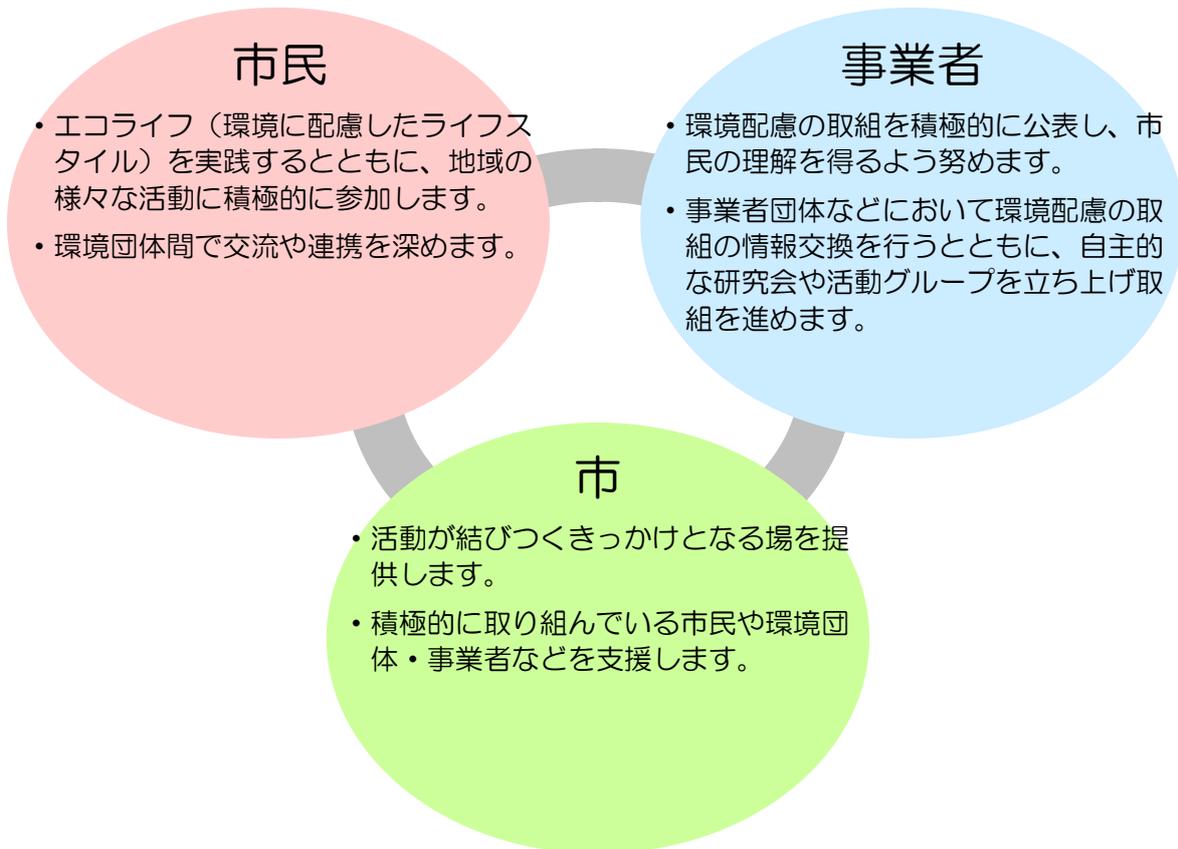
施策 イ 積極的な取組の表彰や普及啓発の推進

環境について知り、まわりに伝えていく取組をリードするような取組を表彰し広く発信することで、取組意欲を喚起します。特に、事業者の取組を促すための取組を重点的に進めます。

- 学校・地域で取り組む美化活動やごみ減量・リサイクルなどの取組の成果や、創意工夫した事例などを積極的にホームページなどで公表します。
- 優良な取組事例を表彰するとともに、特に事業者に対しては認定と合わせた優遇措置の導入可能性について検討します。

取組の方向性② 身近なところから環境のために活動します

環境のために活動する市民・団体・事業者・市など様々な主体がつながりながら取組を拡大していきます。



施策 ア 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成

これまでに築いてきた環境に関するネットワークを最大限活かしながら、環境に関する情報交換や交流の機会づくり、人材育成に継続的に取り組みます。

- 「あまがさき環境オープンカレッジ」を中心として、環境に関する情報交換や交流の機会づくりを継続・発展させていくとともに、各種講習会の実施や講師の派遣などを通じた人材育成に取り組みます。また、そういった取組を支援していきます。
- 学校での環境教育を拡大するため、学校での人材育成や環境団体などと連携した研修、学習教材の作成などを検討します。
- 事業所における人材の育成を進めるために、各種取組への参画を促す情報提供を行うほか、人材育成の取組の表彰を検討します。

施策 イ 市民・事業者の連携による取組の拡大

市民・事業者・市の協働により公害を克服したまちとして、また、環境モデル都市として、市民・事業者の連携をさらに拡大するために、連携を促す仕組みづくりを行います。

- 「あまがさき環境オープンカレッジ」を中心として、環境に関する情報発信の取組を促します。また、様々な環境団体や事業者などが情報交換や交流を行う場を設け、連携による新たな取組の拡大を図ります。
- 取組の成果を広く発信し、広域での情報交換や連携を促します。

第4章 計画の推進

1. 推進体制

(1) 尼崎市における体制

- 本計画に関係する部署全体の協力を得ながら、計画の進捗管理を行います。各部署で担当している事業や取組について、進捗状況の把握を行うとともに計画の推進にあたっての課題などを共有し、さらなる推進につなげていきます。

(2) 尼崎市環境審議会

- 「尼崎市環境審議会」は、市長の附属機関として、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するために設置されています。学識経験者や市民・事業者の代表、市議会議員で構成されおり、計画の進捗状況や課題について、適宜、助言などを行います。

(3) 市民・事業者・市の協力

- 市民・事業者・市が協力しながら計画を推進し、その進捗状況を確認する場として「あまがさき環境オープンカレッジ」を活用します。
- 市民や事業者による取組と積極的に連携を図りながら、支援を行っていきます。
- 事業者と産業界・研究機関などとの連携を支援していきます。

(4) 広域的な連携体制

- 市域を越えた広域的な課題については、市外の環境団体や国や県とも協力しながら取り組んでいきます。

2. 指標・取組状況の把握

- 計画の目標の達成度合いを確認していくうえで、量的な管理が適しているものについては数値指標を定め、何をどのように実施したかといった質的な管理が求められる目標については取組状況を把握していきます。
- 指標については、すでに策定されている環境関連の計画などと整合性を取りながら定めるとともに、環境関連の計画の改定や国の方針の変更などが生じた場合は指標の変更を行うなど対応していくものとします。

目標 1 低炭素社会の形成

- ・平成 42 年度（2030 年度）に市内の二酸化炭素排出量を 2,508 kt-CO₂ 以下にします（平成 42 年度（2030 年度）の二酸化炭素排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 28 %以上削減します）。

目標 2 循環型社会の形成

- ・平成 32 年度（2020 年）に市内での焼却対象となるごみの量を約 136,000 t 以下にします。（削減の取組を続けることにより、耐用年数が平成 37 年度（2025 年度）までの焼却施設である第 1 工場の建て替えが不要となります）

目標 3 安全で快適な生活環境の保全

- ・平成 35 年度に向けて環境基準の達成率の維持・向上により 100 %を目指します。

目標 4 多様な生き物の生息環境の保全

- ・市内での多様な生き物の生息環境の保全に関する取組を把握していきます。

目標 5 環境と経済の共生

- ・製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量を 1,031 kg-CO₂/百万円以下とします。

目標 6 環境意識の向上・取組の輪の拡大

- ・「あまがさき環境オープンカレッジ」を中心とした取組を把握していきます。

3. 計画の進行管理と見直し

- 計画の推進にあたっては、指標や取組状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取組へとつなげていきます。
- PDCAサイクル（Plan（計画） - Do（実施） - Check（点検・評価） - Act（改善））による進行管理を行うとともに、環境マネジメントシステムも活用しながら、目標達成に向けた継続的改善を図ります。

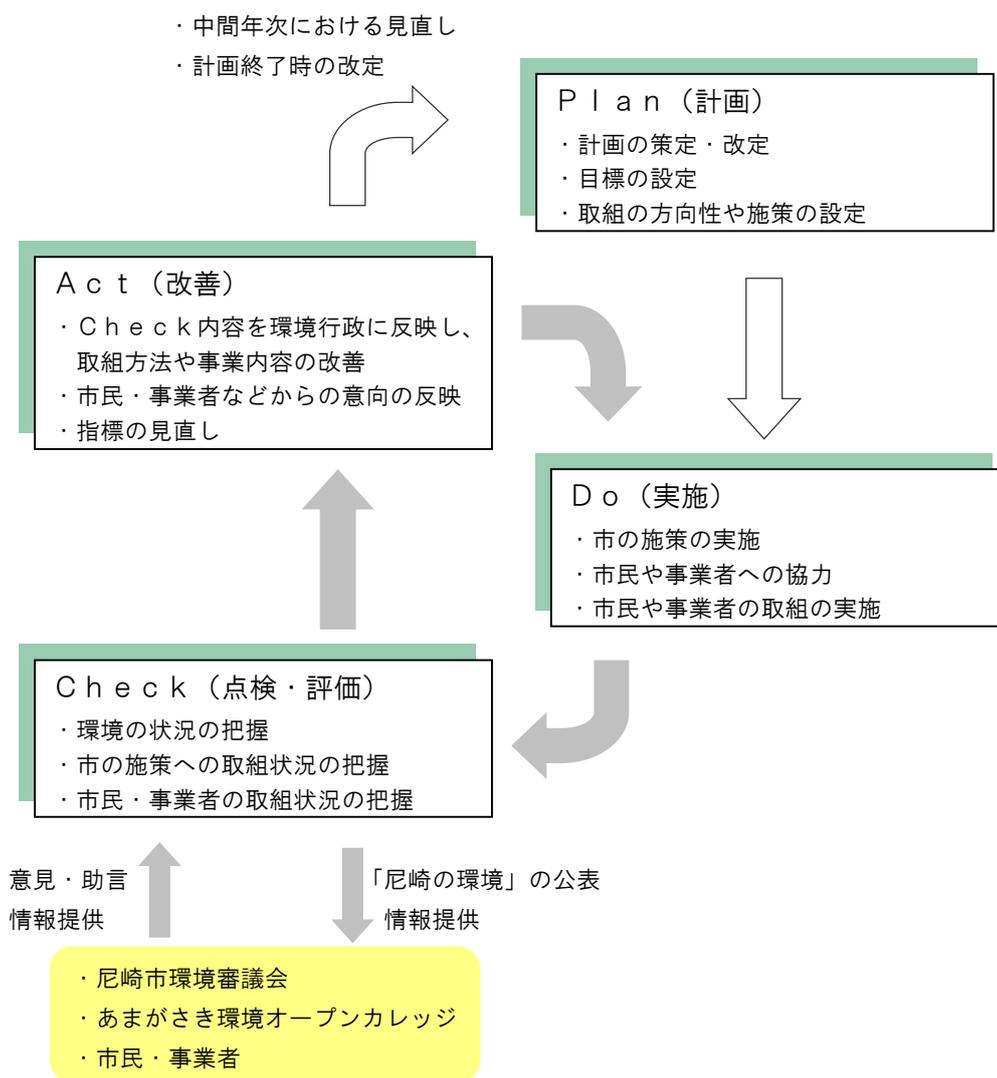
（1）年次単位の進行管理と公表

- ・各施策については、取組内容や事務事業評価における指標などにより取組状況を把握・評価しながら進捗管理を行います。

- ・ 指標や取組状況については、環境に関する基礎的なデータとともに本市の環境白書である「尼崎の環境」において公表・周知を図ります。

(2) 計画の見直し

- ・ 取組の進捗状況を把握し、中間年次（平成 30 年度（2018 年度）を予定）で取組の点検・評価を行った上で、総合計画の改定状況などを考慮しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。



【図 PDCAサイクル】

參考資料

資料1 計画策定の経緯

| 年月日 | 内容 |
|-------------------------------|---|
| 平成24年7月21日 ～ 平成25年1月19日 | アンケート 尼崎市の環境について 対象：環境創造課が実施する事業・イベント等への参加者 あまがさき環境オープンカレッジで実施する講座等への参加者 市政アンケート（あまっこねっと）への登録者・一般市民等 |
| 平成24年12月7日 | 第1回尼崎市環境審議会（総会） 議題：会長・副会長の選出について 尼崎市環境基本計画の改定に係るワーキンググループの設置について 尼崎市の環境施策（環境モデル都市の提案）について |
| 平成25年1月19日 | ワークショップ 第6回あまがさき環境塾 （あまがさき環境オープンカレッジの主催講座） 講座：尼崎の環境について話そう！ ・尼崎はどのような環境を目指すのか ・なぜそのような環境を目指すのか ・どのようにめざすのか |
| 平成25年5月23日 ～ 平成25年6月7日 | 市民・事業者アンケート（郵送） 対象：市民 1,500人 事業者 300社 |
| 平成25年7月10日 | 第1回尼崎市環境基本計画改定ワーキンググループ 議題：現行計画での取組の評価について 現行計画の課題について 尼崎市環境基本計画策定の方向性について |
| 平成25年7月24日 | 第2回尼崎市環境基本計画改定ワーキンググループ 議題：目指す環境像について 目指す環境像の実現に向けた目標と取組の方向性について 尼崎市における生物多様性の考え方について |
| 平成25年8月6日 | 第1回尼崎市環境基本計画策定庁内検討会議 議題：尼崎市環境基本計画の改定について |
| 平成25年8月19日 | 第1回尼崎市環境審議会（総会） 議題：尼崎市環境基本計画の策定について（第9次諮問） |
| 平成25年8月26日 | 第1回あまがさき環境オープンカレッジとの意見交換会 議題：尼崎市環境基本計画の策定について |
| 平成25年10月4日 | 第3回尼崎市環境基本計画改定ワーキンググループ 議題：尼崎市環境基本計画の施策体系について |
| 平成25年10月9日 | 第2回尼崎市環境基本計画策定庁内検討会議 議題：尼崎市環境基本計画の施策について |
| 平成25年10月22日 | 第2回あまがさき環境オープンカレッジとの意見交換会 議題：尼崎市環境基本計画の施策について |
| 平成25年11月1日 | 第4回尼崎市環境基本計画改定ワーキンググループ 議題：尼崎市環境基本計画における進捗管理について 尼崎市環境基本計画の素案について |

| | |
|--|--|
| 平成 25 年 11 月 19 日 | 第 2 回尼崎市環境審議会（総会） 議題：尼崎市環境基本計画の素案の策定について |
| 平成 25 年 12 月 24 日 ～ 平成 26 年 1 月 17 日 | パブリックコメントの実施 |
| 平成 26 年 3 月 20 日 | 第 3 回尼崎市環境審議会（総会） 議題：尼崎市環境基本計画の策定について（答申） |

資料2 尼崎市環境審議会 委員名簿

| 区分 | 氏名 | 所属 |
|---------|---------|-----------------------------|
| 学識経験者 | 赤澤 宏樹 | 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 准教授 |
| | 池田 正之 | 京都工場保健会 常勤顧問 |
| | 黒坂 則子 | 同志社大学法学部法律学科 准教授 |
| | ◎東海 明宏 | 大阪大学大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻 教授 |
| | 土井 健司 | 大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻 教授 |
| | ○中野 加都子 | 神戸山手大学現代社会学部環境文化学科 教授 |
| | 服部 保 | 兵庫県立大学 名誉教授 |
| | 弘本 由香里 | 大阪ガス(株) エネルギー・文化研究所 客員研究員 |
| | 本多 千明 | 武庫川女子大学文学部教育学科 講師 |
| | 増田 啓子 | 龍谷大学経済学部現代経済学科 教授 |
| | 宮川 雅充 | 関西学院大学総合政策学部総合政策学科 准教授 |
| | 山田 春美 | 日本水環境学会関西支部 理事 |
| 市議会議員 | 高濱 黄太 | 尼崎市議会議員（平成25年6月26日まで） |
| | 開 康生 | 尼崎市議会議員（平成25年6月26日まで） |
| | 明見 孝一郎 | 尼崎市議会議員（平成25年6月26日まで） |
| | 北村 章治 | 尼崎市議会議員（平成25年8月1日から） |
| | 田村 征雄 | 尼崎市議会議員（平成25年8月1日から） |
| | 丸岡 鉄也 | 尼崎市議会議員（平成25年8月1日から） |
| 市民の代表 | 福田 康代 | 尼崎消費者協会 会長 |
| | 松井 定雄 | 尼崎市社会福祉協議会 理事 |
| 産業界の代表者 | 上瀧 重行 | 協同組合尼崎工業会 副理事長 |
| | 土井 卓 | 尼崎商工会議所 常議員 |

◎ 会長 ○ 副会長

（臨時委員）

| | | |
|-------|-------|---------------|
| 学識経験者 | 石丸 京子 | 環境学園専門学校 客員教授 |
|-------|-------|---------------|

資料3 尼崎市環境基本計画改定ワーキンググループ 委員名簿

| 区分 | 氏名 | 所属 |
|-------|---------|-------------------------|
| 学識経験者 | 赤澤 宏樹 | 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 准教授 |
| | 土井 健司 | 大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻 教授 |
| | ◎中野 加都子 | 神戸山手大学現代社会学部環境文化学科 教授 |
| | ○服部 保 | 兵庫県立大学 名誉教授 |
| | 本多 千明 | 武庫川女子大学文学部教育学科 講師 |
| | 増田 啓子 | 龍谷大学経済学部現代経済学科 教授 |
| | 石丸 京子 | 環境学園専門学校 客員教授 |

◎座長 ○副座長

資料4 尼崎市環境基本計画策定庁内検討会議 委員名簿

| | 局 | 部 | 課 | 役職 |
|-----|----------|-------|--------------|----|
| 座長 | 経済環境局 | 環境部 | | 部長 |
| | 企画財政局 | 政策部 | 政策課 | 課長 |
| | 経済環境局 | 経済部 | 経済活性対策課 | 課長 |
| | 経済環境局 | 経済部 | 農政課 | 課長 |
| 副座長 | 経済環境局 | 環境部 | 環境保全課 | 課長 |
| | 経済環境局 | 環境部 | 資源循環課 | 課長 |
| | 都市整備局 | 都市計画部 | 開発指導課 | 課長 |
| | 都市整備局 | 土木部 | 河港・21世紀の森推進課 | 課長 |
| | 都市整備局 | 土木部 | 公園計画推進担当 | 課長 |
| | 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 学校教育課 | 課長 |
| 事務局 | 経済環境局 | 環境部 | 環境創造課 | |

【あ】

[ISO14001]

ISO（国際標準化機構）が平成 8 年（1996 年）に制定した環境マネジメント規格である。ISO 14000 シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっている。PDCA サイクルを回すことによって継続的な環境改善を図ることを目指す。登録申請に際しては、経営者の決意表明に始まり、環境理念と環境方針で目的や目標を定める。それを達成するために環境保全計画を立て、環境マネジメントシステムを構築して運用する。認証を受けることにより、対外的に環境経営をしていることが明確となり、社会的責任を果たしていることの評価及びグリーン調達上で優位性が高まることになる。

[アイドリングストップ]

信号待ちや荷物の積み下ろしなどの短時間の自動車の駐停車の際に、エンジンを停止させること。エンジンの稼働に伴う大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的としている。

[悪臭防止法]

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。同法では都道府県知事（指定都市、中核市、特例市及び特別区においてはその長）が規制区域の指定及び規制基準の設定を行うこととしている。

[尼崎大気汚染公害訴訟]

大気汚染を原因として、昭和 63 年（1988 年）12 月に住民らが、国や阪神高速道路公団、電力・鉄鋼などの 9 企業を相手とし、工場群からのばい煙と国道 43 号や阪神高速道路大阪西宮線などからの自動車排出ガスなどの大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求めた公害訴訟。平成 11 年（1999 年）には、企業との間で解決金の支払いと今後の公害防止対策を条件に和解が成立。平成 12 年（2000 年）には国・公団と和解が成立した。和解にあたり、国・公団による排出ガス削減・大型車交通規制をはじめとする施策の検討・実施を条件に、原告は差し止め請求・損害賠償を放棄した。

[尼崎 21 世紀の森構想]

本市の国道 43 号以南の臨海地域（約 1,000 ha）において、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境を創出し、自然と人が共生する環境

共生型のまちづくりを目指す構想。平成 14 年（2002 年）に兵庫県によって策定された。

[尼崎の森中央緑地]

尼崎 21 世紀の森構想のリーディングプロジェクト。「地域を育てる森づくり」を基本理念に掲げ、海に面した立地を活かし、失われた自然環境を回復・育成するとともに、大阪湾臨海部と内陸部の自然環境を結びつける結節点とし、大阪湾ベイエリアでの自然環境の広域拠点となることを目標としている。全体像は、兵庫県が策定した尼崎の森中央緑地基本計画（平成 16 年）により明らかとされている。地域の気候風土を考慮した植栽を行うとともに、県民や企業などの参画と協働により整備が進められている。

[尼崎版グリーンニューディール（AGND）]

「市内の環境の向上」と「地域経済の活性化」、「新規事業・雇用等の創出」の同時達成を目的とし、環境と産業の共生や地域経済の好循環を図るための様々な取組を推進している。取組を進めるにあたり①民間のエコ需要の喚起（市民のライフスタイルの変革や事業活動における環境配慮の促進）、②公共のエコ需要の喚起（まちづくりや公共施設設備の整備などにおける行政主体での環境配慮の率先推進）、③需要に応える供給の促進（環境配慮の需要に応える産業支援や新たな起業・産業化へ支援）、④市民・事業者のエコ意識・行動の変革の促進（地域資源を活かした環境保全・創造への取組の促進）の 4 つの視点を設定している。

【い】

[一般廃棄物]

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系一般廃棄物」と家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系一般廃棄物」に分類される。

[猪名川自然林]

本市北東部にある猪名川の旧河道約 2 km に成立していたエノキ・ムクノキ林を前身とする樹林。昭和 42 年（1967 年）に行われた猪名川のショートカット工事により、廃川となった蛇行部の堤防に成立していた樹林で、一部は都市公園として樹木（主に照葉樹）の追加植栽が施されているが、大半は手付かずのまま保全されてきた。しかし、公園として保存された間に、クスノキの高木がエノキやムクノキをしのぐ大木となったことや植栽された照葉樹が大きく成長してしまったなどの課題が生じている。現在、自然と文化の森協

会を中心として、地域の生物多様性の保全につながるよう様々な取組が実施されている。

【う】

【うんぱくー尼崎運河博覧会ー】

工都である尼崎市を支えてきた臨海地域の運河は、緑と水に触れられる憩いの空間として整備されつつある。これらの運河を広く知ってもらい「運河を使って、楽しむこと」を目的に開催されているイベント。運河クルージングやオープンカフェなどが行われている。

【え】

【エコあま君ロール】

尼崎市内の店舗や事業所などから回収されたオフィス古紙をリサイクルして作った100%古紙再生トイレットペーパー。NPO法人あまがさきエコクラブが販売している。

【エコカー（低公害車）】

NOx（窒素酸化物）やPM（粒子状物質）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなど環境性能に優れた自動車。例えば、燃料電池自動車や電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガスの自動車などがこれにあたる。

【エコ通勤】

自動車による通勤をはじめとした通勤交通は、渋滞や地球温暖化等の様々な問題の原因となっており、これを解決するために、従業員の通勤手段が自動車から電車やバス・自転車・徒歩等に自発的に転換するようにより望ましい通勤交通のあり方を考える取組のこと。

【エコプロダクツ】

環境に配慮した製品。サービス（エコサービス）も含めることがある。

【エコマーク】

様々な商品の中で生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して、環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベル。消費者が環境を意識に配慮した商品を選択できる。公益財団法人日本環境協会が審査を行っている。

【エコまち法】（都市の低炭素化の促進に関する法律）

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているため、都市機能の集約やそれと連携した公共交通機関の利用促進、建築物の低炭素化等の施策を講じることにより、地域における成功事例を蓄積し、その普及を図ること

を目的としている法律。

【「ECO未来都市・尼崎」宣言】

尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、協同組合尼崎工業会、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構、尼崎信用金庫、尼崎市の6者が、平成22年（2010年）に行った共同宣言。より良い環境を次世代に引き継いでいくことを意識した産業活動を行っていくために、一層の努力を傾ける契機とすることを目的としている。

【ESCO】（Energy Service Company）

ビルや工場の省エネ化に必要な技術・設備・人材・資金などのすべてを包括的に提供するサービス。ESCO事業は、省エネ効果をESCOが保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCOの経費等が、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな費用負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて導入企業の利益となる。

【NPO法人あまがさきエコクラブ】

市民・事業者・市の協働で取組を行っていた「あまがさきごみ減量作戦推進会議（AGG）」の呼びかけにより、一般社団法人尼崎青年会議所メンバー約40人を中心に平成13年（2001年）に設立され、翌年、

NPO法人となった団体。尼崎市を中心に活動する企業・地域コミュニティ及び一般市民に対して、再生資源の利用促進に関する事業を行い、古紙を回収するとともに、その紙で製造したトイレットペーパーの販売を行っている。

【お】

【オゾン層】

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10km～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

【オゾン層破壊物質】

オゾン層の破壊につながる原因物質を指すが、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書で規制の対象となっている物質を指すことが多い。日本では、オゾン層保護法に基づく特定物質としているものがこれに当たる。具体的には、特定フロン及びその他のCFC、トリクロロエタン、四塩化炭素などの有機塩素化合物や特定ハロンなどの有機臭素化合物を指す。

【オゾン層保護法】（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律）

国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を的確かつ円滑に実施するための特定物質の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を講じ、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的として定めた法律。

【温室効果ガス】

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

【か】

【カーシェアリング】

複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用すること。個人で所有するマイカーに対し、自動車の新しい所有・使用形態を提唱するもの。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされる。自動車への過度な依存による環境負荷の軽減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の活性化などが期待される。

【外来種】

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じえなかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

【環境基準】

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」として国が定める環境に関する基準。

【環境教育等促進法】（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律）

持続可能な社会を構築する上で公民、民間団体等が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることに加え、これらの取組を効果的に進める上で協働取組が重要であることに鑑み、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、それらに必要な事項を定める法律。

【環境上の基準】

尼崎市の環境をまもる条例第20条の規定に基づき、「良好な環境を確保するために必要な大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準」として市が定めるもの。

【環境配慮契約法】（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律）

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、国等の公的部門が契約をする際に、価格だけでなく、温室効果ガス等の排出等、環境への負荷をも考慮すること等を目的とした法律。平成19年11月22日施行。

【環境保全協定】

事業所における事業活動に伴って生じる環境への負荷の低減について事業者が実施するべき対策を定めるとともに、事業者が自主的かつ率先的な環境保全活動を行うことにより、地域の快適な環境の創造や地球環境の保全に資することを目的として、尼崎市と市内の事業所が締結している。協定書では、ばい煙や汚水などを発生する施設を設置しようとするときは事前に市と協議することなどについて定めている。

【環境マネジメント】

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

【環境マネジメントシステム】

環境マネジメントを行うための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み。

【環境モデル都市】

温室効果ガスの大幅な削減と低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を国が選定するもの。平成20年度（2008年度）に13都市、平成24年度（2012年度）に7都市、平成25年度（2013年度）に3都市が選定されている。各環境モデル都市において、削減目標を達成するためのアクションプラン（具体的な行動計画）を策定し、様々な取組が進められている。本市は平成24年度（2012年度）に選定されている。

【環境ラベル】

製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、①第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの（例：エコマークなど）、②事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、③ライフサイクルアセスメント（LCA）を基礎に製品の環境

情報を定量的に法事するもの等がある。

【沿道整備法】（幹線道路の沿道の整備に関する法律）

道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、沿道整備道路の指定や沿道地区計画の決定等に関し必要な事項が定められている。沿道の整備を促進するための措置を講ずることにより、道路交通騒音による障害を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図り、円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成に資することを目的としている。

【き】

【気候変動枠組条約】（気候変動に関する国際連合枠組条約）

地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行っていくため 1992 年（平成 4 年）5 月に採択され、1994 年（平成 6 年）3 月に発効した条約。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととされない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

【揮発性有機化合物】

インキ、ガソリン及び溶剤（シンナー等）等に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント生成の原因物質の一つ。

【京都議定書】（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書）

平成 9 年（1997 年）12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択された。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなど新たな仕組みが合意された。平成 17 年（2005 年）2 月に発効。

【京都議定書目標達成計画】

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、平成 17 年（2005 年）4 月に閣議決定され、平成 20 年（2008 年）3 月に改定された、京都議定書による日本の 6 %削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。

【共同配送】

運送業者が互いに協力しながら集荷や運送をすること。運送の効率化により輸送費の低減だけでなく、道

路交通の混雑を避けることなどを目的としている。

【く】

【グリーン経済】

環境問題に伴うリスクと生態系の損失を軽減しながら、人間の生活の質を改善し社会の不平等を解消するための経済のあり方。

【グリーン契約（調達）】（環境配慮契約）

製品やサービスを調達する際に、環境への負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

【グリーン購入法】（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続可能な発展が可能な社会の構築を推進することを目的とした法律。平成 13 年（2001 年）4 月 1 日施行。

【け】

【健康項目】

環境基本法に基づき定められた水質の環境基準のひとつ。人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、全国すべての公共用水域及び地下水について一律の基準値が定められている。重金属など 27 項目が対象となっている。

【こ】

【公害健康被害の補償等に関する法律】（公害健康被害補償法）（公健法）

旧法の「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（救済法）に代わって、昭和 48 年（1973 年）に制定された法律。公害に係る健康被害の損害を補うため、療養の給付（医療費）、補償費などの支給を行うとともに、公害保険福祉事業を行うことにより、公害健康被害者を保護することを目的としている。補償給付の対象は、大気汚染の影響による疾病が多発した第一種指定地域と、水俣病、イタイイタイ病及び慢性砒素中毒を指定疾病とする第二種指定地域の被認定患者である。昭和 62 年（1987 年）の法改正により第一種指定地域の解除が行われ、大気汚染に係る新規患者の認定は行われなかったが、それ以前の被認定患者については引き続き所定の補償給付が行われてい

る。併せて、新たな大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業を行うこととされている。

【公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法】（救済法）

公害健康被害は加害者を特定し、因果関係や故意過失の有無を立証することなど、その結論を得るまでには長期間を要することから、大気汚染が著しい地域の呼吸器疾患患者への医療費の助成などの救済は、民事責任とは切り離し、行政上の救済措置を講じることができるよう昭和44年（1969年）に制定された法律。

【光化学オキシダント】

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの酸化性物質（オキシダント）の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

【航空機騒音に係る環境基準】

L_{den}（時間帯補正等価騒音レベル）の値を専ら居住の用に供される地域については57デシベル以下、それ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域については62デシベル以下にすることとされている。

【小型家電リサイクル法】（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されていることから、その再資源化を促進するための措置を講ずることで、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律。再資源化計画の認定を受けた事業者等が、使用済小型電子機器等の再資源化を行う。

【国連持続可能な開発のための教育の10年】

①平成17年（2005年）1月からの10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、②ユネスコにその国際実施計画を作成するよう要請し、③各国政府がその実施のための措置を国内の教育戦略及び行動計画に盛り込むよう呼びかけた第57回国連総会決議に基づく取組。平成17年（2005年）9月にユネスコ執行委員会において国際実行計画が承認され、日本では、同年12月、関係省庁連絡会議を内閣官房の下に設置し、各方面から寄せられた意見等に配慮しつ

つ検討を進め、平成18年（2006年）3月、連絡会議において、わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画を定められた。

【こどもエコクラブ】

子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、平成7年（1995年）に当時の環境庁が主体となり発足した事業。現在は、公益財団法人日本環境協会に全国事務局を置く。

【子どもごみマイスター】

児童のごみ減量・リサイクルに対する関心や気付きを得るきっかけを作り、環境に配慮した行動を促す尼崎市の取組。出前教室としてマイスタースクールを実施し、家庭におけるごみ減量啓発冊子の活用に取り組んだ児童には「ごみマイスター」の称号を付与している。

【ごみ発電】

ごみ焼却時に発生する廃熱をボイラーで回収し、蒸気を生産させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても注目されている。

【コミュニティサイクル】

街中に複数の自転車の貸出拠点を設置し、利用者がいずれの拠点においても貸出・返却できる仕組み。

【さ】

【再使用】（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、①あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、あるいは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

【再生可能エネルギー】

エネルギー源として永続的に利用することができるものから生み出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

【再生利用】（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材料のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部

品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、科学的に処理して再利用することをケミカルリサイクル（例：ペットボトルを化学分解し再度ペットボトルにする）、焼却熱を利用することをサーマルリサイクルという（例：ごみ発電）。

【佐璞丘】（さぼくがおか）

藻川の河畔林。エノキ・ムクノキなどの落葉樹が群生するなど、市内では貴重な樹林である。近年、シュロや常緑樹の増加やゴミの不法投棄などの課題が生じている。このような中、平成22年（2010年）に「万葉の森・佐璞丘再生プロジェクト」が設立され、枯れ枝の除去や伐採等の樹林管理、植生・生物調査、市民を対象としたイベントなどが行われている。

【さわやか指導員】

地域のごみ捨てマナーの啓発や資源回収活動の推進についての指導的な役割について市から委嘱を受けた市民。尼崎市において、市民が主体となり、地域でのごみの分別・減量・リサイクルなどを進める取組であり、社会福祉協議会等の団体からの推薦により、2年の任期で委嘱している。

【産業廃棄物】

事業活動に伴って生じた廃棄物であり、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類に分類される廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づく適正な処理が必要である。

【酸性雨】

化石燃料の燃焼や金属精錬などにより大気中に放出される二酸化硫黄や窒素酸化物などを起源とする酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象。河川・湖沼・土壌が酸性化し、建造物・文化財などに影響を及ぼすことが懸念されている。大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合がpH5.6であるため、酸性雨の目安としてpH5.6以下とする場合が多いが、火山など周辺の状況によってもpHは変わってくる。

【し】

【CSR】（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの

考え方。行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

【COD】（Chemical Oxygen Demand 化学的酸素要求量）

水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。主に、海域で用いられる指標。

【資源集団回収】

町内会や子ども会、PTAなど地域団体が定期的に古紙・空き缶・空き瓶などの資源物を回収し、資源回収業者に引き渡し、再生利用を図る尼崎市の事業。本市では回収量に応じて回収団体に資源集団回収運動奨励金を交付している。

【自然と文化の森協会】

「自然と文化の森構想」を策定するにあたって、市と構想を検討していく市民グループとして、公募により「自然と文化の森を楽しむ会」が結成された。構想の策定後、楽しむ会のメンバーが発起人となり「自然と文化の森協会」が設立された。

【自然と文化の森構想】

猪名川自然林をはじめとする「豊かな自然環境」、猪名川・藻川をはじめ多くの水路からなる「うるおいのある水辺環境」、農地や集落がまともに残る「のどかな田園風景」、埋もれている「まちの価値、伝統、歴史」を見直し、それらを市民の財産として捉え、守り、活用していくための考え方を示したものの。

【自動車騒音に係る環境基準】

専ら住居の用に供される地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域については、昼間60デシベル、夜間55デシベル以下、主として住居の用に供される地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域のうち車線を有する道路に面する地域については、昼間65デシベル、夜間60デシベル以下にすることとされている。また、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として昼間70デシベル、夜間65デシベル以下にすることとされている。

【自動車排出ガス規制】

大気汚染防止法に基づき、自動車1台ごとの排出ガス量の許容限度が定められている単体規制、NOx・PM法に基づき、排出基準に適合していない車両について車検の登録ができなくなる車種規制、条例等で車

種及び燃料種などについて要件を定めて対象地域において車両の通行を制限する通行規制がある。

[市内の生き物の発見度]

生き物の生息状況を把握するとともに、生き物を調査することで尼崎の自然について興味をもち、理解を深めてもらうことを目的に「身近な自然から見た尼崎の自然調査」が行われている。この調査は、市内の中学生を中心とし、市民や事業者と協力しながら昭和50年（1975年）に1回目の調査が行われ、平成24年（2012年）までに6回の調査が行われている。生き物の発見の度合いを、4段階（よく見かける、時々みかける、見たことがある、見たことがない）で評価し、それぞれの評価を点数化することで、市内の生き物の発見度としている。

[省エネ改修]

建物のエネルギー消費量が、改修前と比較して減るような改修。窓ガラスに複層ガラスを用いるなどして断熱効果を高めたり、エネルギー効率の高い空調・給湯設備への更新を行う。

[省エネ診断]

設備の稼働状況やエネルギーの使用状況について調査・分析を行い、それらの結果に基づきエネルギーの効率的な使用ができるよう設備や機器の改善・導入や改修などについて提案を行うこと。

[循環型社会]

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成促進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分されることが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

[循環型社会形成推進基本法]

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本と成る事項などを規定した法律。

[循環型社会形成促進基本計画]

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画である。

[新幹線鉄道騒音に係る環境基準]

主として住居の用に供される地域は70デシベル以下、商工業の用に供される地域等は75デシベル以下とすることとされている。

[新幹線鉄道振動に係る要請限度]

勧告により、70デシベルを超える地域については緊急に振動源及び障害防止策等を講ずることとされており、病院や学校その他特に静穏の保持を要する施設のある地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置を講ずることとなっている。

[振動規制法]

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

【す】

[水質汚濁に係る環境基準]

水質保全行政の目標として、公共用水域及び地下水の水質について達成し維持することが望ましい基準を定めたもので、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）の2つからなっている。

[水質汚濁防止法]

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖系水域に対して、汚泥負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

[スマートコミュニティ]（スマートシティ）

情報通信技術の活用により電力・熱や未利用エネルギーの利用等を地域単位で適切に管理することで、そこで暮らす人や働く人がエネルギーを賢く利用できる地域社会。スマートメータやHEMS等の導入、太陽光発電システム等の自立分散型電源の導入、電気自動車に代表される次世代自動車等の利用といった設備の整備に加え、エネルギーを賢く利用するライフスタイルへと転換することで実現する。

[スマートハウス]

IT（情報通信技術）を使って家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅。具体的には、太陽光発電システムや蓄電池などのエネルギー機器、家電、住宅機器などをコントロールし、エネルギーマネジメント

を行うことで、二酸化炭素排出の削減を実現する省エネ住宅のこと。

【3R】

廃棄物の処理やリサイクルの優先順位を定めた概念。リデュース (Reduce)：廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse)：再使用、リサイクル (Recycle)：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

【せ】

【生活環境項目】

環境基本法に基づき定められた水質の環境基準のひとつ。河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値を定めている。pH やBOD など10項目が対象となっている。

【生態系サービス】

人々が生態系から得ることのできる便益のこと。食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。

【生物多様性】

生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と定義されている。極寒の極地から熱帯の赤道直下、乾燥地帯から湿地・水域、深海から高山までなど地球上のあらゆる環境に、進化の歴史を経て、様々な生物が適応し、それぞれの場所において、食物連鎖や共生のような生物同士のつながりを持って存在している状態のこと。「生態系（生息・生育環境）の多様性」、「種（種類）の多様性」、「遺伝子（個性）の多様性」の3つの多様性で説明されることが多い。

【生物多様性基本法】

生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と強制する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを

目的としている。

【生物多様性条約第10回締約国会議】

生物多様性条約の締約国（193の国と地域）が集まる最高意思決定機関であり、2年に一度開催されている。その第10回目の会議が平成22年10月に愛知県名古屋市で、日本が議長国となり開催された。2010年目標の評価と2010年以降の新しい目標の採択、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的枠組の検討などが主要な議題となった。

【生物多様性総合評価】（JBO：Japan Biodiversity Outlook）

1950年代後半から現在までの評価機関における、日本全国の生物多様性の損失の要因と状態等を総合的に評価したもの。

【全国学校・園庭ビオトープコンクール】

公益財団法人日本生態系協会が開催しているコンクール。国内のすべての学校、幼稚園・保育所を対象として実施している。自然の中で多くの生き物と直接ふれあうことで、豊かな感性をはぐくみ、命の大切さなどを知ることのできるビオトープを全国に広く普及することを目的としている。

【そ】

【騒音規制法】

工場及び事業場における事業活動及び建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

【た】

【ダイオキシン類】

有機塩素系化合物。廃棄物等の焼却により生成されることが問題となった。ダイオキシン類は塩素を含む有機化合物の一種で単体の物質ではなく、類似した化学的性質を有する複数の物質をひとまとめにした総称である。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質として定義される。生殖、脳及び免疫系等に対する影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常生活の中で摂取する量では、急性毒性は発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。また、ダイオキシン類は塩素を含む物質を燃やしたときに発生するなど、人の活動に伴って発生する化学物質であって本来環境中には存在しないものである。

【ダイオキシン類対策特別措置法】

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の生活を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

[大気汚染防止法]

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

【ち】

[地球温暖化対策推進法](地球温暖化対策の推進に関する法律)

地球温暖化対策を推進するための法律。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。

[地産地消]

地域で生産された農産物をその地域で消費しようとする取組。食料自給率の向上や輸送による消費エネルギーの削減に加え、直売所や加工などを通じて、6次産業化につながり、地域の農業や関連産業の活性化も期待される。

[長期優良住宅建築等計画]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定されている。法律では、構造躯体の劣化対策や耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有しているなど長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じた住宅(長期優良住宅)の建築や維持保全に関する計画を策定し、所管行政庁へ認定の申請をすることができる。認定を受けた場合には税制の優遇などを受けることができる。

【つ】

【て】

[低炭素建築物新築等計画]

エコまち法(都市の低炭素化の促進に関する法律)

に規定されている。建築物の低炭素化に資する措置が講じられている建築物の新築等を行う場合には、低炭素化に資する建築物の新築等に関する計画を作成し、所管行政庁へ認定を申請することができ、認定を受けた建築物(低炭素建築物)で一定のものについては、税制の優遇などを受けることができる。

[低炭素社会]

化石燃料消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルにしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会。

[電力排出係数]

単位あたりの電気の使用に伴い発生する二酸化炭素量を係数化した数値で、電力量1kWhの発電に伴う排出される二酸化炭素の量を指す。単位はkg-CO₂/kWh。

【と】

[特定外来生物]

海外から日本に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外で生息することとなる生物。本来の生息地又は生息地を有する生物とその性質が異なることにより日本の生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)第2条第1項に規定されている。

[特定フロン]

フロン類とは、フッ素系ガスのことであり、安全(無毒・不燃)かつ高性能であることから、冷凍空調機器(エアコン冷蔵庫など)の冷媒のほか、スプレーや断熱材などに幅広く利用されている。特定フロンとは、CFC(クロロフルオロカーボン)やHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)のようにオゾン層の破壊に関与するものや高い温室効果を持ち、オゾン層保護法のため、国際条約により規制の対象となっているフロンのことである。現在は、オゾン層破壊作用がない代替フロンへの転換が進んでいる。

[土壌汚染対策法]

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めたもの。平成21年(2009年)4月の改正により、一定規模以上の土地の形質変更時の調査の実施、自主的な調査の活用、汚染土壌の適正な処理の義務付けなどが規定された。

[トリクロロエチレン]

有機塩素系溶剤の一種。無色透明の液体でクロロホルムに似た臭いを有し、揮発性、不燃性を有し、水に難溶である。洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、テトラクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっているとともに、大気中の長期低濃度曝露による健康被害が懸念されている。

【な】

【に】

[二酸化窒素]

赤褐色・刺激臭の気体であり、代表的な大気汚染物質。二酸化窒素はせき・たんの発症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られている。

[21 世紀の尼崎運河再生プロジェクト]

尼崎臨海地域の貴重な財産である運河や河川を核に、自然と人と産業の良好な共生環境による持続的発展が可能な「21 世紀の環境先進都市」の創造を目指す取組。運河や河川の新しい価値を見出すため、人々が集まり、憩える空間を提供し、市民が水辺に近づける環境の形成に取り組んでいる。

【ぬ】

【ね】

【の】

[ノーマイカーデー]

マイカー使用の自粛に努める日として毎月 20 日を設定。阪神地域 7 市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市）で、「阪神地域ノーマイカーデー推進連絡会」を設置している。自動車に起因する大気汚染や騒音等の環境問題や地球温暖化問題の解決のために、自動車の使用する際の意識の向上を図り、マイカー通勤の自粛やアイドリング・ストップ運動等をはじめとする環境に配慮した自動車運転の普及を促進することを目的としている。

[NOx・PM法]（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）

自動車交通の集中等により、大気汚染防止法等の既存の施策のみによって大気環境基準の確保が困難となっている地域において、自動車から排出される NOx（窒素酸化物）及び PM（粒子状物質）の総量を削減し、大気環境の改善を図ることを目的とする法律。平成 25 年度現在、この法律に基づき、関東、関西及び

中部の約 250 市区町村が対策地域として指定され、他の地域よりも厳しい排ガス規制（車種規制）が適用されている。

【は】

[廃棄物処理法]（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出を抑制し、その適正な保管、収集、運搬、再生、処分等を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。

[廃熱]

工場の生産工程などで使用される燃料や電力等のエネルギーのうち、環境中に排出される熱。廃熱を回収し、利用することにより、熱源として使用される化石燃料や電力の削減が期待される。

[発生抑制]（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の超寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が必要。消費者は、使い捨て製品や不用品を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しをしないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

【ひ】

[ヒートアイランド現象]

都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化したことによる。

[PCB]（ポリ塩化ビフェニル）

PCB は昭和 4 年に初めて工業製品化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、さまざまな用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和 49 年（1974 年）に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。しかし、PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保

管し続けてきており、平成 13 年（2001 年）に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図った上で平成 38 年度（2026 年度）末までに処理を終えることとしている。

【PCB 特措法】（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）

PCB 廃棄物の保管、処分等について必要な規制を行うとともに、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められた法律。処分そのものを一定期間内に確実に行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

【PDCA サイクル】

計画を作成（Plan）し、その計画を実行（Do）し、結果を点検・評価し（Check）し、計画の遂行がうまくいっていない部分の改善（Act）を行いながら計画を進めること。

【BOD】（Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量）

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。主に河川域で用いられる指標。

【ピオトープ】

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間。特に、開発事業などによって自然環境の損なわれた土地や校庭などに造成された生物の生息環境空間を指して言う場合もある。

【光害】（ひかりがい）

良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用によって阻害されている状況、又はそれによる悪影響。

【微小粒子状物質】（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が 2.5 μm 以下の小さなものをいう。健康への影響が懸念されている。

【物質循環】（マテリアルフロー）

特定の地域で一定期間に投入される物質の総量や地域内での物質の流れ、地域外への物質の総排出量を集計したもの。投入されたものは、建築物や社会インフラとして蓄積、製品等として輸出、エネルギー消費等による排出を経る。物質のうち一部は循環利用され、最終的に廃棄物となる。これらを分析することにより、経済活動による天然資源その他資源の消費抑制の可能性を明らかにすることができる。

【ふ】

【FEMS】

工場向けエネルギー管理システム。

【浮遊粒子状物質】

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が 10 μm 以下のもの。

【へ】

【閉鎖性海域】

外部との水の交換が少ない内湾や内海。閉鎖性海域では流入してくる汚濁負荷が、外部へ流出しにくいいため、同水域内に蓄積する。大都市や工業地帯に面している閉鎖性海域では水質汚濁が著しく、富栄養化も進行している。外洋との海水交換が悪く、周辺からの流入汚濁負荷が大きい東京湾、伊勢湾、瀬戸内海などでは赤潮が発生している。

【HEMS】

家庭向けエネルギー管理システム。

【BEMS】

ビル向けエネルギー管理システム。

【ほ】

【ま】

【マイバッグ】

スーパー等で買物の際に受け取る袋（レジ袋）の削減のために持参する袋。

【街なみ街かど花づくり運動】

市民自らの手でまちを花で飾り、街なみ景観の向上を図ることで尼崎のイメージアップを図るために、平成 8 年（1996 年）から市民ボランティアにより活動が行われている。種から花を育て、公園や道路、駅前などで多くの人の目を楽しませている。この運動の推進のために、「尼崎花のまち委員会」が設立されている。

【み】

【む】

【むこっ子ロード】

武庫幼稚園・武庫小学校・武庫中学校の学校園間の道路や水路の空間のこと。市民と市の協働により、子どもたちが水辺の自然とふれあい、行き来する人々が憩い、心安らぐ空間を整備することで、世代間の交流や武庫地区の自然環境の豊かさの再発見を通じ、地域への誇り・愛着心を醸成することを目指している。むこっ子ロード整備実行委員会が取り組んでいる。

【め】

【メガソーラー】

出力 1 メガワット以上の大規模な太陽光発電。設置

発電所建設には広大な用地を必要となる。

【も】

【や】

【ゆ】

【よ】

【ら】

【り】

【立体的な緑化】（立体緑化）

建築物等の壁面を利用した緑化やベランダ緑化、屋上緑化などのこと。塀や建築物の壁などを利用してツタ植物を植栽したり、ポットによるハンギングをすることで、壁面の緑化が図られる。景観の向上だけでなく、生き物の生息環境の創出やヒートアイランド現象の緩和などに効果がある。

【る】

【ルーム・エコクラブ】

環境学習の支援施設として尼崎市役所内に開設。平成26年度（2014年度）からその名称を廃止し、機能（環境に関する図書や学習機材の貸出し、環境活動のためのミーティングスペースの提供）をあまがさき環境オープンカレッジに事業委託している。

【れ】

【レアメタル】

レアメタルの定義については、国際的に定まったものはないが、一般的には、地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難である鉱種等。鉱業審議会においては、現在工業用需要があり、今後もあるものと、今後の技術革新に伴い新たな工業用需要が予測されるもの31鉱種についてレアメタルと定義している。

【ろ】

【わ】

計画の見直し

1. 見直しの内容

「第4章 計画の推進 3. 計画の進行管理と見直し」に基づき、中間年次である平成 30 年度に計画の取組状況と計画の内容に関する国内外の動向等を整理したところ、尼崎市地球温暖化対策推進計画（平成 31 年 3 月）の内容について対応ができていなかったことから、次のとおり計画に反映させました。

- 尼崎市地球温暖化対策推進計画において適応策に関する施策が掲げられたため、本計画においても適応策に関する取組を追加しました。

| | |
|------|---|
| 修正箇所 | 第3章 目指す環境像の実現に向けて 3. 目標を実現するための取組の方向性と施策 |
| 見直し前 | 目標1 低炭素社会の形成 取組の方向性① エネルギーの使用量を減らします 施策ア 環境に配慮した生活様式や事業活動についての意識啓発 施策イ 環境にやさしい住まい・省エネ製品などの普及促進 取組の方向性② エネルギーを効率よく使います 施策ア 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用促進 施策イ 自動車による環境負荷を軽減させる交通環境の整備 施策ウ エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進 |
| 見直し後 | 目標1 低炭素社会の形成 取組の方向性① エネルギーの使用量を減らします 施策ア 環境に配慮した生活様式や事業活動についての意識啓発 施策イ 環境にやさしい住まい・省エネ製品などの普及促進 取組の方向性② エネルギーを効率よく使います 施策ア 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用促進 施策イ 自動車による環境負荷を軽減させる交通環境の整備 施策ウ エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進 取組の方向性③ 地球温暖化の影響を知り、備えます 施策ア 気候変動の影響・被害に関する情報収集・発信 施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応の推進 |

- 目標1で掲げている二酸化炭素排出量に関する指標については、尼崎市地球温暖化対策推進計画において設定されている削減目標に修正しました。

| | |
|------|---|
| 修正箇所 | 第4章 計画の推進 2. 指標・取組状況の把握 |
| 見直し前 | 平成 32 年（2020 年）に市内の二酸化炭素排出量を 3,360 kt-CO ₂ 以下にします（平成 32 年（2020 年）の二酸化炭素排出量を平成 2 年（1990 年）比で 15 %以上削減します）。 |
| 見直し後 | 平成 42 年度（2030 年度）に市内の二酸化炭素排出量を 2,508 kt-CO ₂ 以下にします（平成 42 年度（2030 年度）の二酸化炭素排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 28 %以上削減します）。 |

- 尼崎市地球温暖化対策推進計画において製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量が指標として設定されたため、本計画においても目標 5 の指標として製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量を設定しました。

| | |
|------|---|
| 修正箇所 | 第4章 計画の推進 2. 指標・取組状況の把握 |
| 見直し前 | 製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量を低下させます。 |
| 見直し後 | 製造品出荷額等あたりの二酸化炭素排出量を 1,031 kg-CO ₂ /百万円以下とします。 |

2. 尼崎市環境基本計画中間総括及び見直しの経緯

| 年月日 | 内容 |
|------------------|---|
| 平成 31 年 3 月 11 日 | 平成 30 年度第 3 回尼崎市環境審議会（総会） 議題：会長・副会長の選出について 尼崎市地球温暖化対策推進計画の策定について 尼崎市環境基本計画中間総括・平成 29 年度の取組について |

3. 尼崎市環境審議会 委員名簿（平成 31 年 3 月 11 日時点）

| 区分 | 氏名 | 所属 |
|-------------------|--------|-----------------------------|
| 学識経験者 | ○赤澤 宏樹 | 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授 |
| | 石田 裕子 | 摂南大学理工学部都市環境工学科 准教授 |
| | 上田 佳代 | 京都大学大学院工学研究科 都市環境工学専攻 准教授 |
| | 尾崎 平 | 関西大学環境都市工学部都市システム工学科 准教授 |
| | 角松 生史 | 神戸大学 大学院法学研究科 教授 |
| | 下田 吉之 | 大阪大学大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻 教授 |
| | 土井 健司 | 大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻 教授 |
| | ◎東海 明宏 | 大阪大学大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻 教授 |
| | 服部 保 | 兵庫県立大学 名誉教授 |
| | 花田 真理子 | 大阪産業大学大学院人間環境学研究科 教授 |
| | 本多 千明 | 武庫川女子大学文学部教育学科 講師 |
| | 宮川 雅充 | 関西学院大学総合政策学部総合政策学科 教授 |
| 市議会議員 | 眞田 泰秀 | 尼崎市議会議員 |
| | 徳田 稔 | 尼崎市議会議員 |
| | 明見 孝一郎 | 尼崎市議会議員 |
| 市民の代表者 | 大原 一憲 | NPO 法人あまがさき環境オープンカレッジ 理事長 |
| | 福田 康代 | 尼崎消費者協会 会長 |
| | 横田 敏治 | 尼崎市社会福祉協議会 理事 |
| 産業界の代表者 | 田中 則彰 | 尼崎工業会 副理事長 |
| | 塚本 治 | 尼崎商工会議所 常議員 |
| 産業界の代表者 (臨時委員) | 加美田 保則 | 大阪ガス株式会社 近畿圏部兵庫地域共創室 課長 |
| | 渡辺 三千男 | 関西電力株式会社 兵庫支社 担当部長 |

尼崎市環境基本計画

～『E C O未来都市 あまがさき』を目指して～

編集・発行 経済環境局環境部環境創造課

TEL 06-6489-6301 FAX 06-6489-6300
